

目 次

○第1号（9月2日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
説明のため出席した者.....	4
事務局職員出席者.....	4
議長あいさつ.....	5
町長あいさつ.....	5
開会・開議.....	5
諸般の報告.....	6
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	6
日程第 2 会期の決定.....	6
日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書.....	7
日程第 4 議案第 4 5号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の 制定.....	10
日程第 5 議案第 4 6号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例.....	15
日程第 6 議案第 4 7号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例.....	21
日程第 7 議案第 4 8号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例.....	26
日程第 8 議案第 4 9号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	31
日程第 9 議案第 5 0号 群馬県市町村会館管理組合規約の変更に関する協議 について.....	32
日程第 10 議案第 5 1号 平成20年度榛名興産市町村組合歳入歳出決算認定 について.....	33
日程第 11 議案第 5 2号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて.....	36
日程第 12 議案第 5 3号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	52
日程第 13 議案第 5 4号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について.....	54

日程第14	議案第55号	平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	59
日程第15	議案第56号	平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	63
日程第16	議案第57号	平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	69
日程第17	議案第58号	平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	79
日程第18	議案第59号	平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	83
日程第19	議案第60号	平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	87
日程第20	議案第61号	平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について.....	91
日程第21	議案第62号	平成21年度吉岡町一般会計補正予算(第2号).....	97
日程第22	議案第63号	平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号).....	102
日程第23	議案第64号	平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号).....	103
日程第24	議案第65号	平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号).....	106
日程第25	議案第66号	平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号).....	108
日程第26	議案第67号	平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号).....	110
日程第27	議案第68号	平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号).....	111
日程第28	議案第74号	平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号).....	113
日程第29	議案第75号	平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール新築工事請負契約の締結について.....	114
日程第30	議案第77号	平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第1号).....	116
日程第31	同意第2号	吉岡町教育委員会委員の任命について.....	117

日程第 5	議案第 4 8 号	吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例.....	2 0 4
日程第 6	議案第 4 9 号	吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	2 0 5
日程第 7	議案第 5 2 号	平成 2 0 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて.....	2 0 5
日程第 8	議案第 5 3 号	平成 2 0 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	2 0 6
日程第 9	議案第 5 4 号	平成 2 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について.....	2 0 6
日程第 1 0	議案第 5 5 号	平成 2 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について.....	2 0 7
日程第 1 1	議案第 5 6 号	平成 2 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について.....	2 0 7
日程第 1 2	議案第 5 7 号	平成 2 0 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について.....	2 0 8
日程第 1 3	議案第 5 8 号	平成 2 0 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	2 0 8
日程第 1 4	議案第 5 9 号	平成 2 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	2 0 9
日程第 1 5	議案第 6 0 号	平成 2 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について.....	2 1 0
日程第 1 6	議案第 6 1 号	平成 2 0 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定 について.....	2 1 2
日程第 1 7	議案第 6 2 号	平成 2 1 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)	2 1 2
日程第 1 8	議案第 6 3 号	平成 2 1 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 1 2
日程第 1 9	議案第 6 4 号	平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算 (第 2 号)	2 1 3
日程第 2 0	議案第 6 5 号	平成 2 1 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 1 号)	2 1 3
日程第 2 1	議案第 6 6 号	平成 2 1 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算 (第 1 号)	2 1 4
日程第 2 2	議案第 6 7 号	平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算	

	(第1号)	2 1 4
日程第23	議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	2 1 5
日程第24	議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号)	2 1 5
日程第25	議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小 学校プール新築工事請負契約の締結について.....	2 1 6
日程第26	議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算 (第1号)	2 1 6
日程第27	請願・陳情審査報告.....	2 1 6
日程第28	請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書.....	2 1 8
日程第29	陳情第 2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009 年非核平和行進要請書.....	2 1 9
日程第30	陳情第 3号 JR上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けて の陳情書.....	2 1 9
日程第31	陳情第 4号 地区要望.....	2 2 0
日程第32	陳情第 5号 駒寄PAに大型車まで乗り入れのできるETC専用 インターチェンジの早期実現に向けての陳情書.....	2 2 0
日程第33	発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の国負担率の2分の1復元 と教育予算の拡充を求める意見書.....	2 2 1
日程第34	議員派遣について.....	2 2 2
日程第35	総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 2 3
日程第36	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 2 3
日程第37	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....	2 2 3
日程第38	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	2 2 3
	議長あいさつ.....	2 2 4
	町長あいさつ.....	2 2 4
	閉 会.....	2 2 4

平成21年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成21年9月2日（水曜日）

議事日程 第1号

平成21年9月2日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 5 議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第50号 群馬県市町村会館管理組合規約の変更に関する協議について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第10 議案第51号 平成20年度榛名興産市町村組合歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第11 議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第14 議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第15 議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第16 議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第17 議案第58号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第18 議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第19 議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第20 議案第61号 平成20年度吉岡町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第21 議案第62号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第22 議案第63号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第23 議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第24 議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第25 議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第26 議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第27 議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第28 議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第29 議案第75号 平成21年度まちづくり交付金吉岡町立明治小学校プール新築工事請負

契約の締結について

(提案・質疑)

日程第 3 0 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案・質疑)

日程第 3 1 同意第 2 号 吉岡町教育委員会委員の任命について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 3 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 復元と教育予算の拡充を求
める意見書の採択に関する請願書

陳情第 2 号 核も戦争もない平和な 2 1 世紀を築くための 2 0 0 9 年非核平和行進要
請書

陳情第 3 号 J R 上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けての陳情書

陳情第 4 号 地区要望

日程第 3 4 陳情第 5 号 駒寄 P A に大型車まで乗り入れのできる E T C 専用インターチェンジの
早期実現に向けての陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	森田潔君	代表監査委員	羽鳥善保君

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本日ここに、9月定例会が招集されたところ、議員各位におかれましてはご多忙にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、既にご案内のとおり、一般に言う「決算議会」であり、補正予算や請負契約の締結、条例や人事案件等も審議する極めて重要な定例議会と言えます。

議員各位には、慎重な審議と適正な判断をお願いいたします。

天候が不順なことしの夏でしたが、盆も過ぎ朝晩は秋めいてきたとはいえ、まだまだ暑さも残る折、十分ご自愛され、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長の発言を許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成21年度第3回定例会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

心配されました台風11号も北上し、季節は夏が去り、秋の気配が朝夕感じられます。議員各位におかれましては、大変お忙しい中、全員の議員の出席のもと開会できますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、第3回定例会におきましては、平成20年度の一般会計を初めといたしまして、特別会計を含めまして、決算の認定、平成21年度の一般会計と補正予算、報告1件、議案27件、同意1件、諮問1件、合計で30件を上程させていただくものであります。

今回の定例会は、決算議会とも言われております。補正につきましても、少ない財源の中から算出したところでもあります。慎重審議をしていただき、いずれも原案のとおり認定、可決及び同意の議決を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（岩寄幸夫君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回吉岡町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により、会議を進めます。

諸般の報告

議長（岩寄幸夫君） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

1．請願・陳情文書表、2．例月出納検査結果報告、3．定期監査結果報告、4．委員
会研修報告、5．視察報告、以上お手元に配付しましたとおり、諸般の報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により議長において13番栗原近儀議員、
14番栗田政行議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より
委員会報告を求めます。

14番栗田議員。

〔議会運営委員長 栗田政行君登壇〕

議会運営委員長（栗田政行君） 議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

去る8月27日午後1時45分より議会運営委員会を開催し、平成21年第3回定例会
の会期日程について協議を行いました。

会期については本日9月2日より14日までの13日間とし、再開日時は9月11日午
前9時から一般質問のみを行い、最終日時は9月14日午前9時からと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から14日までの13日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの13日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書を議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告させていただきます。報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、ご報告を申し上げます。

町では、平成20年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって、議会に報告するものであります。

実質公債費比率は9.9%、将来負担比率は33.5%で、いずれの数値も早期健全化基準等を下回っております。

詳細につきましては、財務課長より報告をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。いずれも平成20年度の決算に基づき算定した数値でございます。

1 健全化判断比率のうちの実質赤字比率でございますが、これは一般会計、学校給食事業等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計のすべてを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。すべての会計の黒字や赤字を合算したもので、これについても実質赤字額はありませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、9.9%となりました。前年度は10.5%でございます。0.6ポイント率が改善された要因といたしましては、実質公債費比率の計算式の分子である公債費に充てた金額の減少と、分母に当たる普通交付税等の

金額の増加でございます。借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものですが、早期健全化基準は25%です。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、33.5%になりました。前年度は24.8%であり8.7ポイント悪くなりましたが、主な要因といたしましては、将来負担額の算出式の分子に当たる公営企業債等繰り入れ見込み額の増及び公営企業職員の退職負担金見込み額の増で、これは県の指導により、今年度から公営企業職員の分を加えたためでございます。一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものですが、早期健全化基準は350%です。

次に、2の資金不足比率でございますが、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございますが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも資金の不足額はありません。

なお、監査委員さんには、平成21年8月11日審査をお願いし、平成21年8月20日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、計数的に整合しているとの確認をいただきました。本町の比率につきましては、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、さらに財政の健全化に努める必要があると考えております。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1番（坂田一広君） 将来負担比率の割合が増加したということでございますけれども、この増加理由といたしまして、この退職金に対する負担見込み額が、県の指導によって分子の部分がふえたというのはよく理解できるところでございますけれども、公営企業債と繰り入れ見込み額の2億5,662万4,000円増というものの内容というか、内訳を教えてくださいましたらと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 将来負担額の算出の分子に当たる公営企業債と繰り入れ見込み額の増ということの理由は何かということでございますけれども、これにつきましては、農業集落事業で上野田に炭化施設ができましたけれども、その辺の起債の増ということでございます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

5 番近藤議員。

〔5 番 近藤 保君発言〕

5 番（近藤 保君） 5 番近藤です。

ただいまいろいろな指標が公表されまして、まことに結構だと思いますけれども、財政の硬直化について1、2お伺いさせていただきます。

経常収支比率については、昨年の12月議会で一般質問で多少当たらせていただきましたけれども、今年度突如として93.6%、プラス4.2%ということで、大分硬直化が進んでいると思いますけれども、まずその中身についてご説明をお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 今ちょっと書類を出します。少し時間をいただけますでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） よろしいでしょうか。（「その辺は後でお願いするとして、もう一問いいですか」の声あり）近藤議員。

〔5 番 近藤 保君発言〕

5 番（近藤 保君） ただいまのは余り細かくなくも結構ですけれども、かいつまんだところで説明いただければ結構だと思います。

その次に、経常一般財源比率というのがございますが、やはりそちらの方もこれに比例して、100を割り込んで97というふうになっています。大分硬直化が進んでいると思いますけれども。

次に、費目別のシェアの割合なのですが、これが進んだのは、私としては民生費が大分膨らんでおる結果でないかというふうに感じております。10年ぐらい前は民生費については20%、平成20年度は30.5%というふうな、七、八年の間に民生費の割合が10%増加していると。ほかの教育、総務以下、すべてのものが今年度の指標が前年度に対して下回っておるということで、民生費が毎年1、2%コンスタントに上がっておるということは、やはり硬直化が進んでいる土壌は既にあつたのではなからうかというふうに思います。これの解決策に向けて、何か案がございましたら説明をいただきたいと思いません。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 民生費等が毎年伸びているというようなことでございますけれども、民生費につきましては、社会福祉、生活扶助、そういうものが、吉岡は人口もふえております

ので、その辺が影響しているのかなということで考えておりますけれども、この辺につきましても、なるべくよく精査をして、扶助費は当然出るものなのでございますけれども、なるべく節減をしていきたい、このようなことも考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） そのとおりだと思います。やはり、これを解決するのに今、課長さんがおっしゃいましたように、民生費については着実にパーセントとして伸びておりますし、シェアとして伸びておりますので、やはり母数になる税金、あるいは調定額と実質収入額との差、そういうものを今後詰めていただければ、少しでも改善できるかなというふうに思いますので、今後の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

本議案は、平成22年4月に全県で設立される群馬県農業共済組合に職員を派遣するために条例の整備を行うものであります。

現在、農業共済事業に関する事務は渋川広域市町村圏振興整備組合が行っていますが、4月から設立される新組合に移行されます。そこへ職員を派遣するために、公益法人等への一般職の地方公務員等の派遣等に関する法律の規定によって、本条例の制定をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定につきまして、町長の補足説明を申し上げさせていただきます。

農業災害補償法の規定に基づく農業共済事業に関する事務につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、現在は渋川広域市町村圏振興整備組合で共同で処理をしておりますけれども、平成22年4月に全県を一つにする群馬県農業共済組合が設立されます。新組合に、当分の間は関係市町村から職員を派遣するということになっております。町がその組合に職員を派遣するために、給与あるいは福祉厚生等に関する事項を条例で定めるとするものでございます。

なお、農業共済事業が渋川広域組合の共同処理する事務から除外されることに伴いまして、組合の規約、それから組合行政組織規則の改正、それと農業共済関係の条例や規則の廃止等の手続きが発生しますけれども、これにつきましては、来年の3月までに完了するものと考えております。

それでは、条文の朗読は省かせていただきまして、内容についてご説明を申し上げます。

まず、第1条は条例制定の趣旨を示すものでございます。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定められた必要な事項を、第2条以下で規定するものでございます。

第2条は職員の派遣についてで、第1項につきましては派遣することのできる法人等の規定、それから第2項は派遣することのできない職員の規定、第3項は派遣先団体と福利厚生等に関する事項の取り決めを定める規定でございます。

第3条は派遣職員の職務への復帰を規定するものでございます。ここで第4号でございますけれども、地方公務員法第28条第1項第2号とは、心身等の故障で職務に支障があるとき、それから第3号はその職に適格性を欠くときは復職をさせるとする規定でございます。それから第5号は心身等の故障などにより退職したとき、それから第6号は地方公務員法の第29条第1項第5号、または第3号に該当するとありますのは、これは法令違反あるいは非行のあった場合を規定しているものでございます。

次の第4条でございますが、これは派遣職員の給与を規定するものでございまして、派遣期間中は給料、ほかの諸手当等につきまして100分の100以内を支給するとするものでございます。

それから、第5条は職務に復帰した職員に関する吉岡町職員の給与に関する条例の特例を定めるものでございまして、派遣先の団体で勤務していた業務も公務とみなすとする規定でございます。

第6条は派遣された職員の復帰時における処遇の規定で、他の職員と均衡上必要が認められたときは調整ができるとするもので、派遣された職員が復帰後に不利益を受けないよう規定するものでございます。

第7条は企業職員または単純労務職員である派遣職員の給与の種類を規定したものでございまして、法第6条第2項に規定する業務に従事するという、これは地方公共団体の委託を受けて業務を行う団体に派遣された職員、あるいは地方公共団体と共同して業務を行うために設立された団体等に派遣された職員などに対する給与の種類を規定するものでございます。

次の第8条は派遣先団体に派遣職員の処遇の状況等を報告させるとする規定でございます。

第9条につきましては、規則への委任を定める規定でございます。

附則としまして、施行日は組合が設立される予定の平成22年4月1日とするものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） お聞きしたいのですけれども、この組合に対する職員の派遣というものは恒常的になるのかどうかということと、現在、吉岡町の職員は大変少ない状況でございまして、町の業務に対して支障はないのかという点をお伺いしたいと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 2点ほど坂田議員からご質問いただきましたけれども、まず恒常的に派遣するかという質問第1点でございますけれども、1人の職員については派遣期間を3年、特別の事情があった場合には5年まで延長できるという法律の規定に基づいてやらせていただきます。

それから、少ない職員の中で派遣しても大丈夫かという大変ご心配された質問でございますけれども、現在も農業共済課になりますけれども、そこに1人派遣しておりますので、今後も一応1名を派遣ということになりますので、特に今の職員の中から削減されるということではございませんので、少ない中で大変ではございますけれども、今までどおりということになるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

8 番神宮議員。

〔8 番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） 何点かこの派遣の関係でお伺いいたします。

一つはこの公益法人、これは去年の12月に新公益法人の三法が改正されたわけですね。5年以内に公益法人かどうかということで、それを今それぞれの一般法人、社団法人、財団法人、検討しているわけなのでしょうけれども、一つは農業共済組合、これについては公益法人の認可を県からもう既に受けているのかどうかということです。

それから、派遣ということになりますと、これはやはり先ほどこの条例の中にありますように、給与については町から出るということなのですけれども、これは難しいのですけれども、出向ということになれば、給与、その他、相手の派遣先がみんな支払うわけなのですけれども、そういう手段、派遣でなくて出向というような方法、こういうものはとれないかどうかということ。

それから、この派遣先の農業共済組合、これについて派遣されているものについての監督権、いわゆる懲戒処分その他、こういうものはやっぱり任命権者である町長がやるのか、組合の方でもできるのか。

また、4条の関係について、給与100分の100支給ということになりますけれども、この中で、超過勤務、それから出張旅費、こういうものは入っていないわけでありまして、それは派遣先で考えるのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 神宮議員さんから4点ほど、今ご質問いただいたかというふうに思いますけれども、まず公益法人に関して、昨年度認可法人の関係で法改正できたというふうに思いますけれども、この農業共済組合については別に がございます。農業災害補償法というのがございまして、これでできている組合でございまして、昨年度改正された法は全く関係ございません。

それから、二つ目の出向についてのお伺いですが、職員を派遣する場合は二通りございます。在職派遣とそれから退職派遣がございますけれども、在職のまま派遣ということで、このような条例をつくらせていただいております。

それから、分限懲戒等に関するご質問でございますけれども、これにつきましては、ここにもございますように、派遣の状況等を報告させるということがございますので、あく

までも身分につきましては、町長部局の職員を派遣するわけでございますけれども、その処分等に当たりましては、当然町長ということになるかというふうに思いますので、その勤務状況あるいはそれらにつきましては、当然毎年報告させるということでございますので、その中で、それを聞いた上でやるということになるかというふうに思っております。

それから、超過勤務の関係でございますけれども、これはあくまでも派遣先で業務をやるわけですから、そちらの方で支出していただくということでございます。以上でよろしいでしょうか。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） わかりました。だいぶいろいろ難しい面があるかと思っておりますけれども、この派遣について、これは公益法人等への派遣ということなのだと思いますけれども、町としては県なり、省庁へのそういう派遣、こういうものは過去にあったのでしょうか、それともそういう場合についての条例の制定というのは、過去はあったとすれば、そういう条例の制定はやっていなかったのでしょうか、この点についてお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） この派遣につきましては、この条例で見ただけであればわかりますように、どこに派遣できるかということをお2条で定めておるわけでございますけれども、今までは町が、ここに2条にございますように、基本金その他に準ずる出資をしているというふうな団体に派遣しているということはございません。県とは人事交流等で行っておりますけれども、これはまた別でございます。派遣ではございません。そういうことでございます。

それで、2条を見ただけであればわかりますように、吉岡町が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので規則に定めるのほか、ということで、今度は、農業共済に派遣する場合については別法令、先ほど申し上げましたとおり、農業災害補償法に基づいた組合、そこに派遣するということでございますので、今までそういった団体に職員を派遣はしておりませんので、今回そこに派遣をするためにこの条例の整備をさせていただくというものでございます。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は総務常任委員会に付託します。

日程第5 議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第5、議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案は、平成17年度に施行される国の個人情報保護関連五法並びに平成16年の行政事件訴訟法の一部改正に伴い、法律の規定内容に準じた見直しと実施機関の職員の明確化等を図るために全部改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より補足させますので、ご審議の上議決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

現行の吉岡町情報公開条例は平成12年3月に成立し、平成13年4月から、間一度の改正を経て施行されております。情報公開制度と個人情報保護制度はそれぞれが相互の制度を補完する制度と位置づけられ、両制度を一体的に運用するため吉岡町個人情報保護条例も同年に成立し、同時に施行されております。その後、平成15年5月に国の個人情報保護関連五法が成立しまして、2年後の平成17年4月から施行されております。

二つの町の条例は法律施行以前の平成13年4月から運用されておまして、現行の規定内容全般について、関連五法の規定内容に準じた内容へと見直すことが必要となったものでございます。今回、個人情報保護条例は関連五法と整合を図るために全部改正を行う必要があり、補完関係にある吉岡町情報公開条例も同時に全部改正を行うものでござい

す。

また、平成16年には行政事件訴訟法が改正されておりまして、抗告訴訟における被告適格の原則が行政庁から行政主体に変更されておりますので、議会あるいは農業委員会、教育委員会等、各委員会へあらかじめ意見の照会をさせていただいております。特に、ご意見等はいただいた委員会はございませんでした。

それでは、条文の朗読は省略させていただきまして、要点のみをご説明申し上げます。

現行条例につきましては、17条から成るものでございますが、改正によって全27条の構成となるものでございます。

まず、第1条は条例を制定する目的となるものでございます。

第2条につきましては、定義で用語の意義を定めるもので、第1号は実施機関を定義するものでございます。2号につきましては、公文書の定義を統一化しまして、情報から公文書へ変更するものでございます。

第3条は前条の第1号で定めた実施機関の責務と情報の管理についての規定でございます。

第4条につきましては、利用者の責務についてを規定するものでございます。

次、第5条でございますが、第1項は開示請求権ができるものについての規定でございます。次のページになりますけれども、裏になりますけれども、第1号から第5号に該当するもの、それから第2項につきましては、第1項以外からの請求者に対して、実施機関に努力義務を課す規定でございます。

次の第6条は開示請求の手續についてでございます。第1項は請求に要する書面についてでございます。第2項は請求に不備があるときの実施機関の対応方法についてを規定するものでございます。

次に、第7条でございますが、実施機関の開示義務についてを規定するものでございまして、不開示とするものについての規定で、第1号は個人に関する情報でア、イ、ウでございます、これを除くもの。それから第2号は法人等に関する情報で、ア、イに関する情報でございます。それから、第3号になりますけれども、第3号は捜査機関等の犯罪情報等の開示についてでございます。それから、第4号でございますけれども、これは町の機関や国、独立行政法人、それから他の行政機関等の審査、検討あるいは協議に関する情報で、開示によって中立性等が不当に損なわれる情報をいっております。それから、次の第5号でございますけれども、町の機関あるいは国、独立行政法人、他の行政機関等の事務や事業に遂行に支障がある情報開示でございまして、アからオに関する情報をいっております。それから、第6号は法律に定めのある情報ということになっております。

次のページでございます。

第8条になります。第8条は部分開示についてでございますが、第1項は不開示情報が記録されている場合について、第2項につきましては特定の個人が識別される場合についての開示に関する規定でございます。

それから、次に第9条でございますが、これは公益上の理由による裁量的開示についての規定でございますが、不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要がある場合は開示できる場合があるとする規定でございます。

それから、第10条でございますが、公文書の存否に関する情報についてでございますが、その係る公文書の存在のみに関する開示については請求を拒否することができるという規定でございます。

それから、第11条についてでございますが、開示請求に対する措置で、第1項につきましては全部開示あるいは一部開示を請求者に通知をとするとする規定でございます。それから、第2項は開示しないときまたは係る公文書を保有していないときは、その旨を請求者に対して通知をするという規定でございます。

次の第12条でございますが、開示決定等の期限でございますが、第1項は通常でございますけれども、これは15日以内、それから第2項につきましては、事務処理上困難な場合に対する規定でございますが、これは45日とするものでございます。

それから、第13条は開示決定等の期限の特例を定めるものでございまして、大量に開示請求があったとき、45日以内にすべて開示することが決定できない、そういう場合には別に期限を定めることができるとするものでございます。

次のページでございます。

第14条でございますが、これは事案の移送についてで、第1項につきましては、他の機関が作成した公文書の開示について、事案を作成した機関に移送することができるとするものでございます。第2項につきましては、事案が移送されたとき、移送を受けた機関が開示をとするとする規定でございます。それから第3項は事案を移送したときにおける協力義務を規定したものでございます。

それから、第15条でございますが、これは第三者に対する意見提出の機会の付与等に関する規定でございますが、第1項は開示請求者以外の第三者の情報が記載されているときに、第三者に対して意見を提出する機会を与えるとする規定でございます。第2項につきましては、該当する事項でございます。それから第3項は第三者が開示に反対した場合の第三者に対する措置についてを規定するものでございます。

その次の第16条でございますが、16条は開示の実施方法についてを規定するものでございます。

次のページでございます。

第17条でございますが、他の法令等による開示の実施とその調整に関する規定をするものでございます。

それから、第18条でございますが、費用負担に対する規定でございます。手数料は徴収しないとしますけれども、作成に要する実費について、例えばコピー代等については負担していただくというものでございます。

それから、第19条でございますが、以下は不服申し立てに関する規定でございます。第19条につきましては、行政不服審査法に基づく不服申し立てに対しては、審査委員会に諮問しなければならないとした規定でございます。

第20条でございますが、20条は前条によって申し立てがあったとき、審査委員会に諮問した旨の通知をするとする規定でございます。

それから、次の第21条でございますが、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続に関する規定でございます。開示請求者以外の第三者に関する情報開示をするに關しての不服申し立ての手続を定める規定でございます。

次のページになりますけれども、22ページですが、以下は補足条項となっております。22条は他の制度等との調整を規定するものでございます。

それから、23条は情報公開の総合的な推進で、町が保有している情報は迅速かつ適切な方法で、町民に明らかにするよう努力するとする規定をするものでございます。

次の第24条でございますが、これは公文書の管理等を適正に行うよう規定するものでございます。

それから、次の第25条は運用状況の公表に関する規定でございます。年1回公表するというように規定するものでございます。

それから、第26条は出資法人等への要請についての規定でございます。町が出資や財政的に援助している法人等に、この条例に準じた措置をするよう要請する規定でございます。

それから、27条につきましては、規則への委任を定める規定でございます。

次に、附則でございますが、附則につきましては、第1項から第4項となっております。まず第1項は施行期日を規定するものでございまして、間違いでございます。申しわけありません。平成22年1月1日でございますので訂正のほうをお願いできればと思います。第2項につきましては、現行条例を廃止する規定でございます。それから第3項は適用区分について規定するものでございまして、現行条例施行の日から適用させ、施行期日前については永年保存または10年保存の文書についてを適用させるものでございます。それから、第4項につきましては、経過措置に関する定めでございます。旧条例の規定でなされている処分につきましては、この条例の規定がある場合の扱いについて定め

るものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番坂田議員。

〔1 番 坂田一広君発言〕

1 番（坂田一広君） まず、この吉岡町情報公開条例の改正案、全部改正するというものがございますけれども、国の情報公開法にほぼ基づいてあって、大変な前進であるというふうに考えます。

そこで、5条の関係でございますけれども、情報公開法におきまして何人においてもということでございますけれども、本町の条例案におきましては5条の各号に掲げるものということで、請求権者が限られているわけでございますけれども、この規定を設けた理由についてご説明いただけたらと思います。

もう1点は24条の関係でございますけれども、特に24条第1項「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」ということでございますけれども、この目録の作成等については、またその目録はどのような形で置かれるのかという点についてお伺いしたいと存じます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 2点ほどご質問いただいておりますけれども、まず5条の第2項に関する部分かというふうに思いますけれども、町が規定した努力義務ということで、なぜ町民以外も、利害関係者以外も全部開示しないかという、そういった趣旨のご質問かというふうに思いますけれども、多分坂田議員さんご存じかというふうに思いますけれども、町はちょっとした暴力団体から攻撃を受けておきまして、そういったことも想定をしたと。当然このつくる情報については町の財産でございますので、利害関係人あるいは町民に対しては可能な限り開示するというのは、これは当然の義務でございますけれども、それ以外のものについて、例えば混乱を起こすために多量な情報開示を請求してくるとか、この部分の多少の歯どめの部分も必要かなということで、この部分については努力義務とさせていただきますというような、そんな規定をさせていただいたものでございます。

それから、第24条に関してのご質問でございますけれども、公文書の作成の目録についてでございますけれども、これにつきましては現在、同時にこの条例施行以前から、多分ご存じかというふうに思いますけれども、事務の保存方法についての統一化といえます

か、それにつきまして全職員でやっておりますから、分類方法についてはそれぞれの課を越えて全部同じような分類方法にする、大分類にするとか、一応分類方法は全部規定の方法を決めております。

それと、再度ことし事務のそれぞれの見直しと申しますが、そういう研修を全部職員にやることを予定しております、当然先ほど申し上げましたとおり、職員がつくったあるいは持っている情報については町民の財産でございますので、これはもう可能な限り開示するというのが当然のことでございますので、職員がかわったら書類がどこにあるのかわからないということでは絶対困るわけでございますので、その辺のところをきちっとやるということで現在進めております、くどいようでございますけれども、職員の異動があつて前任者がつくった書類であっても必ず開示できる、そういうふうな方法で今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 1点は、この条例について前は条例施行規則ができていたと思うのですが、この点についての改正はしないのかどうかということ。

それから、いろいろ請求の書式がありますけれども、当然これは施行規則に基づいて出ているのだと思うのですが、この辺の改正があるのかどうか。

それから、手数料。これはコピーだとかそういう写しの作成の場合には手数料を徴収するというようになっておりますけれども、この送付に要する費用、こういうものは当然費用徴収するのでしょうか、パソコンから打ち出す場合もあろうと思っておりますけれども、この辺の手数料の額などについてはどのように考えておられますか。

それから、もう一つ、こういう大量に請求されると大変業務に支障が出てくるおそれが多分にあると思います。かなりの量をコピーするにも大変だということが出てくる。その辺の判断をどの辺のところにもっているのか、その3点についてお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） まず、規則についてでございますけれども、規則につきましては、ここで来年の1月1日まで条例の施行日をやっておりますのは、規則の改正がまだちょっと間に合わないというような事情がございまして、こちら側の事務的な事情で申しわけないのでございますけれども、そういったことがございましたものですから、施行期日をちょっと後ろ

に延ばさせていただいておりまして、当然規則改正についても同時に行う予定でございます。

それから、手数料についてでございますけれども、細かい部分につきましては、当然この規則の方に委任するという形になるかというふうに思いますので、その辺のところできちんとしていきたいというふうに考えております。

それから、大量に請求される情報についてでございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、行政に対する攻撃をしようという趣旨があるとすると、そういった大量に請求するということが当然想定されるかというふうに思います。そういったところで一応期限につきましては、10日、45日、場合によってはそれ以上というような形でさせていただくと、その中で十分精査させていただくという、そんな考え方を持っています。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は総務常任委員会に付託します。

ここで、休憩をとりたいと思います。

10時15分までよろしくお願いいたします。

午前 9時58分休憩

午前10時15分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第6 議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第6、議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案で上程した吉岡町個人情報保護条例は、前議案の吉岡町情報公開条例と相互に制度を補完する位置づけとなっており、この二つの条例を一体的に運用しております。

今回、吉岡町情報公開条例の全部を改正するに当たり、整合性を図るべく全部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務政策課長より補足させますので、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

本議案につきましても全部改正をお願いするものでございまして、目的あるいは背景等につきましては、議案第46号でご説明しておりますように、説明等は同様でございます。

現行の吉岡町個人情報保護条例につきましては平成12年3月に成立して、平成13年4月から施行されております。平成17年4月の個人情報保護関連五法の施行以前から適用されておるものでございます。関連五法の施行に伴いまして、法律の規定内容に準じた内容へと条例を見直すことが必要となったものでございまして、前議案でもご説明しておりますけれども、情報公開制度と個人情報の保護制度は相互の制度を補完する位置づけとなっておりまして、一体的な運用が必要となっておりますので、同時に改正をお願いするものでございます。

また、本議案につきましても行政事件訴訟法の改正によりまして、抗告訴訟における被告適格の原則が行政庁から行政主体に変更されておりますので、議会あるいは農業委員会あるいは教育委員会等へ意見の照会をさせていただいております。特にご意見をいただいている委員会等はございませんでした。

現行の条例につきましては、5章、全33条で構成をされておりましたけれども、改正条例につきましては6章、55条からの構成となるものでございます。

説明につきましては、条文の朗読は省略させていただきまして、主要な条項あるいは改正点等につきましてご説明を申し上げます。

まず、第2条でございますけれども、定義では第3号で実施機関の職員の定義を追加しております。これを明文化することによりまして、罰則の適用範囲となる実施機関の職員の範囲を明確化したものでございます。行政事件、訴訟法の改正に合わせたものでございます。また、第5号に保有個人情報の定義を明文化することで、開示それから訂正、利用

停止請求の対象を公文書に記録された個人情報に限定することを明確化したものでございます。なお、公文書の定義を情報から公文書へ統一しまして、吉岡町情報公開条例と両制度の整合を図ったものでございます。

それから、ちょっと飛ばさせていただきます、第6条をごらんになっていただきたいというふうに思います。第6条は収集の制限でございまして、第2項では思想や信条、信教に関する情報、それから社会的差別の原因となる個人情報の収集につきましては、法令等の定めがある場合を除いて原則収集してはならないとする規定でございまして、第3項は適法性を一層確保するために、必要に応じ第三者機関である審査会へ意見聴取をすることができるとする規定を追加したものでございます。

それから、またちょっと飛ばさせていただきます、第9条でございますけれども、正確性及び安全性の確保についての規定でございまして、第3項は保有する必要のない個人情報の破棄または消去に関する規定をするものでございます。

それから、次のページ、また飛ばさせていただきます、第14条でございますが、第14条は電子計算組織の結合による提供の制限を規定するものでございまして、電子計算組織に結合すること、オンライン化ということになるかというふうに思いますけれども、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合については、提供の適法性を一層確保するために、必要に応じて第三者機関である審査会へ意見聴取をすることができるとする規定を追加するものでございます。

それから、その次の第15条でございますが、これは開示請求権に関するもので、だれでも自己を本人とする個人情報の開示はできるものとする規定でございまして、

それから、飛ばさせていただきます、次のページになりますけれども、19条でございますが、19条は裁量的開示についてを追加したものでございまして、不開示情報が含まれている場合であっても、個人の利益保護のために裁量的判断ができることとしたものでございます。改正情報公開条例第9号との整合を図るものでございます。

次のページになりますが、第20条でございます。第20条は保有個人情報の存否に関する情報について追加したものでございまして、開示請求情報が存在しているか否かを答えるのみの開示請求は拒否することができることとしたものでございまして、改正情報公開条例第10条と整合を図るものでございます。

それから、またちょっと飛ばさせていただきます、29条の方をごらんになっていただきたいというふうに思います。29条は訂正請求権に関する規定でございまして、自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと認める場合は、開示を受けた日から90日以内に訂正を請求できるとしたものでございます。

それから、またちょっと飛ばさせていただきます、ページをめくっていただきまして、

第37条でございますが、37条は利用停止請求権に関する規定でございます。第6条で定めておられるわけですが、収集の制限に違反して収集したとき、あるいは第12条の利用及び提供の制限に違反し情報の提供を受けたものについて、利用停止の請求ができるとした規定を追加したものでございます。

それから、またちょっと飛ばさせていただきます、第46条でございます。第46条につきましては適用除外に関する規定でございます。これにつきましては、平成19年に公的統計の体系的整備を目的とした統計法が全部改正されております。それに伴いまして、統計報告調整法が廃止されたことから規定内容の改正をするものでございます。

その次の第48条でございますが、これは出資法人等への要請に関する規定でございます。町が出資や財政的に援助している法人等に対しまして、この条例に準じた措置を要請するものとなっております。これは改正情報公開条例第26条と整合を図るものでございます。

次に、第6章につきましては罰則の規定でございます。第51条から第55条まで、各条項に違反した場合について、懲役を含めた罰則規定を定めるとするものでございます。

次に、附則でございますが、附則につきましては第1項から第4項となっております。第1項は施行期日の規定でございます。平成22年1月1日とするものでございます。それから第2項につきましては現行条例を廃止する規定でございます。それから第3項、それから第4項につきましては経過措置を設けるものでございまして、まず第3項は改正条例の読みかえ等によって適用させるもの。第4項は現行条例によって保有している個人情報については、改正条例によるものとみなすことを規定するものでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1番（坂田一広君） まず、29条の第3項についてお伺いいたします。

この29条の訂正請求権というのはプライバシーの権利における情報コントロールの関係であろうかと思っておりますけれども、この90日という制限がございます。自己の情報で誤ったものを訂正させる期間というものは、明白な誤りの場合であれば、そんなに時間がかからないと思うのですが、この90日というのは適正な期間なのかどうか、他市町村等の例などがありましたら教えていただきたい。まずこのような制限をすることが適正なのかということと、他市町村の事例ということをお伺いしたいというのがまず第1点で

ございます。

第2点といたしまして、罰則に関してお伺いしますけれども、これは確認の意味で質問をするわけでございますけれども、51条ないし54条に關しましては、いわゆる刑罰でありまして、刑法総則及び刑事訴訟法の適用を受けるものであり、55条に關しては行政刑罰における秩序罰というふうに考えればよろしいのかどうかということをお答えいただきたい。

第3点といたしまして、これら罰則の量刑というか、罰則の程度ですが、政令で地方自治体が定められるところの罰則の範囲というのは決められていると思うのですが、もちろんそこは越えていないと思うのですが、やはり人の財産権を剥奪する、あるいは自由を拘束するような重い罰則を設けるわけでございますから、これは慎重になされないといけないというふうに考えるところでございます。そこで、処罰の範囲と重いもの軽いものの量刑ですが、多少その例も踏まえながら、これがこのような範囲になった理由をお聞かせいただければと存じます。

以上、3点よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 3点ほどご質問いただいておりますけれども、まず第29条の第3項に關して、訂正請求権の期限を90日以内に設定したのはどういうことかということでございますけれども、これにつきましては、他市町村等にも当然その条例を作成する上では参考にさせていただきまして、ほとんどの市町村が90日ということでございまして、3カ月間あれば足りるのではないかなということ。他市町村がそうだからということでは決してございまして、それだけあれば足りるのかなという判断のもとで、90日ということでさせていただいたものでございます。

それから、罰則に關してのご質問でございますけれども、54条の罰則につきましては、当然これは行政罰でございます、坂田議員さんご指摘のとおりの方でございます。

それから、量刑についてどうかというご質問でございますけれども、これに關しましては、当然その刑事罰を伴うものでございます。この部分につきましては、当然検察と事前協議をするということになっておりまして、前橋地方検察庁の方に量刑協議の協議をさせていただいております。そのことで、条例案の配付がおくれた理由のこともございまして、前橋地方検察庁の検事から、この量刑でどうだということで、協議を当然行っておりまして、この量刑に關しては適正であろうということをお願いした上で、このような条例案とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

- 1 番（坂田一広君） 29条3項の関係なのですけれども、例えば90日以降に新たな証拠を明確に実施機関が保有する個人情報であって、それが過ちであるというような明らかな証拠を入手できた場合には、もう一切改正の余地はないというふうに考えてよろしいのかどうかと、量刑に関する同様の罰則を設けている他市町村の例などを教えていただけたらと存じます。

議 長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 訂正請求権についての90日に関してでございますけれども、原則90日ということでございますので、当然その間にやってもらうということが原則でございますけれども、明らかに違っているということがわかるとすれば、これはできないということではないかというように判断しております。

それから、量刑についてでございますけれども、他町村についてはどうかということでございますが、改正前につきましても多分ごろんなっているかというふうに思いますけれども、全部改正でございますので、改正前の罰則にほぼ同じような形をとらせていただいております。当然他町村につきましても参考とさせていただいておりますけれども、その判断の中で、重過ぎるとかあるいは軽過ぎるというような判断はしておりませんで、これが適正だろうということで条例案とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は総務常任委員会に付託します。

日程第7 議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第7、議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案説明を申し上げます。議案第48号 吉岡町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案は、防災会議委員としてその報酬を別表に追加すること並びに選挙における投票票管理者、立会人等に支払う報酬を日単位から勤務1回あたりに改める等の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より補足させますので、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。防災会議委員を別表に追加すること、次に選挙における報酬を日単位から勤務1回に改める等の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の方をごらんになっていただきたいと思います。

まず、役職名の欄でございますけれども、その選挙長、それから開票管理者、それと選挙立会人の報酬月額のところ、日を勤務1回に改めるものでございます。

次に、改正案一番左の下でございますけれども、ここに防災会議委員、それと報酬月額9,800円を追加するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） これで見ますと、新旧対照表を見れば確かにわかるのですが、この中で最初は、「日 12,000円」を「勤務1回」とあるのですが、その次には

「＃ 14,000円」を「日 14,000」、「＃ 9,800円」を「勤務1回」、これを見てくればわかるのですけれども、防災会議も「＃ 9,800円」という、案を見ればわかるのですけれども、こんなこと「＃」にしなくても、これは日を入れたり勤務を入れた方がいいのではないですか。こっちの表で見ればそれはそうかもしれませんけれども、条例の中で、「防災会議 9,800円」と、表で見ればそうなのですけれども、こっちの条例の方では、ちょっとこれ変なのではないですか。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 小池議員さんご指摘の書き方の問題かというふうに思いますけれども、確かに別表で行けば、前が日だったから、そのまま「＃」という、同じという意味で追加させていただいておるのですけれども、同じような形でここにやらさせていただいてしまったのですが、場合によっては、ここを確かに「日」というふうに書いておいた方がよかったかなというふうに思っておりますけれども。（「こっちが条文でしょう」の声あり）そうですね。議案の方に同じという記号を入れるのはどうかなというご指摘でございますので、この辺は考え方によっては、ちょっとまずかったかなというようなことを思っておりますけれども、日を「日」として入れればよかったのかなというふうに思っております。そういうことで。（「これは条例としておかしい」の声あり）記載上ちょっとまずかったかなという指摘をされれば、確かにそういうことかというふうに思っておりますので、もしご訂正がいただけるようであれば、ここに「日」ということで改めさせていただくということでご了解いただけるというふうに思うのですけれども、その辺のところを議長、お諮りをお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） ただいま総務政策課長の方から「＃」をかえたいという提案がありますが、そのようにしてよろしいでしょうか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） これはどう見ても裏はそういうことはいいなのでしょうけれども、こっちの48号は、これが正式な議案ですから、これがこういうふうにかわるのだということには、「＃ 9,800円」ではなくて、これはやっぱり「勤務 9,800円」と。

それで、逆のもあるのですけれども、それはやっぱりちゃんとここで正式なものに差しかえた方がいいと思うのです。そうじゃないと今度はこれがそっくり条例になるわけですから。これはやっぱりうまくないと思いますので、ちゃんと正式にすれば、それについてとがめるものではありませんから、それはやっぱり誤ったところは取り下げて出し直しをするという方が、私はちゃんとしたやり方だと思いますので。

議長（岩寄幸夫君） この点をちょっと諮りたいと思いますが、字で自分で書きかえる方法、「そういうのはないんですよ」という声あり）また差しかえるということ、ということは、提出のし直しということですか。

町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大変申しわけございません。今小池議員の方からご指摘されたということで、そのとおりだなというようにも思っておりますので、時間をいただければ今、差しかえますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） ということでありますので、暫時休憩いたします。

午前 10時41分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第48号の四角で囲まれております防災会議委員「〃」を「日」に改め、字句を改めて提出していただきました。

この案件を修正手続とみなして、審議を再開いたします。

意見がありましたら、よろしくお願ひします。

質疑ありますか。（「わからない」の声あり）

これは先ほど「〃」が「日」にかわって差しかえていただきましたということで、これを最初に提出されたあれとかえて審議をしていただく、そういうことではありますが。

14番栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 48号の提案説明をもう一度してもらったと思うのですが。

議長（岩寄幸夫君） そうですか。それでは、48号の提案説明をもう一度町長によろしくお願ひします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） それでは、もう一度提案説明を申し上げます。議案第48号 吉岡町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本議案は、防災会議委員としてその報酬を別表に追加すること並びに選挙における投票票管理者、立会人等に支払う報酬を日単価から勤務1回あたりに改める等の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より補足させますので、ご審議の上議決いただきませう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

先ほど提出した議案に不手際がありまして、まことに申しわけございませんでした。差しかえということで、差しかえ部分の説明をさせていただきます。

まず、表の四角で囲まれている中の「防災会議委員」、ここを符号であらわしているものを「日」というふうに差しかえをさせていただきました。まことに申しわけございませんでした。

それでは、中身の説明をさせていただきます。

今回の修正につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、防災会議委員を別表に追加すること。次に、選挙における報酬を「日」から「勤務1回」に改める改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんになっていただきたいというふうに思います。

改正する部分でございます。役職名でいきますと、選挙長、それから開票管理者、それから開票立会人、それから選挙立会人の報酬額の欄、「日」を「勤務1回」に改めることでございます。

次に、防災会議委員と報酬額をここに追加させていただくわけでございますが、報酬額「9,800円」を追加するものでございます。ここでは、先ほど符号で表記させていただいておりますけれども、後日また「日」という形で、この部分につきましても差しかえさせていただきたいというふうに思っております。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 差しかえ後の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は総務常任委員会に付託します。

日程第8 議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第8、議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に交付され、吉岡町国民健康保険条例の一部を速やかに改正する必要性が生じました。

なお、詳細につきましては健康福祉策課長をして説明させますので、ご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） それでは、議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

附則に加えるものでございます。被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときの出産育児一時金について、第6条に「38万円」とありますが、これを「42万円」とするものでございます。

この条例は、平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議案第49号にかかわる町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） ちょっと確認ですけれども、これは正式に吉岡町国民健康保険税条例ではなくて、保険条例。

議 長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） これは、吉岡町国民健康保険条例でありまして、税条例とは別な条例でございます。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第50号 群馬県市町村会館管理組規約の変更に関する協議について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第9、議案第50号 群馬県市町村会館管理組規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第50号 群馬県市町村会館管理組規約の変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

本議案は、富士見村、吉井町がそれぞれ前橋市、高崎市に編入合併したことによって、組規約の改正が必要となったため、地方自治法の規定によって議決をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より補足させますので、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第50号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議につきまして、町長の補足説明をいたします。

ただいま町長が説明を申し上げたとおり、本年5月5日に富士見村が前橋市に、それから同じく6月1日に吉井町が高崎市に編入合併し組合から脱退したため、組規約の改正

が必要となったものでございます。

それでは、新旧対照表の方を、一番最後のページについておりますけれども、こちらの方をごらんになっていただきたいと思いますというふうに思います。

右側が旧でございます。別表の市、それから郡名の欄の中から勢多郡を、それから市町村の欄から富士見村とそれから吉井町を削除するものでございます。

以上でございます。補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りします。

議案第50号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 平成20年度榛名興産市町村組合歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第10、議案第51号 平成20年度榛名興産市町村組合歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第51号 平成20年度榛名興産市町村組

合歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

榛名興産市町村組合は平成21年3月31日に解散となりました。一部事務組合の解散に伴う決算は、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、旧組合の管理者が行い、これを構成団体の長に送付し、構成団体の監査委員がこれを監査し、構成団体の議会がこれを認定することとなっておりますので、平成20年度榛名興産市町村組合歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に認定を付するものでございます。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第51号 平成20年度榛名興産市町村組合歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

榛名興産市町村組合歳入歳出決算書及び附属書類の1、2ページをごらんください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。初めに、歳入の収入済額の構成比を申し上げます。

1款分担金及び負担金が63%、2款県支出金が3.5%、3款財産収入が9.9%、4款繰越金が12.0%、5款諸収入が6.6%、6款繰入金が5.0%です。

次に、1款分担金及び負担金1項負担金ですが、予算現額、調定額、収入済額同額の492万6,000円です。

2款県支出金1項県補助金は、予算現額206万2,000円、調定額、収入済額同額の27万510円です。

3款財産収入1項財産運用収入は、予算現額20万5,000円、調定額、収入済額同額の23万3,118円です。2項財産売払収入は予算現額37万7,000円、調定額、収入済額同額の54万1,910円です。

4款繰越金1項繰越金は、予算現額93万6,000円、調定額、収入済額同額の93万6,702円です。

5款諸収入1項雑入は、予算現額10万1,000円、調定額、収入済額同額の51万6,351円です。

6款繰入金1項基金繰入金は、予算現額28万8,000円、調定額、収入済額同額の38万8,589円です。

歳入合計は、予算現額889万5,000円、調定額、収入済額同額の781万3,180円で、予算現額に対する執行率は87.8%でございます。

次に、3ページ、4ページ、歳出でございます。初めに、歳出の支出済額の構成比を申し上げます。1款議会費が14.2%、2款総務費が18.8%、3款農林水産業費が6

7.0%、4款公債費、5款予備費はありません。

次に、1款1項議会費ですが、予算現額123万7,000円、支出済額110万9,578円です。

2款総務費1項総務管理費は、予算現額163万5,000円、支出済額144万9,668円です。2項監査委員費は、予算現額3万7,000円、支出済額1万9,752円です。

3款農林水産業費1項林業費は、予算現額588万4,000円、支出済額523万182円です。

4款公債費1項公債費は、予算現額2,000円、支出済額はありません。

5款予備費1項予備費は、予算現額10万、支出済額はありません。

歳出合計は、予算現額889万5,000円、支出済額780万9,180円で、予算現額に対する執行率は87.8%で、不用額108万5,820円でございます。

次に、附属書類の5、6ページ、歳入歳出決算事項別明細書（歳入）の主なものを説明させていただきます。

1款分担金及び負担金1項負担金1目市町村負担金ですが、吉岡町は16万2,000円です。

7ページ、8ページの5款諸収入1項1目2節雑入51万6,351円は、国の治山工事により生じた立木伐採の補償金でございます。

次に、9ページ、10ページ、歳入歳出決算事項別明細書（歳出）の主なものを説明させていただきます。

1款議会費1項1目1節の報酬97万800円は、議員20名の報酬でございます。

2款総務費1項1目一般管理費の主なものは、備考に記載があります県総合事務組合精算負担金、これは解散に伴う退職手当の精算でございます。

11ページ、12ページ、3款農林水産業費1項1目林業振興費の主なものは、備考に記載があります役務費で、これは火災保険料で132万6,679円。烏川流域森林組合に山林管理事業の委託料として390万3,503円でございます。

13ページ、実質収支に関する調書、歳入歳出額、実質収支額同額の4,000円でございます。この4,000円につきましては、解散に伴う財政調整基金の分配額等にあわせて10月中に分配される予定でございます。

14ページ以降は、財産に関する調書及び主要施策の成果等に関する説明書でございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第51号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第11、議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、お手元の平成20年度決算書1ページをお願いいたします。

議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。なお、事前に配付しました参考資料を活用していただければ、大変ありがたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次の3ページをお願いいたします。

3ページ、実質収支に関する調書、歳入総額55億3,182万9,178円、歳出総額53億6,186万5,890円、歳入歳出差引額1億6,996万3,288円、翌年度へ繰り越すべき財源3,567万7,000円、この財源につきましては、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当事業、まちづくり交付金事業、それと地域活性化・生活対策臨時交付金事業でございます。そのうちの一般財源、既収入特定財源を繰り越すものでございます。実質収支額1億3,428万6,288円につきましては、前年対比で55.3%、1億859万5,494円の減となっております。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入の構成比を申し上げます。1款の町税につきましては40.8%、2款の地方譲与税2%、3款の利子割交付金0.2%、4款配当割交付金0.1%、6款地方消費税交付金が2.5%、8款自動車取得税交付金0.9%、9款地方特例交付金0.8%、10款地方交付税19.6%、11款交通安全対策特別交付金0.1%、12款分担金及び負担金2.6%、13款使用料及び手数料0.6%。

次のページ、6ページをお願いいたします。

14款国庫支出金11.9%、15款県支出金6%、16款財産収入0.3%、18款繰入金が1.2%、19款繰越金4.6%、20款諸収入0.8%、21款町債5.1%となっております。

前のページ、4ページ、5ページに戻っていただきまして、町税の項の内訳について構成比を申し上げます。1項町民税49.3%、2項固定資産税42.7%、3項軽自動車税1.6%、4項町たばこ税5.9%、5項入湯税0.5%となっております。

それでは、1款町税、予算現額が21億9,269万2,000円、調定額が24億3,458万2,390円、収入済額が22億5,791万1,541円で、前年対比にしますと104.7%、1億39万6,894円の増となっております。不納欠損額が232万6,815円、前年対比にしますと48.1%、251万1,495円の減となっております。収入未済額は1億7,434万4,034円、前年対比で116.6%、2,482万4,009円の増となっております。1項の町民税につきましては、収入済額が11億1,215万8,514円、前年対比で105.8%、6,072万1,954円の増となっております。この増につきましては個人の給与所得者の増、また法人は収益増に

よるものでございます。不納欠損額が89万2,615円、前年対比で76.8%、26万9,395円の減となっております。収入未済額につきましては6,178万8,105円、前年対比で108.6%、486万8,954円の増となっております。2項の固定資産税、9億6,319万6,985円、前年対比で103.3%、3,110万9,896円の増となっております。この増につきましては、課税標準額の増並びに開発等による増となっております。不納欠損額が132万1,400円、前年対比にしますと38.1%、214万5,100円の減でございます。収入未済額につきましては1億1,078万151円、前年対比で122.2%、2,018万8,015円の増となっております。3項の軽自動車税、3,718万3,760円、前年対比で112%、399万3,898円の増でございます。これは、登録台数の増によるものでございます。不納欠損額が11万2,800円、前年対比にしますと53.8%、9万7,000円の減でございます。収入未済額は177万5,778円、前年対比で91.6%、16万2,960円の減となっております。4項の町たばこ税、1億3,358万3,212円、前年対比で104.1%、523万6,786円の増となっております。5項の入湯税、1,178万9,070円、前年対比で94.7%、66万5,640円の減でございます。

続きまして、2款地方譲与税、予算現額1億627万7,000円、調定額、収入済額同額の1億1,132万9,000円、前年対比にしますと96.2%、443万9,000円の減となっております。1項自動車重量譲与税につきましては、8,425万5,000円、前年対比で97.9%、178万8,000円の減でございます。2項地方道路譲与税2,707万4,000円、前年対比91.1%、265万1,000円の減となっております。

続きまして、3款利子割交付金、予算現額1,051万8,000円、調定額、収入済額同額の1,068万円、前年対比で103.2%、33万6,000円の増となっております。

続きまして、4款配当割交付金、予算現額、調定額、収入済額同額の309万7,000円、前年対比で31.5%、672万5,000円の減となっております。

続きまして、5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額177万4,000円、調定額、収入済額同額の151万9,000円、前年対比で34.5%、288万3,000円の減となっております。

6款地方消費税交付金、予算現額1億3,051万2,000円、調定額、収入済額同額の1億4,042万4,000円、前年対比にしますと98.6%、202万5,000円の減となっております。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金、予算現額150万9,000円、調定額、収

入済額同額の179万1,174円、前年対比にしますと92.8%、13万9,184円の減となっております。

8款自動車取得税交付金、予算現額5,226万9,000円、調定額、収入済額同額の5,069万円、前年対比にしますと83.6%、994万4,000円の減となっております。

続きまして、9款地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額同額の4,266万9,000円、前年対比にしますと294.7%、2,819万円の増となっております。1項の地方特例交付金が3,617万9,000円、前年対比で358.7%、2,609万3,000円の増となっております。この増につきましては、平成19年度に行われた所得税から個人住民税の税源移譲により、所得税で控除し切れなかった住宅ローン減税が個人住民税から控除されることに伴う地方の減収見込み額を国が補てんしたものでございます。続きまして、2項の特別交付金439万3,000円、前年と同額でございます。続きまして、新規で3項地方税等減収補てん臨時交付金209万7,000円、これにつきましては、暫定税率の執行により自動車取得税減収補てん分が164万8,000円、地方道路譲与税の減収補てん分が44万9,000円となっております。

続きまして、10款地方交付税、予算現額が10億4,562万8,000円、調定額、収入済額同額の10億8,274万2,000円、前年対比にしますと105.9%、6,002万2,000円の増となっております。

続きまして、11款交通安全対策特別交付金、予算現額が430万円、調定額、収入済額同額の474万円、前年対比で95%、24万7,000円の減となっております。

続きまして、12款分担金及び負担金、予算現額が1億4,667万8,000円、調定額が1億4,847万7,520円、収入済額が1億4,299万8,710円、前年対比で104.4%、599万5,164円の増となっております。不納欠損額が11万3,100円、それから収入未済額につきましては536万5,710円、前年対比で129.6%、122万6,400円の増となっております。なお、この負担金の増につきましては、保育園入所児童、それから学童保育児童の利用者増によるものでございます。

続きまして、13款使用料及び手数料、予算現額3,338万7,000円、調定額、3,672万9,486円、収入済額3,300万9,211円、前年対比にしますと96%、136万9,105円の減となっております。不納欠損額が14万1,600円で、前年対比にしますと17.8%、65万3,838円の減となっております。収入未済額につきましては357万8,675円、前年対比で113.6%、42万9,312円の増となっております。それで、1項の使用料が2,191万8,686円、前年対比で96.5%、78万5,030円の減となっております。この減につきましては、道路占有

土地単価下落に伴う見直しによるもの、それと通学バスの料金改定による減額となっております。2項の手数料1,109万5,255円、前年対比にしますと95%、58万4,075円の減となっております。

次のページ、6ページ、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、予算現額10億4,686万4,000円、調定額10億2,646万1,487円、収入済額6億5,944万7,487円、前年対比にしますと129.7%、1億5,102万2,637円の増となっております。収入未済額3億6,701万4,000円、これにつきましては、繰越明許費に伴う未収入の国庫補助金でございます。1項の国庫負担金2億4,452万70円、前年対比にしますと100.2%、56万9,167円の増となっております。続きまして、2項の国庫補助金4億942万4,500円、前年対比で157.8%、1億5,000万4,323円の増となっております。これは、まちづくり交付金、あるいは中学校費、補助金の増でございます。続きまして、3項の国庫委託金550万2,917円、前年対比で109.1%、45万9,147円の増となっております。

続きまして、15款県支出金、予算現額3億5,625万5,000円、調定額、収入済額同額の3億2,971万6,162円、前年対比にしますと106.1%、1,895万8,050円の増となっております。1項の県負担金1億4,482万6,599円、前年対比で111.3%、1,468万9,988円の増でございます。続きまして、2項の県補助金1億3,754万1,957円、前年対比で113.8%、1,671万8,760円の増となっております。これにつきましては、保険基盤安定制度負担金、それから国庫基盤安定補助金の増によるものでございます。続きまして、3項の県委託金4,734万7,606円、前年対比にしますと79.2%、1,245万698円の減でございます。

続きまして、16款財産収入、予算現額1,453万1,000円、調定額、収入済額同額の1,529万2,354円、前年対比で119.8%、252万7,170円の増となっております。1項の財産運用収入1,518万7,354円、前年対比で139.8%、432万2,034円の増となっております。続きまして、2項の財産売払収入10万5,000円、前年対比にしますと5.5%、179万5,564円の減でございます。

続きまして、17款寄附金、予算現額179万9,000円、調定額、収入済額同額の189万9,000円、前年対比にしますと189.9%、179万9,000円の増となっております。この寄附金につきましては、下水道公社解散に伴う財産処分、これが104万9,000円、それとふるさと納税、東京在住の方1名が75万円、町内の1企業が

ら毎年10万円となっております。

続きまして、18款繰入金、予算現額2億2,809万2,000円、調定額6,502万1,378円、収入済額も同額でございます。前年対比にしますと277.5%、4,158万7,548円の増となっております。1項の特別会計繰入金2,200万6,378円、前年対比で351.7%、1,574万8,548円の増となっております。この増につきましては、老人保健事業特別会計繰入金の増、それと基金の繰入金、これが4,301万5,000円、前年対比で250.4%、2,583万9,000円の増となっております。この増につきましては、湧水対策施設維持管理費、工事費の増によるものでございます。

続きまして、19款繰越金、予算現額2億5,499万8,000円、調定額、収入済額同額2億5,499万7,782円、前年対比で96.3%、985万5,609円の減となっております。

続きまして、20款諸収入、予算現額4,384万4,000円、調定額、収入済額同額4,225万4,379円、前年対比で87.8%、585万9,865円の減となっております。1項の延滞金加算金過料につきましては169万9,712円、前年対比で138%、46万8,190円の増となっております。飛んで3項の貸付金元利収入につきましては1,000万円でございます。続きまして、4項受託事業収入600万円、前年対比で85%、105万5,731円の減となっております。5項雑入2,455万4,667円、前年対比で82.4%、523万4,321円の減でございます。

21款町債、予算現額3億4,630万円、調定額、収入済額同額2億7,960万円、前年対比にしますと61.3%、1億7,670万円の減額となっております。

それで平成20年度末現在高につきましては、44億7,317万2,831円でございます。歳入合計としまして、予算現額が60億6,397万5,000円、前年対比にしますと113.9%、7億4,176万3,000円の増となっております。調定額につきましては60億8,471万3,112円、前年対比で110.6%、5億8,109万9,188円の増でございます。収入済額につきましては55億3,182万9,178円で、前年対比103.6%、1億9,065万7,700円の増でございます。不納欠損額が258万1,515円で、前年対比45.8%、305万2,233円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出、まず、歳出の構成比を申し上げます。1款議会費1.6%、2款総務費15.6%、3款民生費25.8%、4款衛生費11.8%、5款労働費0.4%、6款農林水産業費5.1%、7款商工費0.4%、8款土木費14.8%、9款消防費5.2%、10款教

育費12.1%、次のページ、10ページをお願いします。飛んで12款公債費7.2%となっております。また元に戻って、8、9ページをお願いいたします。

1款議会費、予算現額8,667万円、支出済額8,652万1,456円、前年対比で103.3%、272万8,403円の増となっております。増につきましては、議員期末手当の増となっております。

続きまして、2款総務費、予算現額11億6,370万9,000円、支出済額8億3,728万2,230円、前年対比にしますと102.4%、1,936万395円の増となっております。翌年度繰越金が2億9,774万5,000円でございます。これにつきましては、定額給付金事業でございます。1項総務管理費6億9,298万3,568円で、前年対比102.9%、1,948万6,525円の増となっております。この増につきましては、自治会移行に伴って集会所交付金補助金の増でございます。続きまして、2項町税費1億907万8,010円で、前年対比にしますと151.2%で3,694万1,756円、固定資産基礎資料の業務委託あるいは過年度分の還付金の増でございます。続きまして、3項戸籍住民基本台帳費2,752万7,562円、前年対比で75.6%、886万3,954円の減となっております。4項選挙費35万6,732円、前年対比で1.4%、2,506万8,401円の減。5項統計調査費694万7,918円、前年対比にしますと68.9%、313万2,421円の減となっております。6項の監査委員会費が38万8,440円で、前年対比99%、4,020円の減でございます。

3款民生費、予算現額14億5,662万円、支出済額13億8,126万7,666円、前年対比で111.7%、1億4,413万7,607円の増となっております。翌年度繰越額1,500万4,000円につきましては、子育て応援特別手当事業の分でございます。1項社会福祉費7億1,670万5,055円で、前年対比118.3%、1億1,062万6,162円の増となっております。老人福祉費の介護保険事業特別会計の繰出金、後期高齢者医療費の負担金、繰出金の増によるものでございます。続きまして、2項児童福祉費6億6,455万3,161円、前年対比105.3%で3,350万6,195円の増となっております。これは、児童手当、児童保育費の増によるものでございます。4項生活保護費9,450円、前年から見ますと5,250円の増となっております。

4款衛生費、予算現額6億5,210万1,000円、支出済額6億3,509万9,405円、前年対比で96.9%、2,003万3,746円の減となっております。1項保健衛生費4億6,958万4,057円、前年対比95.9%、1,990万4,304円の減でございます。この保健衛生費につきましては、大きく国民健康保険事業特別

会計繰出金の増、それからまちづくり交付金、老人保健事業特別会計繰出金の方は減となっております。2項清掃費1億6,551万5,348円、前年対比にしますと99.9%、12万9,442円の減でございます。

続きまして、5款労働費、予算現額2,407万3,000円、支出済額2,198万6,178円、前年対比にしますと100.9%、18万8,428円の増となっております。

6款農林水産業費、予算現額2億8,738万4,000円、支出済額2億7,172万2,266円、前年対比にしますと124.1%、5,269万5,196円の増となっております。1項農業費2億5,472万2,020円、前年対比にしますと124.4%、4,993万3,294円の増となっております。この増につきましては、農業振興費の道の駅関係、それから湯水対策施設維持管理費の揚水ポンプの交換工事費分が増となっております。2項林業費1,700万246円、前年対比にしますと119.4%、276万1,902円の増となっております。

続きまして、7款商工費、予算現額2,510万2,000円、支出済額1,908万939円、前年対比にしますと85.7%、319万3,992円の減となっております。

続きまして、8款土木費、予算現額9億7,708万2,000円、支出済額7億9,226万9,859円、前年対比にしますと110.4%、7,452万5,834円の増となっております。翌年度繰越額5,414万2,000円、これにつきましては、まちづくり交付金事業、それと地域活性化の生活対策臨時交付金事業でございます。1項土木管理費2,223万5,162円、前年対比125%、444万2,657円の増となっております。2項道路橋梁費3億9,073万4,476円、前年対比にしますと135.6%で1億258万8,849円の増となっております。この増につきましては、道路改良費の工事請負費、公有財産購入費、補償費のそれぞれ増によるものでございます。3項河川費182万1,338円、前年対比で160.8%、68万9,010円の増となっております。4項都市計画費3億7,416万8,317円、前年対比で91.9%、3,292万1,653円の減となっております。5項住宅費331万566円、前年対比で92.4%、27万3,029円の減でございます。

続きまして、9款消防費、予算現額2億8,242万2,000円、支出済額2億8,089万1,500円、前年対比にしますと95.1%、1,449万8,110円の減となっております。

続きまして、10款教育費、予算現額7億1,324万8,000円、支出済額6億5,022万4,960円、前年対比で98.9%、713万359円の減でございます。翌年度繰越額につきましては3,580万円、これも地域活性化・生活対策臨時交付金事業

でございます。1項教育総務費9,061万5,988円、前年対比118.6%、1,421万1,211円の増でございます。この増につきましては、事務局の人事異動に伴う人件費、それと幼稚園の奨励費の増によるものでございます。2項小学校費1億1,112万5,040円、前年対比にしますと113.5%、1,317万5,057円の増でございます。これは、学校管理費、建設費の増に伴うものでございます。次の10ページ、11ページをお願いいたします。3項中学校費1億6,101万8,350円、前年対比にしますと75.1%、5,332万8,830円の減となっております。4項社会教育費1億3,018万6,935円、前年対比92%、1,230万7,962円の減でございます。5項保健体育費5,807万2,664円、前年対比で178.4%、2,552万7,279円の増となっております。この増につきましては、体育施設の補修工事費でございます。6項給食センター費9,920万5,983円、前年対比で104.9%、459万2,886円の増となっております。

それから、12款公債費、予算現額3億8,553万6,000円、支出済額3億8,551万9,431円、前年対比にしますと107.5%、2,691万2,538円の増となっております。

歳出合計、予算現額60億6,397万5,000円、前年対比で113.5%、7億2,346万3,000円の増。支出済額53億6,186万5,890円、前年対比で105.4%、2億7,569万2,194円の増となっております。歳入歳出差引残額につきましては1億6,996万3,288円で、前年対比にしますと66.7%、8,503万4,494円の減となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） 監査委員としてご報告申し上げます。

平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月7日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番近藤議員。

〔5 番 近藤 保君発言〕

5 番（近藤 保君） 1項目だけ質問をします。

今、一般会計集約表で確認させていただいたところ、調定額と収入済額とのギャップが1億7,600万円、昨年よりは2,700万円ほどふえているようです。この辺については、こういう情勢からして大分収入済額をふやすのは大変かと思うのですが、その下の地方譲与税以下は、調定額、収入済額は、ほぼ同じものが当然事柄の性質上並んでおると思います。ここに出てくるのは、町税そのものが主に調定額と収入済額の差に出てくると思われます。予算額の立て方が甘いのか、収入を上げる努力が少ないのか、ちょっとその辺はわかりませんが、このままこのギャップが去年よりことしの方がふえているようです、2千何百万円。この辺について財務課長のどういう状況であったか説明を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 調定額と収入済額に差があると、このようなご指摘でございますけれども、この決算書の374ページに町税の税目別の収納割合ということで、現年度分と滞納分を足したものがあつたわけですが、今年度町民税個人、一番左ですけれども、これは93.7%、前年度は94%、町民税法人、これは98.4%ですけれども、前年度が98.7%、固定資産税89.6%、前年度90.8%、軽自動車税95.2%、前年度93.9%、たばこ税、入湯税は100%ということで、町税全体が92.7%ということで、前年度93.3%ですから0.6ポイントばかり収納率が下がつたわけでございますけれども、調定額につきましては予算額と違ひまして、当然あるものを全部調定するということですので、あれなのですが、いかにして収入済額を上げるかということで、財務課としては収納努力を上げておるわけでございますけれども、督促状から県との合同催告、またなかなかとれないものについては、平成20年度は預金の差し押さえ等もして、預金の差し押さえなんかにつきましては、金額等は小さいのですが、ある程度上がるかなということで、いずれにしても徴収努力しておりますけれども、前年度より0.6%下がつたということでございます。

全般的な景気悪化といひましようか、その辺も多少影響しているかと思ひますけれども、

いずれにいたしましても、徴収努力によっていかに幾らかでも上げるような努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 収入未済額について、ひとつお聞きをしたいと思います。

今年度の調定額が24億3,458万2,390円、収入済額が22億5,791万1,541円ということで、104.7%ほど伸びておるわけですがけれども、問題は収入未済額の1億7,434万4,034円ということで、116.6%ほど伸びておるわけですがけれども、現在では徴収員を雇って徴収をお願いしておるわけですがけれども、この1億7,434万4,034円を回収するのに職員と、また回収されている人たちの収集割合というのですか、努力がどの程度あるのかお聞かせを願ひたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 収入未済額が非常にふえているというようなことでございますけれども、税務室も徴収専門職員が1人、嘱託職員が1人、随時税務室の職員も担当地区を決めて回ってはおるわけですがけれども、また暮れ11月12月には、管理職員等でも回っておるわけでございますけれども、なかなか実態的に上がっていないのが実情でございます。

嘱託職員につきましては、年間徴収金額が3,000万円弱というようなことでございます。また、管理職員も11月、12月にするのですけれども、実際、そのときに行って徴収してくる額はなかなか少ないもので、その行った家に対しても年度末までにどのくらいというか、300万くらいというか、なかなか悪質といいましょうか、納められない方のところに行ってもなかなか実績が上がらないのが実情でございますけれども、納められる人からは強力に徴収していきたい、このようなことで考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） そのうちの固定資産税が1億1,078万151円、こういった固定資産税の金額が多いわけですがけれども、この固定資産税の関係でもう少し収納率を上げる、また場合によっては差し押さえという厳しい形かもしれないけれども、何かの方法でこの固定資産税の滞納をもう少し徴収をしていくような方法はとれるのかどうか、その点につい

でもお伺いをしたいと思います。

特に、滞納繰越分についても、毎年繰越分が多くなっているというようなこの推移からも見ておりますので、この点についての指導を、徴収員がいるのですけれども、指導方法というのですか、そういうものに何かうまい方法があるのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 固定資産税につきまして、収入未済額が1億1,000万円ということで、非常に大きいわけでございますけれども、この辺につきましては、金額が大きい要因としたしましては、1件の会社で大きい額があるというようなことでございますけれども、1件で1,000万円以上というようなことでもございます。

それで、この辺につきましては、大きいものに対しては全部差し押さえ等してあるわけですが、それと公売してそれを換価できればいいわけですが、ほかにも差し押さえ、抵当等入っております、なかなか徴収実績が上がっていない状況でございますけれども、前年度大口の滞納といいましょうか、担当の方も努力いたしまして、固定資産税1,500万円ぐらい入った実績がございます。

これからも差し押さえ等をして、当然幾らかでも少なくするように努力はしていきたいと思っておりますけれども、また去年あたりも大口が1,500万円入った件もあるので、また新しい固定資産税の納税義務者という、その辺もまたふえてきておりますので、なかなか減らないのが実情でございますが、いずれにしても徴収努力をして幾らかでも少なくしたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 先ほど健全化判断比率から見た実質赤字比率、これは赤字額がないということでありましたけれども、私はこの決算を見まして先行不安を感じるがございますので、ひとつお聞きしたいと思います。

この平成20年度の実質収支額というのは、1億3,428万6,000円でしたけれども、この数年来この単年度収支というのがどう変わってきたか考えてみますと、この実質収支額が、平成17年度が3億9,000万円、平成18年度が2億5,800万円、平成19年度が2億4,200万円、そしてこの平成20年度が1億3,428万6,000円と、だんだん単年度収支が減ってまいりまして、毎年のように赤字になってきているわけです。もちろんこれをもって直ちに赤字財政だということは言われませんが、

財政事情というものが年々悪化しているということにとれるわけであります。

この実質収支額においては、この1億3,400万円、これは黒字であるわけですがけれども、赤字の要素である基金、私はこの基金が一番問題だと思うのですが、基金の取り崩しというのが、平成20年度は1億5,700万円でしたけれども、さらに今年度来年度決算になりますけれども、今年度は10億から取り崩すわけです。このことというのは実質収支額においては黒字であるわけですが、これは見せかけの黒字であると、そう理解できると思うのです。

ですから、もうそろそろこういう見せかけ的な黒字はできるだけしないようにして、ここで財政の引き締め、それにかかる時期に来ているのではないかと思うわけですが、この辺について、今後の町長の考え方をお聞きしたいと思うわけであります。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 宿谷議員にお答えいたします。

大変厳しいお言葉をいただいたのですが、実質的に言われたとおり、最近基金を取り崩しての事業ということで、今ここ二、三年にかけて大分あると思います。そういった中におきまして、本当に大変だなというようにも思っておるのですが、それはそれとして、基金というと23億幾らあったのが、ことし取り崩しますと約13億ぐらいになるのかなというようにも思っております。

だがしかし、今いろいろな面において事業をやるということに相成りますと、やはりこの基金を取り崩す以外に、それがなくては借金をしなくてはならないというような現状が実際ではないのかと思っております。そういった中におきましては、今皆様方からご指摘をいただいている税金の取り立てにおいても、十二分に不納欠損にならないようにしなくてはならないというように思っております。そういったことで、この二、三年が一番のお金の要る時期かなというようにも思っておりますが、それでもいろいろな面において引き締めていかなくてはならないとは思っております。

そういったことで、ここ二、三年基金は取り崩す一方ということではありまするが、現状はいろいろな事業をやっていくというようなことに相成りますと、やっぱり基金をこのところで使わなくてはならないというようにも私は思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありますか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 全体的なことをまずお伺いしておきます。

経費の削減はもちろんなのですが、先ほどからお話に出ております税の収納率の

向上を図り、例えば企業誘致など増税策のアイデア、いわゆる自主財源の確保をいかにしていくかということが大事なことだと思います。全体的には指標を示すバランスはいいということなのですけれども、これから将来を担う子供たち、あるいは高齢者に温かい手をと、そういうまちづくりが必要かと思います。

本年度決算に当たり、これを契機に今後の予算案も考えながら、来年度にいわゆる先年度に事業送りは見直す、あるいは一時凍結とか、その辺のことも必要なものを必要なときに予算づけをしてよりよい町をつくっていくことと思いますけれども、その辺の将来的な見通しについて、まず方向性についてお伺いしておきます。町長にお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども宿谷議員の方にお答えしたとおり、ここのところ二、三年大分基金を取り崩しているということであります。そういった中におきまして、今齋木議員が申されたとおり、仕事を先送りできるものは先送りし、そしてまた自主財源のもととなることを取り入れられればというようにも思っております。

ですから、先送りできるものは先送りするという事は考えていかなければならないなと思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 町長はそういう方向だということなのですけれども、少し自主財源の向上についてということで、このまま行けば、国からの地方交付税等はかなり政府も変わってどうなるかわかりません。見通しが立たない部分があるかと思えます。仮に交付税等が少なくなりますと、いわゆる自主財源の確保と。これから企業誘致などを含めたそういうトップセールスなんかも必要なのだと思いますけれども、その辺そういう予算について、あるいはよりよい決算をするについての回答をお願いしたいと思えますが。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） もちろん今言った自主財源が入るような努力はしなくてはならないというように思っております。そういった中におきましても、先日行われました衆議院の選挙においては、いろいろな意味でどうなっていくのかなというようにも思って心配をしているところなのですけれども、町は町として自主財源が出てくるような考えを持って施策に励んでいきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

3 番岸議員。

〔3 番 岸 祐次君発言〕

3 番（岸 祐次君） 1 点だけ質問させていただきます。

先ほど近藤議員から質問が出たところでございますけれども、経常収支比率、すなわちページ数では355 ページに財政の指標が載っておりまして、下から3行目に経常収支比率。例えば本年が93.6%、例えば前年が89.4%ですよと。そういうことで4.2ポイントほど、経常収支比率が増加しておりますところでございます。

それで、この増加原因については、前に町政地域別座談会の中でも非常に一般の住民から質問が出ておるところでございます。80%が相当ではないかと、超えてくるという、やはり財政構造の弾力化がなかなか図れないのではないかとということございまして、一応4.2%ほど増加しておりますところでございますけれども、この4.2%の増加の要因について、財務課長にお伺いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、経常収支比率の関係でございますけれども、先ほどは近藤議員には申しわけございませんでした。

今また岸議員の方からありました関係ですけれども、経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経常的経費に流動された一般財源の額が地方税、普通交付税などを中心とする一般財源に総額占める割合で、平成19年度が89.4、平成20年度が93.6ということでございますけれども、この辺の要因でございますが、平成20年度決算では普通交付税が5.9%ふえております。そして人件費は1.6%の減でございました。しかしながら、繰出金が5.2%の増となったために全体で4.2%の増となったということでございます。

この繰出金増の要因といたしましては、国民健康保険事業への繰出金が1億7,170万5,000円の増額となったことが考えられます。これがなかったと仮定しますと、前年度並みの経常収支比率であったかなということでは感じております。

今後は経常収支比率の改善対策として、扶助費、補助費等の見直しをまた十分精査して義務的経費の抑制には努めていきたいと考えておりますし、また公債費等は削減したり、先送りしたりできないものですから、起債するときには十分検討しながら経常収支比率の改善に努めていきたいとこのようなことを考えております。

以上でございます。

議 長（岩寄幸夫君） 3 番岸議員。

〔3 番 岸 祐次君発言〕

3 番(岸 祐次君) 今財務課長から申されましたように、ポイントが上がった理由については、「繰出金でありますよ」というお話でございます。ちょっと参考に今、経常収支比率をどうという数字で出しているのかなというのをお話し申し上げたいと思うのです。

ページ数で356ページ、357ページに、今の率を出す参考資料がついております。例えば、今の率は歳入欄では平成20年度の真ん中に経常的なもの、その差のうち、例えば一般財源等で一番下に来ますと、35億8,464万2,000円という数字がございますけれども、この数字が分母になります。その数字に、左側に1億9,080万円、これを足した金額が分母になります。それから、分子につきましては、右側の歳出の金額、すなわち一般財源の一番下の数字、35億3,455万円、これを割りますと93.6%が出るわけですね。

それで、今の一般財源の中で、例えば当然人件費、物件費いろいろありますけれども、先ほど財務課長が申しましたように、繰出金の率がたまたまこの欄を見ますと、6億9,600万円、前年では4億8,000万円ということで、すなわち経常収支比率が上がったのは、繰出金がウエートの的には随分占めていますよと。当然人件費やいろいろあるのですけれども、意味的には、繰出金の中の国保に対する繰出金が非常に上がったということでございますので、先ほど財務課長の方から「繰出金が原因しているのですよ」ということをお聞きすればいいわけございまして、たまたま座談会では、当然経常的な人件費、扶助費、厚生費等が増加しているというような回答があるもので、現実的にはこの繰出金に問題があるということを確認させていただきました。

以上でございます。

議長(岩寄幸夫君) ほかにありませんか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番(福田敏夫君) 1点お伺いをさせていただきます。

ただいま平成20年度の決算について質問させてもらっておるわけでございますが、私は、この平成20年度よりむしろ平成21年度に入ってもう既に5カ月経過するわけでございますが、今年度の方が税収も、あるいはまたその収納率もむしろ悪いのじゃないのかという見方をしているのですが、今現在の状況のことがわかりましたら大ざっぱで結構ですけれども、財務課長の見方を聞かせていただきたいと思います。

議長(岩寄幸夫君) 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長(堤 辰巳君) 平成21年度の税収、また収納率はどうかということでございますけれども、福田議員さんが申されるとおり、予算ぐらいは収入は確保できると思っておりますけ

れども、いずれにいたしましても景気悪化によりまして、当然今現在も収納率が前年からは落ちておるのが実情でございます。そしてまた、法人税につきましては、平成19年度1億7,000万円ぐらいだったのが、平成20年度は2億2,000万円ぐらいの法人税収が上がったわけでございますけれども、平成21年度に入りまして、景気悪化による中間申告、確定申告した分が還付というようなことが出ておりますので、いずれにしても今後は厳しいかなということで、まゆ毛を湿してかからないと、ということで考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、決算特別委員会に付託します。

日程第12 議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第12、議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書157ページをお願いいたします。

議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の159ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額9,776万3,338円、歳出総額9,741万1,998円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の35万1,340円でございます。

次のページ、160、161ページをお願いいたします。

歳入、1款給食費納入金、予算現額につきましては9,209万4,000円、調定額9,229万4,910円、収入済額9,200万2,150円、前年対比にしますと102.2%、195万6,450円の増でございます。児童生徒の増によるものでございます。収入未済額につきましては29万4,760円、前年対比にしますと44.6%の45万6,130円の減となっております。

続きまして、2款繰入金、予算現額が518万円、調定額、収入済額同額の517万8,750円、前年対比にしますと127.5%、111万5,750円の増となっております。増については、ミルク給食補助、単価の見直しと児童生徒数の増によるものでございます。

3款繰越金、予算現額が32万2,000円、調定額、収入済額同額の32万1,855円、前年対比にしますと96%、1万3,528円の減となっております。

4款諸収入、予算現額が26万円、調定額、収入済額同額の26万583円、前年対比にしますと118.7%、4万1,063円の増となっております。

歳入合計で、予算現額が9,785万6,000円、前年対比103.3%、311万4,000円の増、調定額が9,805万8,098円、前年対比102.8%、267万5,155円の増でございます。収入済額、歳入合計が9,776万3,338円で、前年対比103.3%、309万9,735円の増となっております。

次のページ、162、163ページをお願いいたします。

歳出、1款学校給食費でございます。予算現額が9,785万6,000円、支出済額が9,741万1,998円でございます。歳出合計、予算現額9,785万6,000円は前年対比で103.3%、311万4,000円の増、支出済額9,741万1,998円は前年対比で103.3%、307万250円の増となっております。歳入歳出差引残額は35万1,340円、前年度に比べますと109.2%、2万9,485円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第13、議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書173ページをお願いいたします。

議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の175ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額7億4,470万5,709円、歳出総額7億4,208万1,332円、歳入歳出差引額262万4,377円、翌年度へ繰り越すべき財源が210万円ということで、これは汚水処理施設整備交付金事業の既収入特定財源分、受益者負担金分となっております。実質収支額が52万4,377円、前年対比しますと40.7%、55万2,257円の減となっております。

次の176、177ページをお願いいたします。

歳入、1款分担金及び負担金、予算現額が1,337万7,000円、調定額が1,970万3,520円、収入済額が1,458万3,800円、前年対比しますと75.9%、463万810円の減となっております。収入未済額が511万9,720円、前年対比で112.3%、56万2,530円の増となっております。

次に、2款使用料及び手数料、予算現額が9,690万8,000円、調定額、1億623万9,368円、収入済額が1億72万2,990円、前年対比しますと102.9%、283万3,325円の増ということで、使用料については、接続戸数の増に伴うものでございます。収入未済額につきましては551万6,378円で、前年対比102.6%、14万580円の増となっております。

3款国庫支出金、予算現額が5,000万円、調定額も同額の5,000万円、収入済額が2,900万円、前年対比にしますと53.7%、2,500万円の減となっております。収入未済額が2,100万円で、これにつきましては繰越明許費の未収入の国庫補助金、国庫支出金となっております。

続きまして、5款繰入金でございます。予算現額が2億1,792万8,000円、調定額、収入済額が同額の2億61万4,547円、前年対比しますと98.3%、338万5,453円の減となっております。

6款繰越金、予算現額107万7,000円、調定額、収入済額同額の107万6,6

34円、前年対比にしますと165.2%、42万4,980円の増となっております。

次に、7款諸収入、予算現額1万8,000円、調定額、収入済額同額の20万7,738円で、2項の雑入で前年対比にしますと3.7%、534万1,600円ほどの減となっております。

続きまして、8款町債、予算現額4億1,740万円、調定額も同額となっております。収入済額につきましては3億9,850万円、前年対比で414.2%、3億230万円ほどの増となっております。それから、平成20年度末現在高の町債でございますけれども、26億8,877万9,889円でございます。収入未済額1,890万円につきましては、繰越明許費に係る地方債部分となっております。それと、この町債部分が3億からの増につきましては、補償金免除繰上償還借換債による増となっております。

歳入合計につきましては、予算現額が3億9,670万9,000円、前年対比にしますと166.9%、3億1,932万600円の増、調定額が7億9,524万1,807円で、前年対比163.1%、3億780万3,552円の増となっております。収入済額につきましては7億4,470万5709円で前年対比156%、2億6,720万442円の増となっております。

次のページをお願いいたします。178、179ページでございます。

歳出、1款下水道費でございます。予算現額2億4,386万8,000円、支出済額1億8,944万6,477円、前年対比にしますと74.2%、6,599万2,965円の減となっております。翌年度繰越額4,200万円につきましては、污水处理施設整備交付金事業によるものでございます。

それと、2款公債費でございます。予算現額が5億5,264万1,000円、支出済額が5億5,263万4,855円で、前年対比にしますと250.1%、3億3,164万5,664円の増となっております。この増につきましては、補償金免除繰上げ償還による元金部分の増となっております。

歳出合計につきましては、予算現額7億9,670万9,000円、前年対比で166.9%、3億1,932万6,000円の増、支出済額7億4,208万1,332円で、前年対比で155.8%、2億6,565万2,695円の増となっております。歳入歳出差引残額につきましては262万4,377円で、前年対比243.6%、154万7,743円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 公共下水道の接続について、それから未収金についてお伺いします。

接続世帯が289.1ヘクタール、478ページにありますけれども、接続世帯2,563戸、未接続が591戸になっています、大変高い率で設置したけれども接続しない、この対応はどのように指導しているのかお伺いいたします。

それから、未接続で滞納しているものが411万720円ということで、それから下水使用料のこちらの方の滞納者も395万円余りということで、大分増額になっております。こちらの対応をお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは今神宮議員からご指摘ございました公共下水道関係の接続の関係についてお答えいたします。

神宮議員おっしゃいましたように、ページ数で478ページ、そのところに特記事項といたしまして、公共下水道の整備面積で289.1ヘクタール、整備世帯が3,154戸、接続世帯が2,563戸ということでございます。この差額分の591世帯、これが平成20年度末の公共下水道のエリアの中で未接続の世帯ということで、表示してあるわけでございます。

なお、この591世帯についての今後の接続の状況ということでございますけれども、

町におきましては、公共下水道と農業集落排水ということで、大きな二つの処理でやっているわけでございますけれども、何せ公共下水、農業集落につきましてもおおむね現在、8割が接続してございます。おおむね8割接続ということでございますので、あと残りの2割につきましても、公共下水につきましてももう20年近く経過しているわけでございますけれども、なお農集排につきましても長いところで10年、7年ということで、もう10年以上経過していても、現在ではまだ2割の方が接続していないということでございます。この関係につきましても、機会あるごとに業者等にお話しして接続を呼びかけているわけでございますけれども、何せ費用等がかかるものですから、若干の補助制度もあるわけでございますけれども、実態的にはなかなか個人の持ち出しが相当な金額になるもので、実際には啓蒙等が行き届かないという、多々反省しているわけでございますけれども、何せ個人の持ち出しが大きいということで、経済的にこういう事情でございますので、伸びないというところでございます。

それと未納の関係でございますけれども、一応この未接続世帯につきましては、料金等はいただいているわけでございますけれども、この未納につきましても、受益者負担金並びに使用料につきましても前年から見ますと、トータル的には107.07%、70万円ぐらいふえているわけでございますけれども、これにつきましても未収金の関係でございますけれども、こういう景気状態でございますので、未納については若干昨年から見ますと約7%、金額では70万3,110円というものが、平成19年度に対しましてふえているということでございます。

この関係につきましても現在、料金徴収につきましても、水道、下水につきましても一括で徴収するシステムになってございますので、水道に便乗するわけではないのですけれども、給水停止という方法もございまして、それに乗じて下水の方も一括徴収の方に行っているところでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、産業建設常任委員会に付託します。

議長（岩寄幸夫君） ここで、休憩をとりたいと思います。

3時10分に始めたいと思います。よろしくをお願いします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14、議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご説明を申し上げます。議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

日が短くなっておりますので、早目に説明のほど、よろしくをお願いします。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書195ページをお願いいたします。

議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の197ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額18億3,794万2,299円、歳出総額17億7,793万2,770円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の6,000万9,529円でございます。なお、この実質収支額につきましては、地方財政法第7条により、2分の1を基金に積み立てる予定となっております。

次のページ198、199ページをお願いいたします。

歳入、1款国民健康保険税、予算現額5億3,612万1,000円、調定額7億1,456万6,877円、収入済額5億3,342万350円、前年対比で87.7%、7,450万5,736円の減となっております。不納欠損額485万5円、前年対比216.8%、261万3,205円の増でございます。収入未済額につきましては1億7,629万6,522円、前年対比で108.6%、1,400万1,745円の増となっております。

続きまして、3款使用料及び手数料、予算現額28万円、調定額、収入済額同額の35万1,262円、前年対比で95.6%、1万6,038円の減となっております。

続きまして、4款国庫支出金、予算現額4億6,647万4,000円、調定額、収入済額同額の4億5,502万1,984円、前年対比102.3%、1,020万6,572円の増となっております。1項国庫負担金につきましては3億7,656万1,984円、前年対比100.4%で167万4,572円の増、それから2項国庫補助金7,846万円、前年対比で112.2%、853万2,000円の増となっております。

次に、5款療養給付費等交付金、予算現額9,977万4,000円、調定額、収入済額同額の1億386万8,000円、前年対比で35.6%、1億8,811万141円の減となっております。この減につきましては、退職医療制度対象者の65歳以上74歳未満の前期高齢者が一般被保険者に移行したためとなっております。

それから続きまして、新規で高齢者医療費の平準化のために新設ということで、6款前期高齢者交付金、予算現額1億8,781万8,000円、調定額、収入済額同額の1億8,781万8,782円となっております。

続きまして、7款県支出金、予算現額7,812万2,000円、調定額、収入済額同額の8,130万9,604円、前年対比で96.4%、305万3,381円の増となっております。1項県負担金1,050万5,604円、前年対比で84.3%、194万9,381円の減となっております。2項県補助金につきましては7,080万4,000円、前年対比で98.5%、110万4,000円の減でございます。

続きまして、8款共同事業交付金、予算現額2億2,069万5,000円、調定額、収入済額が同額の2億2,157万7,537円、前年対比で119.8%、3,665万954円の増となっております。

続きまして、10款繰入金、予算現額2億5,500万1,000円、調定額、収入済額が同額の2億5,369万1,923円、前年対比で248.5%、1億5,158万8,923円の増となっております。1項他会計繰入金、2億5,369万1,923円で、前年から見ますと309%、1億7,158万8,923円の増となっております。この増につきましては、法定額繰入金による増でございます。

続きまして、12款諸収入でございます。予算現額110万5,000円、調定額、収入済額同額の88万2,857円、前年対比で41.3%、125万2,716円の減となっております。1項延滞金及び過料、48万5,224円、前年から見ますと236.1%、27万9,678円の増です。4項雑入につきましては39万7,633円、前年対比で20.6%、153万2,393円の減となっております。

歳入合計につきましては、予算現額18億4,535万5,000円、前年対比で102.5%、4,540万6,000円、調定額20億1,908万8,826円で、前年対比105.2%、1億27万1,539円の増。収入済額につきましては18億3,794万2,299円、前年対比104.8%、8,365万6,589円の増となっております。

次のページ、200、201ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、予算現額1,069万9,000円、支出済額1,025万9,471円、前年対比52.8%、916万2,922円の減となっております。1項総務管理費、881万7,132円、前年対比にしますと49.1%、912万7,028円の減となっております。2項町税費、125万749円、前年対比で116.5%、17万976円の増となっております。3項運営協議会費、1万9,600円、それから4項趣旨普及費17万1,900円。

2款保険給付費、予算現額11億4,499万3,000円、支出済額11億1,661万9,048円でございます。前年対比で101.6%、1,719万1,905円の増となっております。1項療養諸費、9億9,435万1,865円、前年対比100.8%、750万2,804円の増となっております。2項高額療養費、1億1,067万7,183円、前年対比113.6%、1,324万9,101円でございます。4項出産育児諸費、1,024万円、前年対比104.5%、44万円の増。5項葬祭費、135万円、前年対比25.2%、400万円の減となっております。

それから、新たに設けられた後期高齢者医療を支えるために、この3款後期高齢者支援金等ができました。予算現額2億5,066万6,000円、支出済額2億5,063万3,900円でございます。

同じく新規ゆえ、4款前期高齢者納付金、予算現額37万5,000円、支出済額33万7,479円でございます。

続きまして、5款老人保健拠出金、予算現額6,803万7,000円、支出済額6,775万82円、前年対比21.1%、2億5,345万6,236円の減となっております。これにつきましては、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金に移行したことによる減でございます。

続きまして、6款介護納付金、予算現額9,407万5,000円、支出済額9,407万4,988円、前年対比にしますと90.9%、942万1,823円の減となっております。

7款共同事業拠出金、予算現額2億448万8,000円、支出済額2億448万2,933円、前年対比にしますと98.5%、319万7,123円の減となっております。

続きまして、8款保健事業費、予算現額1,822万7,000円、支出済額1,321万7,050円、前年対比で359.2%、953万8,024円の増となっております。続きまして、1項特定健康診査等事業費につきましては新規でございます。これは、国・県の補助事業でございます。2項保健事業費、351万7,248円で、前年対比95.6%、16万1,778円の減となっております。

11款諸支出金、予算現額1,015万7,000円、支出済額955万704円、前年対比で92%、83万374円の減となっております。

続きまして、13款で前年度赤字決算による前年度繰上充用金でございます。予算現額1,100万8,000円、支出済額1,100万7,115円でございます。

歳出合計につきましては、予算現額18億4,539万5,000円、前年対比で102.5%、4,540万6,000円の増、支出済額の合計につきましては、17億7,793万2,770円、前年対比100.7%、1,263万9,945円の増となっております。歳入歳出差引残額は6,000万9,529円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） 監査報告を申し上げる前に1文字訂正していただきたいのですが、国民健康保険事業特別会計の決算審査意見の国民健康保険（4）の、この項目の下から5行目からいきますと、「国庫支出金は」というところがあるのですが、その次の行です。「2億5,369万8,923円」とあるのですが、これを「1,923円」に書き直してください。申しわけありません。私の数字の打ち違いなものですから、これを数字の1、「1,923円」にさせていただかないと、決算書と不適合になってしまいますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、ご報告を申し上げます。

平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いた

します。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第15、議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書231ページをお願いいたします。

議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の233ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額6億6,880万7,891円、歳出総額6億6,868万7,791円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の12万100円でございます。

次のページ、234、235ページをお願いいたします。

歳入、1款使用料及び手数料、予算現額2,397万7,000円、調定額2,543万7,349円、収入済額2,497万4,330円、前年対比にしますと100.8%、20万4,811円の増となっております。収入未済額につきましては46万3,019円、前年対比で171.2%、20万751円の増となっております。

続きまして、2款繰入金、予算現額が9,136万5,000円、調定額、収入済額が同額の8,587万8,225円、前年対比で135.2%、2,237万8,225円の増となっております。

続きまして、3款繰越金でございます。予算現額が12万円、調定額、収入済額同額の12万426円、前年対比にしますと129.2%、2万7,189円の増となっております。

4款諸収入、予算現額122万8,000円、調定額、収入済額同額の122万8,910円でございます。前年対比にしますと54.8%、101万2,182円の減となっております。

続きまして、5款分担金及び負担金、予算現額2,878万9,000円、調定額、収入済額同額の2,994万9,000円、前年対比にしますと344.3%、2,125万600円の増となっております。これは小倉地区、処理場の工事費の約5%相当額となっております。

続きまして、6款国庫支出金でございます。予算現額、調定額、収入済額が同額の2億6,869万1,000円、前年対比にしますと4.53%、2億938万2,000円の増となっております。これにつきましては、処理場ということで工事費の増。補助金につきましては事業費の2分の1が来ております。

7款県支出金、予算現額、調定額、収入済額の同額で1,086万6,000円、前年対比にしますと504.7%、871万3,000円の増でございます。これも処理場建設に伴う工事費の増で、補助金につきましては事業費の0.018%となっております。

8款町債でございます。予算現額、調定額、収入済額が同額の2億4,710万円、前

年対比にしますと457.6%、1億9,310万円の増となっております。また、町債につきましては、平成20年度末現在高で14億2,160万8,144円となっております。

歳入合計につきましては、予算現額6億7,213万6,000円、前年対比で311.4%、4億5,626万3,000円の増、調定額につきましては6億6,927万910円、前年対比310.9%、4億5,402万3,933円の増となっております。収入済額6億6,880万7,891円で前年対比311.4%、4億5,404万3,643円の増でございます。

次のページ、236、237ページをお開き願いたいと思います。

歳出で1款農業集落排水事業費でございます。予算現額5億9,761万6,000円、支出済額5億9,426万8,559円、前年対比にしますと422%、4億5,344万3,322円の増となっております。これは、処理施設工事による大幅な増となっております。

2款公債費、予算現額7,442万円、支出済額7,441万9,232円、前年対比にしますと100.8%、60万647円の増でございます。

歳出合計につきましては、予算現額6億7,213万6,000円、前年対比で111.4%、4億5,626万3,000円、支出済額6億6,868万7,791円で、前年対比で311.5%、4億5,404万3,969円の増となっております。歳入歳出差引残額につきましては12万100円で、前年度から見ますと99.7%、326円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料を

ごらんください。

以上です。よろしくお願いします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） 先ほどの説明ですと、大分金額が張っておりますけれども、これは小倉の集落排水施設のうちの炭化施設の関係だと、こういうふうに承知しておりますけれども、小倉の今の分担金の収納率はどのくらいになっておりますでしょうか、お願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） では小林議員の方に現在小倉の方の分担金ということで、どのくらいの徴収状況になっているかという質問でございます。この関係につきましては、議員さんご承知のとおり、平成20年度につきましては約2,000万円を超える、全体では分担金につきましては2,000万円が入っているわけでございますけれども、このうち、事業費の5%部分ということで、高額な分担金でございます。なお、平成20年につきましては、現在に積み立てしてございます中ではちょっと不足を生じるということで、実行委員長を初めとして、農協の方から借入れを起こしまして町の方へ納入していただいたという経緯でございます。そうした関係でございますけれども、実際にはまだ発足当時約24万円ということで積み立てを行っているわけでございますけれども、約50名近くの方が24万円については事務局の方の督促とか、そういう事務手続の関係がございまして、約50名の方がまだ納めていただいていないというのが実態でございます。

今後、早急に実行委員会等開きまして、その辺の対応をとということでございます。なお、小倉につきましては、平成22年の4月に供用開始を予定してございますので、それまでには相当の納入を促進していくというような計画でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） この農集について、県の方では補助を1.8%から5年間に限って5%補

助を拡充すると、3.2%県の補助が余計上げますよということなのですが、これについてはどうなっているのか。

それともう一つ、接続率。何度もこれはもう毎年こういう話が出てくるわけなのですが、それともう1点、炭化施設のテスト運転というか、それについてお伺いをお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは齋木議員にお答えします。

まず、5%の関係でございますけれども、これは平成20年度までは1.8%ということで、県の事業費に対しまして1.8%交付いただいているわけでございますけれども、5%につきましては平成22年度からということで、これにつきましても現在大澤知事の方が群馬県でも平成29年度までに普及率を90%に上げたいというような、大幅な大きな目標を立ててございますので、それに伴うところの補助の方も現在1.8%を平成22年度から5%に引き上げたいということでございます。この県の補助につきましては、ちょっと前には10%いただいたわけでございますけれども、県の財政等でだんだん補助率が下がりがちで、5%から2.2%、それから1.8%ということでございましたけれども、またここへ来て、群馬県につきましては全国的にも汚水処理がおくれているという関係がございますので、平成22年度から若干でございますけれども、3.2%上げまして5%の補助をいただきたいということでございます。

それと、炭化施設の関係でございますけれども、この関係につきましては、一応今年の11月に完成いたしまして、引き渡しを受けたわけでございますけれども、何せ群馬県でも初めての施設ということでございますので、炭化についてのデータも相当必要だと、最終的には、その炭化した品物を肥料登録をいたしまして、農地その他に還元する計画でございますので、試験運転をこの7月からお盆明けには実際稼働してございます。それについても現在契約をいたしまして、処理をしてございます会社の方に委託をいたしまして、そちらの方で水分の5%から30%の許容範囲内で、どれが肥料並びに効果的に一番よいものであるかということを現在試験中でございます。一応11月ごろまでに結果を出したいというところでございます。

それから、接続の関係でございますけれども、先ほど公共下水道のお話ししたのですが、上野田地区につきましても、北下地区も南下地区も公共下水道ということで、一応8割は接続しているのですが、残り2割については、上野田地区については年間2件ぐらい、それから北下も南下につきましても、新規等ございますけれども、8件から10件。それで、公共下水道につきましては、月に約七、八件、年間七、八十件というの

が実態でございます。公共下水道につきましても、面積がふえるとそれに伴って接続をするというところでございますけれども、全体的にはもう8割前後で推移しているのではなからうかと、こういうことでございますので、これからこれだけの莫大な費用をかけて整備しても接続はままならないということは費用対効果等に相当影響ございますので、機あるごとに接続については推進していきたいという考えでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） この接続率の向上は、前々から言っているのですけれども、このまま進めば要するに進展しないような気がするのですけれども、前にも私、質問したことがあるのですけれども、何か時限立法みたいなものをつくって、何年以内に接続しなければその権利がなくなるような、そしてまた新しい宅地を地域の中につくるとなると、もういっぱいだから農集には入れませんよと、浄化槽で対応するのですよと、非常につないでいい人がつながなくて、つながたい人が、新しい新住宅をつくってもつなげないという、こういう矛盾が生じてきているわけなので、この辺、町等も時限立法も加味しながら考えていただけないかと思います。

それからもう1点。テスト運転をしているとのことですが、仮にそれが肥料と認定されれば引き取り手もいるでしょうけれども、仮にそれが肥料として使えない場合には、後の処理が問題になるわけなので、それこそ、お宅が出したんだから、全戸に処理してくれとか、業者でも引き取り手があればいいけれども、その辺をどうしていくのか、2点だけお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、先ほどの接続の関係でございますけれども、これも前に齋木議員さんの方から過日、一般質問で農集の接続の関係について、既に権利を持っている方が相当10年以上にわたって接続しない場合に、権利も移譲できるのでなからうかと、してはどうかというような質問を受けたわけでございますけれども、これも県の方に確認しました結果、既に柵を設置している当事者の承諾をいただければ、そういうことも可能ではなからうかなということで、私どもも理解してございます。そういった関係でございますので、あくまでも現在柵を設置している方が、この関係については、次の欲しい人に譲り渡しができるという承諾がいただければ、そういうことも可能ではなからうかなということでございます。

それと、先ほどの処理施設の関係の処理の方向なのでございますけれども、肥料登録は平成13年に改正されまして、平成16年に町でも一応登録はしてございます。その関係につきましては、あくまでも自然発酵したものを肥料登録する形でやったのですけれども、農集排の関係の汚泥の肥料登録した場合に、一応成分的には窒素、リン酸、マンガンが多くてカリが少ないということでございますので、最終的には葉物類には使えるのではなからうかと、水田には恐らくこの農集でできる肥料は使えなくて、畑作の葉物類についてはある程度効果があるのではなからうかということで、過去の水分成績の中でもそのような傾向がございますので、若干民地を借りましてやったのですけれども、とにかく葉物類については相当生育がいいということでございます。田んぼ等にした場合には、相当青草になって倒れてしまうというような肥料の構成でございますので、畑作地帯では若干でも利用できるのではなからうかというようなことで、現在は掌握してございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第16 議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第16、議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでござ

います。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書249ページをお願いいたします。

議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の251ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1,340万7,124円、歳出総額同額の1,340万7,124円でございます。

次のページ、252、253ページをお願いいたします。

歳入、1款貸付事業収入、予算現額1,033万5,000円、調定額1億5,482万6,849円、収入済額1,077万7,315円、前年対比にしますと172.3%、452万3,665円の増でございます。この増につきましては、貸付事業収入の貸付元金回収金繰上償還による増となっております。収入未済額につきましては1億4,404万9,534円、前年対比で100.9%、127万7,610円となっております。

2款県支出金、予算現額、調定額、収入済額同額の112万4,000円、前年対比で80.2%、27万8,000円の減となっております。

3款繰入金、予算現額197万円、調定額、収入済額同額の150万5,809円で、前年対比にしますと48.2%、161万6,558円の減となっております。

歳入合計で、予算現額1,342万9,000円、前年対比124.3%、262万9,000円の増となっております。調定額につきましては1億5,745万6,658円、前年対比101.9%、289万3,787円の増となっております。収入済額1,340万7,124円で前年対比124.4%、262万9,107円の増でございます。

次のページ、254、255ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、予算現額12万1,000円、支出済額10万1,125円、前年対比で99.6%、368万円の減額でございます。

2款公債費、予算現額1,330万7,000円、支出済額1,330万5,999円、前年対比で124.6%、262万9,475円の増となっております。この増につきましては、繰上償還による元金償還金の増となっております。町債の平成20年度末現在につきましては、2,378万5,931円であります。

歳出合計、予算現額1,342万9,000円、前年対比で124.3%、262万9,

000円、支出済額1,340万7,124円、前年対比で124.4%、262万9,107円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） まず、代表監査委員さんにお尋ねしますが、今回の監査報告の中で収入未済額が1億4,404万円、もうちょっとありますけれども、これについての回収金の整理に特段の努力を望むとともに、対策の確立を切望しますというふうにありますけれども、その考えられる方法としてどんな方法があるというふうにお考えですか。

これはいつまでもほうっておけるものではないと思いますので、これについて、町も同じことなのですけれども、どんな方法があるか、いずれにしても解決しなくちゃならないものだと思いますので、その辺についての見解をお尋ねしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 羽鳥監査委員

〔代表監査委員 羽鳥善保君発言〕

代表監査委員（羽鳥善保君） お答えいたします。この問題につきましては、当初の貸付事業の発生
のところに戻らないということ、根本的な解決はないと思います。貸し付けを受けた人が、

どういう説明を受けて貸し付けを受けたかですよ。はっきり言うと、「返さなくてもいいんだよ」と、「借りっぱなしでいいんだよ」というような説明を受けているか、「必ず返さなくちゃいけないんだ」というような説明を受けているか、その辺でまずは原点に戻って、私はよく調べるべきだと思うのです。それで、はっきり借りたものは返すんだというふうな認識を、借りた人に持ってもらって、それで返していただくという方法しかないと思います。

私にしてみれば、70を超えていますけれども、この事業が始まってどういう形で貸し付けをしたんだよということは一切わかりません。ただ、貸し付けを受けた人は、私の考えで言えば、「返さなくちゃいけねえよな」というふうな気持ちは持っています。しかし、貸し付けを受けるときに、これは「借りっぱなしでいいんだよ」というふうな説明を受けているとすれば、これはもう既得権益として「返さないよ」というふうにするのも、これは事実だと。ですから、その原点を、どういうふうなものであったかということをもっと調べてもらわないことには始まらないと思います。

その辺に踏み込まないで、幾ら「返してくれ、返してくれ」と言っても、本当に空論で終わってしまうと思いますので、これは監査委員、私の個人的な見解です。

以上、わかっていただけたでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかに意見ありますか。（「同じことを町に」の声あり）

齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、事務局の方としてお答えさせていただきます。

まず、先ほど羽鳥監査委員さんからの答弁のとおりだと思いますけれども、この事業の場合につきましては、昭和48年から同和地区におきまして、住環境の環境整備を図るために住宅の新築、改修、そして土地取得のための貸付事業として実施されてきております。それで、この事業は、平成8年度をもって国の制度としては終了しております。

そういった中におきまして、現在につきましては、改修事業の改修という部分ですね、そして貸付金の回収を町の償還として行っている事業でございますけれども、先ほどの内容につきましては、いわゆる昭和62年以前に貸し付けによって、償還率が非常に悪いというのが状況でございます。いわゆる貸付事業に対する理解、あるいは認識等が希薄なために督促等をして効果がないというのが実態でございます。

そういった中におきまして、今後この事業の滞納額を減らしていくという部分につきましては、不納欠損処分というのが考えられるわけでございますけれども、この内容につきましても平成19年にも群馬県の同和对策問題協議会の中で、また市町村の担当が会議等も行っております。そういった中におきまして、他の市町村におきましても債権回収、い

いわゆる滞納状況が報告されておりますけれども、大変貸付金の解消に苦労しているという
ような報告がされております。そして、この会議では、滞納者は固定化されている状況
でありますけれども、住民への公正・公平の立場から分納、あるいは督促等を積極的に行
うというのが全体的な意見だったと報告がされております。

それから、平成20年3月におきましては、不納欠損対策対象の標準等が示されてお
ります。これについては、群馬県と関係市町村代表であります代表者が、5回によるワー
キンググループで検討したものでございますけれども、その住宅新築資金等の貸付事業にお
ける不納欠損の対象というのがございます。それについては、「借入金及び連帯保証人か
らの償還が著しく困難な場合、または借受人からの償還が著しく困難で、かつ保証人か
ら償還が困難と認める場合には該当する」というような状況になっております。そういった
中に、住民への公正・公平の立場というような形の中で、現在分納、あるいは督促等を積
極的に行っているのが実情でございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 先ほど、監査委員さんから意見が述べられましたけれども、私も確かにこ
れはもう1億4,400万円を超す多額な収入未済があるという中で、今課長が言われた
ことは、それは十分にわかるのですけれども、それでもなかなかこれがまだ解決し得ない。
だからどこかで、しっかりとここにありますよね、対策の確立というふうにありますけれ
ども、これはもうそういうふうにしてやらないと、いつまでもこの決算書にこの額とい
うのは残ったままなのです。まだ回収できるあてがあるのなら、それは回収ということも
考えられるのですけれども、もうこの辺で、客観的に見てこれは「もうだめなものはだめ」
と言ったら、それはやっぱり不納欠損かなんかにしておくべきじゃないですか。いつかそ
うなるときが来ると思うのです。

でも、これはいつまでこういうふうには引きずっておくのがいいのか、可能性としてある
のならいいと思うのです。でも、可能性がない、打つ手もないというのであれば、それ
はもう事態がそうですから、それに合ったやっぱりもう処置をするというのが大事なよう
な気がしますけれども、もう一度課長であつたり、または町長の決意をお伺いしたいと思
うのですが、いかがですか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員にお答えいたします。

いろいろな面で、公平・平等、そしてまた公正ということに相成れば、長年かけて早く

言えば一月幾らでもいただければ、こういったことはしていかななくてはならないかなと、私は思っております。そういうことで、公平かつ平等に扱っていただくということで、私は考えております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） それはそれでいいのですけれども、私が言っているのは、それでも回収できるという可能性があるのだったら、それはそれでいいと思うのです、可能性があるのであれば。でも、可能性がもうなくなってくると、会計の中で1年じゅうこれが町の決算の中でつきまわっているという、なかなか健全な決算にもなっていないと思うのです。そういう中で、枠からもう一步出ていく必要があると思うのです。お気持ちは、それはわかるのです。それは貸したものだから返してほしいと。でも客観的に見て、じゃあそれでこれは本当に何とかなるのかというのであれば、それは待ってもいいけれども、待ったところで何ともならないと思うのです。

だから、そこでの監査委員さんのここでの指摘というものは、「対策の確立を切望している」と、私もそうだと思うのです。でもこの対策というのは、「ずっと請求していてもいいよ」ということじゃないと思うのです。どこかで幕を引くとは言いませんけれども、それに近いようなことで、どこかでもうけじめをつけないと、これはずっと引きずったままで、わけのわからないような1億何千万円も残ったものがずっといっちゃん。でも、どこかでこれはもう切りをつけなきゃならない時期というのがあるわけですから。だから先にずっと引きずっておけば、後で解決する問題では決してありませんから。だから、その中でやはり時期を見て、それなりの方法、解決策というのを、方法は一つしかありませんけれども、もうそろそろ可能性があるのならですけれども、ないのであれば、私はけじめをつける時期に来ているというふうに思います。

先ほどの町長の言葉ですと、町長は何とかそれでも幾らかでもというのはわかるのです。でも、もうほとんどだめですよ、明らかじゃないですか。それがわかった時点でよく相談をして、いつまでも同じことが決算書に残るということは決して名誉なことではないので、ぜひよく協議をいただいて、どういう形になるかわかりませんが、改善を、私も監査委員さんと同じように望みたいと思いますので、検討してみてください。

議長（岩寄幸夫君） 羽鳥監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君発言〕

代表監査委員（羽鳥善保君） 監査委員会でもこの会計については、時々話題になります。これも監査委員として私の個人的な見解になりますけれども、一応この貸し付けを受けているとい

うのは町債ですか、そういったものを発行して貸し付けを受けているわけです。やはり返してくれるあてがあるかないかはともかくとして、町の借金である限りにおいては、このお金はやはり帳簿上であっても、監査委員としては残しておかなければいけないものだと思っております。

小池議員さんの言い分はわかるのですけれども、一応借金なのですよ。そういったことでもってこの数字を帳簿上だけと言うと、ちょっと語弊がありますけれども、いずれにしても、1年間のうちで返してくれる人もいますし、最近の人は「借りたものは返さなくちゃいけない」と思っている人もいるようですし。一応監査委員の私の見解としては、もちろん借金である以上は、この会計が消滅するまで、いわゆる国の指導でもって消滅といえますか、何か消滅するまではやはり借金として、この会計がある限りは残しておくべきだと私は思います。

善処してくれというのは、監査のときに出る話は、どういった形でもってこの貸し付けを受けている人に返してくれというふうなアプローチをしているか、そういった証拠的なものをなるべく残しておく。こういったことをやっているのだけれども、どうしても返してもらえないんだよねというふうな形のものを残しておく。それは先ほど申し上げましたように、あくまでも返してもらおう努力を、やっぱり公金を扱うものとしては続けなければいけないだろうと、私はそう思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） 私の考えといたしましては、この住宅新築資金等貸付事業につきましては、税金の滞納とは違いましてあくまでも貸付金というようなことからスタートしているような状況でございます。羽鳥監査委員さんからも話がありましたけれども、ただいたずらに不納欠損処理という部分もありますので、その内容については細かい内容になっておりますけれども、それらについて検討する必要もあるのかなと思っております。今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ただいまの問題ですけれども、先ほど町民生活課長からお話がありましたように、昭和48年から県の事業として恐らく推進されてきたのではないかなというように考えております。特に、県事業でこれを各群馬県の町村で取り入れたということになりますと、やはり各町村においてもまだこういった問題が多く残っているのではないかなと

いうように考えております。そして、この金額に等しい金額が各町村にも収入未済金として残っているというような関係があるとすれば、県の責任としてこの問題についてよく協議してもらって各町村にこういう方法で処理をすとか、また今後も続けるとかというような指導を仰ぐことが大切ではないかなというように考えております。先ほど、小池議員からも指摘をされておりますように、毎年毎年、余りに言いづらい話でありますけれども、やはり時期がもうある程度来ているのかなという気がしておりますので、やはり県の指導が大切だと思いますので、その点の考えを聞きたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、私の方からお答えさせていただきますけれども、これにつきましては、国の事業として取り入れたということでございます。そういった中に、昭和48年から平成8年度で終わっているわけですが、この間吉岡町におきましては、住宅新築資金の55件、住宅改修資金で44件、宅地取得で26件、合計125件、金額では4億8,240万円の貸し付けを行っているわけでございます。

そういった中におきまして、県下のこの対策として取り入れた市町村におきましては、先ほどちょっと話をさせていただきましたけれども、やはり同じような状況で貸付金の回収に苦慮しているというのが実態でございます。そういった中におきまして、県下の市町村、そして群馬県と一緒にこの対策を考えたということの中で、先ほど5回にわたるワーキンググループで検討されたというようなものでございます。

そういった中におきまして、今後の対策としては、この貸付事業に対する不納欠損処理の対象という部分を改めて示されたというような状況になっております。それから、不納欠損処理の対象外、あるいはこの適用に際しては、滞納者への法的措置等の対策と連携して実施することが望ましいというような報告を受けております。そういった中におきまして、町の方としても、この県とそして代表市町村で検討した内容についても取り組んでいく必要があるのではないかなと考えております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） ただいま町民生活課長から説明を受けましたけれども、やはり国・県の事業として取り入れて平成8年度まで実施したということですので、やはり先ほど申し上げましたように、この収入未済金については県下でもあるということですので、全部を不納欠損にするのだということではなくて、やはり県からある程度の補助金なりを何かもらっ

て、残りを不納欠損にするならしてもいいけれども、やはり推進した国・県があるとすれば、その考えを十分聞くようなことが必要だと思しますので、その点についてをよく説明をしていただいたり、また理解を受けていかないと、先ほど監査委員の人から話がありましたように、「いつまでもこれは残るんですよ」ということですので、その処理方法をもう少し検討していただければと思うのですが、その辺についてもう一度見解を聞きたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、お答えさせていただきます。

この制度につきましては、国の制度を県と市町村がその内容を受けまして、その事業を実施してきたということでございます。その結果として、今問題となっております大きな滞納が残ったという状況でございます。今後、国・県等において、人権連等がこれに対する要望等をされておりますけれども、なかなか現実的には難しい状況というようなことを把握しているわけでございます。

今後、また県等に照会等を行いながら、町がこれらに対して不合理な負債というんですか、償還で税金を充てることとなりますので、それについては今後照会等もしていきながら対応していきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） この件については、多分私どもの総務委員会の方に付託されるのではなからうかということでございます。今ここまで踏み込んだ質問をされておりますので、私も1点だけこの場でちょっと確認をさせていただきたいのですが、収入未済額がある、これはつまり貸付残ということになるわけでございます。しかし、財務上から考えますと、この貸付金、相手にしてみれば負債になるわけですが、土地を購入したり建物を購入しているわけですから、いわゆる固定資産になるはずなんです。その担保権はどうなっていたのか、その辺わかりましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） お答えさせていただきます。

平成7年度までにつきましては、抵当権等もなかったわけですが、町では平成7年12月1日に町の附属機関でありました吉岡町同和対策審議会に貸付金に伴う抵当権設定についての諮問を行っております。そして平成7年12月7日付で、「新規貸付につい

ては抵当権設定を貸し付けの条件とする」との答申に基づきまして、平成7年度より抵当権設定を行っております。平成7年度につきましては1件、8年度はゼロということで、それだけが抵当権設定が過去にあったというのが実情でございます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかに。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 質問なのですけれども、そうしますと、平成7年度以前については担保設定はなかったというふうに私はとらえるのですが、そうした場合にはもう既に現状そのものがそれを担保に入れてほかの金にかえちゃったとか、そういう物件もあるのかないのか。その辺のところは、先ほど羽鳥監査委員さんがお話をされたように、当初の貸し付けがどういう方向であったのか、担保ぐらいとってないといえ、考えようとしては一般の人にしたら、これはもらったのと同じだというふうな考えが成り立っちゃうんですよ。ですから、その辺は非常に重要なところだと思うのです。その辺のところはどの程度、所管課長つかんでおられるかお尋ねいたしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） 平成7年以前につきましては、抵当権等がございません。そして、その抵当権の設定した方がいいというようなことの中で答申をいただいたことから、町では顧問弁護士がございまして、そして代表、代表というのは同和地区の代表でございますけれども、相談窓口等を行って抵当権の設定等について、また分割あるいは指導等も行った経緯がございます。そういった中でありますけれども、実際に抵当権を設定したということはないということで、私の方は理解しております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 17 議案第 58 号 平成 20 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 17、議案第 58 号 平成 20 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第 58 号 平成 20 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 20 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書 265 ページをお願いいたします。

議案第 58 号 平成 20 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の 267 ページをお願いいたします。

この老人保健事業特別会計は、平成 20 年 4 月より後期高齢者医療制度が開始されたため、平成 20 年度については給付費は 1 カ月分と、その後は月おくれの請求のみでありますので、大幅な減額となっております。

実質収支に関する調書、歳入歳出同額の 1 億 4,204 万 7,259 円となっております。

次のページをお願いいたします。268、269 ページでございます。

歳入、1 款支払基金交付金、予算現額 6,654 万 8,000 円、調定額、収入済額同額の 6,652 万 7,979 円、前年対比にしますと 10%、6 億 149 万 2,083 円の減となっております。

続きまして、2 款国庫支出金、予算現額 5,334 万 3,000 円、調定額、収入済額同額の 5,310 万 7,722 円、前年対比にしますと 13.2%、3 億 4,887 万 5,146 円の減となっております。

3 款県支出金につきましては、予算現額が 1,204 万 2,000 円、調定額、収入済

額同額の1,204万2,788円でございます。前年対比にしますと12%、8,872万6,039円の減となっております。

4款繰入金、予算現額1,193万3,000円、調定額、収入済額同額の962万6,805円、前年対比で7.7%、1億1,572万4,220円の減となっております。

6款諸収入、予算現額57万9,000円、調定額、収入済額同額の74万1,965円であります。前年対比にしますと142.6%、22万1,673円の増となっております。3項の雑入が74万1,965円でございます。

歳入合計につきましては、予算現額1億4,444万5,000円、前年対比で10.7%、12億1,075万3,000円の減、調定額につきましては1億4,204万7,259円で、前年対比10.9%、11億5,943万5,179円の減となっております。収入済額につきましては1億4,204万7,259円で前年対比10.9%、11億5,743万5,179円の減となっております。

次のページ、270、271ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、予算現額26万1,000円、支出済額21万7,620円、前年対比25.2%、64万6,097円の減となっております。

2款医療諸費、予算現額1億2,037万円、支出済額1億2,001万7,361円で、前年対比で9.3%、11億6,982万66円の減でございます。

続きまして、3款諸支出金でございます。予算現額2,181万4,000円、支出済額2,181万2,278円で、前年対比248.4%、1,303万984円の増となっております。2項の繰出金が2,181万2,278円で、この繰出金につきましては、平成19年度過少交付金に伴う一般会計からの繰出金が過年度分として入りましたので、一般会計に繰り出すものでございます。

歳出合計につきましては、予算現額1億4,444万5,000円、前年対比で10.7%、12億1,075万3,000円の減、支出済額につきましては1億4,204万7,259円、前年対比10.9%、11億5,743万5,179円の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月

10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された老人保健事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 一つだけ聞きたいと思うのですが、計算の中で、平成17年、18年、19年、20年と、本来国保会計のときに聞けばと思ったのですが、この老人会計が今回で終了になりますので、ここで聞きたいと思えます。平成17年の国保税、老人保健、介護保険で34億6,366万404円、平成18年度が36億2,772万633円、平成19年度が37億9,323万89円、そして平成20年度を計算しましたところ、今年度は国保、老人保健、後期高齢者と三つの、それに介護保険があるわけですが、29億1,398万9,952円と、前年から見ますとかなり減額になっているのですが、ここのところを少し説明していただけたらありがたいなと思っておりますけれども。

やはり、全体の国保から介護保険までの総体の金額がかなり下がっておりますので、私はよく地元の集会のときに話をするのですが、町の総体の事業費の100億ほど、一般会計、特別会計あるわけですが、その40%が医療費にかかってしまうのですよというような話しをしたのですが、今回この4年間を見ますと、かなり下がっておりますというのを見ましたので、ここのところの説明をしていただければと思えます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 南雲議員さんのご質問の関係なのですが、私もちょっと勉強不足で質問の内容がちょっと理解できないのですが、成果表の関係でご質問ですか。今の数字はどちらの数字ですか。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔 15 番 南雲吉雄君発言 〕

15 番（南雲吉雄君） もう一度します。

平成20年度の国保税、老人保健、後期高齢者が今度新しく入りますね、それに介護保険とで、この総額を足しますと、国保税が18億3,794万2,292円で、先ほどの国保会計のが支出済額だと思うのですが、老人保健が今上程されております1億4,204万7,259円です。そして、これから上程されます後期高齢者が1億2,050万2,827円、それに介護保険が8億1,347万7,569円ということで、総額でいきますと、今年度のこの医療関係のが29億1,398万9,952円という形になっておりますので、前の年度から見ますとかなり下がっているものをちょっと計算したものですから、その不足するものに対してどういう状況で下がったのかちょっと聞きたいと思って、今話をしました。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 大友幾男君発言 〕

健康福祉課長（大友幾男君） 質問の内容がなかなか理解できなくて、大変南雲議員さんには申しわけないのですが、ただいまの説明の吉岡町の老人保健事業の関係の医療費の関係と、国保の方の医療費の合計そういったことのご質問なのですか。（「全体の」の声あり）後期高齢者からすべての医療費の合計のご質問ですか。

議長（岩寄幸夫君） 暫時休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時34分再開

議長（岩寄幸夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

大友健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 大友幾男君発言 〕

健康福祉課長（大友幾男君） 勉強不足で南雲議員さんのご質問に直ちに答えられなくて、大変申しわけなく思っております。

大きく平成20年度が医療費が下がった関係は、後期高齢者医療ができて、その後期高齢者医療は群馬県の連合会で運営をしております、町の後期高齢の会計は、税金を徴収するだけの会計になっております。だから、税の徴収の方は余り変わっていないと思うのですが、医療費の支出の方は県の広域連合の方で支出しておりますので、南雲議員さんの大きく数字が下がったという関係は、県の広域連合で支払っている医療費を足し上げますと、それほど大きな移動はないのかなという、そんなように理解しております。

よろしく願いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 今の説明で大体わかりましたけれども、たまたま国保税だけを計算をしますと、やはり平成17年度が6億7,683万6,642円、平成18年度が7億1,431万4,313円、平成19年度が7億5,431万9,886円、今年度が7億6,899万8,450円ということで、この国保税の入った数字は変わらないのですけれども、ただ総体の金額が余り大きく差がついておりましたので、今質問させていただいたのですけれども、後期高齢者が広域連合に変わったので、そちらの方からの金が入ってくるのだということであれば理解をしますので、そこまでちょっと勉強が足らなかったの、金額が余り差があったので、お聞きしました。

以上です。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第18、議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ご説明を申し上げます。議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認

定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書283ページをお願いいたします。

議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の285ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額8億1,349万7,567円、歳出総額8億978万8,837円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の370万8,730円でございます。なお、この収支額370万8,730円につきましては、国庫負担金の受入超過部分が125万1,056円、支払基金交付金の受入超過部分が145万7,674円で、次年度で返還するものでございます。

次のページ286、287ページをお願いいたします。

歳入、1款保険料、予算現額1億5,038万8,000円、調定額1億5,249万4,300円、収入済額1億4,999万9,500円、前年対比にしますと102.5%、360万5,700円の増となっております。不納欠損額につきましては48万1,900円、前年対比で89.1%、5万8,800円の減となっております。収入未済額が201万2,900円、前年対比で115.9%、27万6,300円の増でございます。

2款使用料及び手数料でございます。予算現額が4万7,000円、調定額、収入済額同額の3万5,200円、前年対比にしますと99.7%、100円の減となっております。

続きまして、3款国庫支出金、予算現額1億7,053万2,000円、調定額、収入済額同額の1億7,059万6,916円、前年対比で108.9%、1,413万6,445円の増となっております。給付費の増に伴うものでございます。1項国庫負担金で収入済額が1億2,180万2,740円、前年対比で93.4%、74万1,909円の減となっております。2項国庫補助金につきましては、5,279万4,176円で、前年対比140.3%、1,487万8,354円の増となっております。

4款支払基金交付金、予算現額2億3,945万円、調定額、収入済額同額の2億3,944万8,000円でございます。前年対比にしますと112.2%、2,596万6,738円の増でございます。やはり、給付費増に伴うものでございます。

5款県支出金、予算現額1億1,555万9,000円、調定額、収入済額同額の1億1,235万5,318円、前年対比で111.5%、1,156万4,367円の増です。同じく給付費の増に伴うものです。1項県負担金につきましては1億880万6,0

13円、前年対比で111.1%、1,082万6,731円の増。2項県補助金につきましては354万9,305円、前年対比で126.2%、73万7,636円の増となっております。

続きまして、7款繰入金、予算現額につきましては1億5,406万9,000円、調定額、収入済額同額の1億3,183万8,069円、前年対比で131%、3,123万6,443円の増となっております。1項一般会計繰入金につきましては1億1,410万393円で、前年対比にしますと113.4%、1,349万8,767円の増となっております。それから、2項の基金の繰入金、収入済額につきましては1,773万7,676円を繰り入れしております。

8款繰越金、予算現額603万1,000円、調定額、収入済額同額の603万564円、前年対比にしますと39%、944万8,967円の減となっております。このうち過大交付分として289万3,592円があります。

次に、9款諸収入でございます。予算現額19万4,000円、調定額、収入済額同額となっております。前年対比で61.8%、12万円の減となっております。

歳入合計につきましては、予算現額8億3,627万1,000円、前年対比で111.8%、8,793万1,000円の増、調定額につきましては8億1,599万2,367円で、前年対比110.4%、7,715万8,126円の増となっております。収入済額につきましては8億1,349万7,567円、前年対比110.4%、7,694万626円の増となっております。

次のページを見ていただきまして、288、289ページでございます。

歳出、1款総務費、予算現額1,767万3,000円、支出済額1,729万3,851円、前年対比129.6%、394万5,939円の増となっております。1項総務管理費につきましては1,102万9,180円、前年対比26.6%、284万6,602円の増。2項徴収費、57万7,246円、前年対比で106.9%、3万7,199円の増。3項介護認定審査会費、1,158万9,860円、前年対比で132.7%、285万6,752円の増でございます。4項趣旨普及費24万6,435円で、4万7,460円の増となっております。それから5項につきましては、新規で計画策定委員会費ということで、385万1,130円となっております。

2款保険給付費、予算現額7億7,886万2,000円、支出済額7億5,670万7,505円で、前年対比112.7%、8,504万2,222円の増となっております。1項介護サービス等諸費につきましては6億9,871万4,572円で、前年対比112.5%、7,787万9,500円の増となっております。認定者、利用者の増でございます。次に、2項介護予防サービス等諸費で3,177万5,900円、前年対比

にしますと117.5%、472万5,077円の増でございます。3項その他諸費、107万4,830円、前年に比ますと12万1,410円の増。4項高額介護サービス等費につきましては842万2,673円、前年対比120%、140万6,485円の増となっております。5項特定入所者介護サービス等費1,671万9,530円につきましては、前年対比で105.8%、90万9,750円の増となっております。

次に、4款地域支援事業費、予算現額2,353万7,000円、支出済額2,066万4,655円、前年対比115.3%、274万3,757円の増でございます。1項介護予防事業費819万7,238円、前年対比161.3%、311万5,084円の増となっております。続きまして、2項包括的支援事業・任意事業費1,246万7,417円、前年対比で97.1%、37万1,327円の減となっております。

5款基金積立金、予算現額1,205万9,000円、支出済額1,203万5,234円、前年対比にしますと65.9%、622万9,766円の増となっております。この基金の積立金につきましては、内訳としまして前年度繰越金を含む385万8,972円、それと新たに介護従事者処遇改善特例交付金を基金にしたものが817万6,262円を積み立てております。

6款諸支出金、予算現額313万9,000円、支出済額308万7,592円、前年対比にしますと35.9%、550万7,692円の減でございます。1項償還金及び還付金につきましては289万3,492円で、34.9%、538万5,892円の減でございます。2項繰出金19万4,100円につきましては、12万1,800円の減でございます。

歳出合計につきましては、予算現額8億3,627万1,000円、前年対比で111.7%、8,740万1,000円、支出済額につきましては、8億978万8,837円、前年対比110.9%、7,926万2,460円の増となっております。歳入歳出差引残額につきましては、370万8,730円で、前年対比61.5%、232万1,834円の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告を申し上げます。

平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたしま

す。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第19、議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご説明を申し上げます。議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書315ページをお願いいたします。

議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次のページ、317ページをお願いいたします。

なお、この事業につきましては、平成20年度より国の医療制度の一つとして、今までの老人保健制度を改め、後期高齢者医療制度が始まりました。この制度は、県内すべての市町村で構成される広域連合により運営され、市町村国民健康保険や健康保険組合等と同じ独立した医療保険制度ということでございます。町が行う事務に対応する特別会計等設置され、主な事務は保険料の徴収及び窓口における被保険者からの諸届出や申請の受理であります。この医療費については、一般会計から療養給付費負担金として、町の負担割合、12分の1、9,561万6,653円を一般会計、3款1項15目19節の後期高齢者医療費から負担をしております。先ほどの南雲議員からの質問のものでございます。

それでは、317ページの実質収支に関する調書、歳入総額1億2,050万2,827円、歳出総額1億1,972万4,327円、歳入歳出差引額、実質収支額が同額の7万8,500円でございます。

次のページ、318、319ページをお願いいたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、予算現額8,476万1,000円、調定額8,686万3,000円、収入済額8,557万8,600円、収入未済額が128万4,400円でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、予算現額が10万円、調定額、収入済額同額の3万900円。

それから、3款繰入金、予算現額が3,312万1,000円、調定額、収入済額同額の3,067万488円でございます。これは、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金でございます。4分の3は県から来ております。

続きまして、4款諸収入、予算現額665万8,000円、調定額、収入済額同額の291万339円でございます。このうち、4項受託事業収入、これが277万6,929円、これは制度改正に伴うシステム改修費、それから5項雑入でございます。13万3,410円。

5款国庫支出金につきましては、予算現額131万円、調定額、収入済額同額の131万2,500円でございます。

歳入合計につきましては、予算現額1億2,595万円、調定額1億2,178万7,2

27円、収入済額1億2,050万2,827円となっております。

次のページを見ていただきまして、320、321ページでございます。

歳出、1款総務費、予算現額1,018万円、支出済額632万9,467円。1項総務管理費597万9,530円でございます。これは、事務業務委託料、システム改修費でございます。2項徴収費につきましては34万9,937円。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億1,369万2,000円、支出済額1億1,339万4,860円でございます。これにつきましては、一般会計繰入金、広域連合事務費等負担金、保険料の負担金でございます。

歳出合計につきましては、予算現額1億2,595万円、支出済額は、1億1,972万4,327円でございます。歳入歳出差引残額は、77万8,500円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告を申し上げます。

平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料並びに、先日お配りいたしました中にあると思うのですが、7月22日に監査した定期監査、この結果報告書に後期高齢者のことについてちょっと書いてありますので、目を通してください。

先ほど南雲議員から質問がありましたうちの後期高齢者特別会計、これは全部の費用のうちの9%しかこの特別会計には載らないのです。全体100円以上低かったとすれば、9円だけしか載らないものですから、後の91%はこの会計に載らないで支払っているということで理解していただきたいと思います。

今まで説明してきましたけれども、一般会計並びに特別会計の歳入歳出全体の数字につきましては、例月でもって6月29日に実施した監査の報告書に歳入歳出の年間の数字が記録してあるのですが、そことすべて合致しておりますので、くどいようすけれども、

計数的には正確であるということを変更して申し上げて、報告にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岩寄幸夫君） ただいま時間が5時になろうとしております。会議を1時間延長していただき、6時までといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）途中ではありますが、10分休憩をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後5時00分休憩

午後5時10分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番坂田議員。

〔1番 坂田一広君発言〕

1番（坂田一広君） 後期高齢者医療の定期監査結果報告書の収納率一覧表を見ますと吉岡町の収納率は県内で下から3番目というようなことでございます。どのような理由があるのかお答えいただければと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 坂田議員さんのおっしゃられたとおり、群馬県で徴収率は下位から3位でございます。理由の一部には、制度を理解していただけないというようなことで、かなりの資産家なのですが納めていただけなかったという、そういう経過があります。そういったことで、吉岡町の徴収率が極めて悪いという中で、いろいろ調査、研究しまして、税はもちろん差し押さえ等も過去やってきたわけなのですが、保険料についても差し押さえができるというようなことで、多額な収入がある方ですから、それなりに保険料の滞納分の3分の1くらいすぐいく方ですから、その人については預金の差し押さえをしてもう既に徴収しております。

そのほかの原因については内容を見てもみますと、税金の滞納者が、また重なって保険料の滞納になっているということも事実であります。そういった中でも、こまめに催告等をして、少しでも徴収率を上げていきたいと思っております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第61号 平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第20、議案第61号 平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご説明を申し上げます。議案第61号 平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

水道事業では、水道利用のお客様に対し、安全で安定した水を供給することを使命に事業運営を行ってきました。その結果、平成20年度決算において、経営活動に伴う収支である収益的収入及び支出では、収入の根幹を成す給水収益で前年度比5.8%の増となりましたが、営業収益全体では、0.2%の減収となりました。

一方、費用につきましては、第4次拡張事業による施設の更新により、減価償却費や支払利益の増加、不況による料金収入の減少と施設の管理体制の変更による委託料の増加等により、前年度比7.7%増となり、営業利益では2,931万4,831円でした。また、営業外収益を加えても、経営損失682万2,450円の赤字となり、さらに特別損失として、過年度損益修正損として132万4,160円と、前年度繰越利益過剰金9万4,489円を加えた結果、当年度未処理欠損金805万2,121円の赤字の決算でした。

投資的費用である資本的収入及び支出においては、安定した給水の確保と給水人口の伸びに伴う給水の増加等に対応するため、継続事業である石綿セメント管の布設替え工事等、新設工事を実施しました。この費用につきましては、企業債、一般会計から補助金、工事費などを充てたほか、不足する額1億3,617万3,925円は損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税、資本的収支、調整額並びに建設改良積立金などで補てんさせていた

いただきました。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上可決されますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第61号 平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

ページ数は511ページで、一番最後のページになってございます。

平成20年度決算につきましては、損益計算書によりまして805万2,121円の欠損金、つまり赤字でございます。理由といたしましては、給水人口は増加しておりますが、水道使用料といえますのは、有水使用でございます。前年度対しまして15万9,000立方減少しておりますことと、施設管理体制の変更によりまして、委託料の増加と第4次拡張事業により移設の交渉をしたことにより、減価償却費や起債の関係の支払利息の増加を招いていることが主な赤字の原因と考えております。

それでは、決算書のご説明に入らせていただきますけれども、1ページ、収益的収入及び支出について説明いたします。説明につきましては款のみの説明とさせていただきます。

第1款水道事業収益3億6,393万8,062円、前年度対比97.72%、金額では849万8,388円の減額でございます。

次に、支出、第1款水道事業費用、決算額3億6,040万7,643円、前年度対比107.68%、金額では2,598万1,827円の増額でございます。

次に、2ページ、資本的収入及び支出について説明いたします。

この資本的収入支出につきましては平成19年度から見ますと、第2次第2配水池等が平成19年度に実施したわけでございますけれども、平成20年度につきましては大きな事業等は実施してございませんので、大幅な減額となっております。

それでは、第1款資本的収入決算額7,573万3,500円、前年度対比で20.61%でございます。金額では2億9,176万9,000円の減額でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出、決算額2億1,190万7,425円、前年度対比38.69%、金額では3億3,576万6,113円の減額でございます。なお、不足する1億3,617万3,925円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額758万3,285円と、当年度分損益勘定留保資金1億227万4,979円と、建設改良積立金といたしまして84万9,661円で補てんして穴埋めをしてございます。

次に、3ページ、損益計算書についてご説明いたします。

1といたしまして、営業収益3億4,347万1,927円から、営業費用でございませぬ3億1,415万7,096円を差し引いた営業利益2,931万4,831円は、前年度対比で59.98%、金額では1,955万6,357円の減額でございませぬ。営業外収益330万1,718円から、営業外費用3,943万8,999円を差し引いたことによりまして、マイナスの3,613万7,281円、営業利益から営業外費用を差し引いた結果、営業損失といたしまして682万2,450円に過年度損益修正損、これにつきましては平成12年度以降に不納欠損してございませぬ132万4,160円を加算いたしまして、さらに前年度繰越利益剰余金、これは平成19年度で繰り越しされていりる利益でございませぬけれども、加算した金額は9万4,489円、最終的には805万2,121円の欠損金というものでございませぬ。

次に、4ページの剰余金計算書につきましては、利益の剰余金の部では、未処分利益剰余金といたしまして、この関係につきましては本年度は利益が出てございませぬので、未処分欠損金といたしまして805万2,121円でございませぬ。

次に、5ページの資本剰余金の部につきましては、6ページの関係でございませぬけれども、総額では13億6,578万7,467円、前年度対比で103.46%、金額では4,573万3,500円の増額になってございませぬ。

次に、7ページの関係でございませぬけれども、平成20年度の欠損金処理計算の案でございませぬ。この7ページの欠損金805万2,121円の処理についてでございませぬけれども、この関係につきましては、地方公営企業法施行令第24条の3の規定によりまして、資本の分を利益剰余金に繰入処理したいというものでございませぬ。

次に、最後になりますけれども、8ページから9ページにかけまして、貸借対照表についてご説明いたしませぬ。

8ページ、資産の部でございませぬけれども、1、固定資産、合計で35億5,400万4,123円、前年度対比では100.97%、金額では3,421万8,775円の増額でございませぬ。次に、2、流動資産の合計でございませぬけれども、4億8,643万5,069円、前年度対比で72.57%、金額では1億8,384万4,860円の減額でございませぬ。次に、資産合計では、全体では40億4,043万9,122円、前年度対比で96.43%、金額では1億4,962万6,086円の減額でございませぬ。

次に、9ページの関係でございませぬけれども、9ページの負債の部でございませぬ。流動負債の負債合計3億6,479万7,031円、前年度対比で67.60%、金額では1億7,484万8,590円の減額でございませぬ。次に、資本の部でございませぬけれども、資本の合計でございませぬ。36億7,564万2,116円、前年度対比で100.69%、金額では2,522万2,504円の増額になってございませぬ。最後に、負債資本合計で

ございますけれども、40億4,043万9,192円、前年度対比で96.43%、金額では、1億4,962万6,086円の減額でございます。

ページ数戻っていただきまして、8ページの流動資産の関係の未収金でございます。未収金につきましては、8,221万3,844円でございます。この関係の内訳につきましては、8,221万3,844円の内訳でございますけれども、水道パイプ、給油パイプの場合は3月31日が決算でございますので、それ以降を繰り越しできなくて、翌年度にずれ込んだものが2,191万4,197円、工事負担金といたしまして、一般会計の方からの工事費の関係でございますけれども、合計金額が355万9,500円、それと口座振替、株の返戻金といたしまして3万3,117円、使用料の未納金と、一般に言われます未納でございますけれども、件数では全部で530件ございまして、5,670万7,030円でございます。前年度対比で108.68%、金額では459万6,766円の増というものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告を申し上げます。

平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、平成21年8月10日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 1ページの収益的収入及び支出の方の数値と、3ページの損益計算書の営業収益、これは1ページでいくと、第1款の水道事業収益の中の営業収益という金額で対

応しているわけですね。それで数字はちょっと違うけれども、要するに収入支出の方は消費税対応しているのですよね。その辺ちょっと何か違うんですかね。端数が。今ちょっと私暗算でやってみたのだけれども、あれ大丈夫なのかなとちょっと思ったので。監査してもらっているからあれかなと思うのですけれども。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） 福田議員さんの関係でございますけれども、先ほども説明いたしました1ページの収益的収入の関係の決算額3億6,393万8,062円、この数字と3ページでございます営業収益の3億4,347万1,927円、この関係についてでございますけれども、これは消費税の関係が、要するに1ページの方は全部含んでございます。それで、損益計算書につきましては消費税を抜くという計算をしております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 11番福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 私はそれはわかるのですよ。損益計算書の方でいう営業収益といいますと、1ページの項のところで営業収益の3億6,056万9,767円から消費税をつけない金額だからこれを引けばいいのね。そうすると、ちょっと計算機がないからあれなんですけれども。大した金額ではないとは思うのですけれどもね。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） 第1項の営業収益ありますけれども、この3億6,569万9,767円、これから1,797万840円を差し引きますと、3億4,347万1,927円これになるかと思うのですけれども。

議長（岩寄幸夫君） ほかにございますか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 1点だけちょっと教えてください

13ページに業務量というのがあるのですけれども、これを見ると給水戸数が130戸ふえているのです。6万3,087戸になってふえているのですけれども、一般用がふえているわけなんですけれども、実質年間配水量を見ると、2万9,000立方メートル少なくなっておりますし、減少の原因。

それから、有水率が平成20年度と平成19年度を比べると、これもかなり減少してい

るようなのですけれども、この辺のところの減少はどういう理由かお答え願いたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは先ほどの質問でございますけれども、まず年間有収水量でございます。平成19年度に332万6,346立方、平成20年度は316万7,332、比較いたしますと、15万9,014立方というものが減少しているわけでございます。減少ということはあくまでも、この年間有収水量というものは実際に配水管を通しまして家庭の方に配った水でございますけれども、お金になるそのものが前年度に対しまして、約15万9,000立方減少しているということでございます。これはあくまでも先ほど申しましたように、こういう不景気の時代ということでございますので、エコ生活といいますが、節水に徹底していると。平成20年度の中で約15万9,000、これを単純に計算いたしますと、1立方とるのに約99円かかってございますので、99円かけますと約1,700万円ぐらい、この時点で減少しているという関係で、多分節水ではなかるうかなということしか想像できないのですけれども、そういうことで昨年から見ると約15万9,000立方が減少しているということでございます。

それから、年間配水量につきましても、約2万9,000ということでございますけれども、これにつきましては、若干の、2万9,000ですからたいしたあれじゃないのですけれども、配水量が数字的には若干落ちてきているということでございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 時間の関係で1点だけ確認、お伺いさせていただきます。

3ページの損益計算書の中で、減価償却費、これ先ほど1億2,600万円ほど計上されておりますけれども、昨年度に対して、今年度ある程度の設備を加えていますので、その数字としての増加分をお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは今の近藤議員からの3ページの関係の営業費用の中の3番の減価償却費でございます。1億2,608万3,709円、これについてでございますけれども、これは平成19年度に対しまして、111.92%、金額では1,342万7,847円の増というものでございます。一応設備等をしてございますので、約111.92%、金額では1,342万7,847円の増というものでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、産業建設常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程のうち、平成20年度決算認定議題が終了いたしました。

羽鳥代表監査委員には、監査報告ご苦労さまでした。

日程第21 議案第62号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第21、議案第62号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第62号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億3,943万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,464万3,000円とするものです。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、まず歳入では、普通交付税が当初予算9億4,000万円に対して、国の決定額は9億1,456万5,000円となったことにより、2,543万5,000円の減額、子育て応援特別手当交付金2,594万2,000円の追加、また前年度の実質収支額は1億3,428万7,000円となったことにより、繰越金1億1,428万7,000円の増額などがございます。

今回の補正で財政調整基金から繰り入れは1億9,521万3,000円増額して、9億8,818万9,000円といたします。これにより平成21年度9月補正後の財政調整基金の残高見込額は1億3,521万1,000円となります。

次に、歳出ですが、前年度の実質収支額が1億3,428万7,000円の2分の1以

上を財政調整基金に積み立てるため、積立金を5,714万4,000円増額いたしました。また、増額の大きなものとしては、国民健康保険事業特別会計へ繰出金として6,854万9,000円、宮田大藪線の用地買収費及び補償金として1億305万9,000円などがございます。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、議案第62号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、当該区分ごとの金額等によるということで、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるということで、7ページをごらんください。臨時財政対策債ですが、10万円を減額し2億9,620万円とするものでございます。これは、普通交付税の決定に伴う起債額の変更でございます。

それでは、11ページをごらんください。事項別明細書により説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、9款1項地方特例交付金につきましては、59万8,000円を減額、2項特別交付金は15万3,000円を増額するもので、交付金の決定によるものでございます。

次に、10款1項地方交付税で、2,543万5,000円を減額するもので、これは普通交付税で補正後は9億1,456万5,000円となり、前年度決算額の95.7%でございます。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金で590万8,000円の増額をするもので、保育運営費、過年度分でございます。次に12ページ、2項国庫補助金は2,536万円を増額するもので、主なものは、1目1節の子育て応援特別手当交付金2,594万2,000円でございます。次に、3項国庫委託金は1,000円の増額補正をするものでございます。

次に、15款県支出金1項県負担金で、295万3,000円を増額するもので、保育運営費、過年度分でございます。次に13ページ、2項県補助金は、1,959万3,0

00円を増額するもので、主なものは、1目1節の総務費県補助金の緊急雇用創出基金事業645万円、自治会に対する2分の1補助で、地域力向上事業県補助金265万3,000円の追加及び2目8節の医療福祉費県補助金1,021万3,000円を増額でございます。次に13ページから14ページにかけて、3項県委託金で9万1,000円を減額するものでございます。

次に、18款繰入金1項特別会計繰入金で、1目2節の介護保険事業特別会計繰入金27万9,000円を追加するものでございます。次に、2項基金繰入金は2目1節の財政調整基金繰入金を1億9,521万3,000円増額するものでございます。

次に、19款1項繰越金は決算に基づき、1億1,428万7,000円を増額するものでございます。

次に15ページ、20款諸収入5項雑入で191万2,000円を増額補正をするもので、主なものは自治会に対する補助で、魅力あるコミュニティづくり支援事業補助金190万円の追加、これは10割補助でございます。

次に、21款1項町債は、第2表地方債補正で説明しましたとおり、1目1節の臨時財政対策債を10万円減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費は全款を通して人事異動による増減でございますが、職員手当等では期末勤勉手当の支給月数の減による減額、共済組合負担金につきましては、掛け金率の引き上げにより増額をさせていただくものでございます。

では、16ページをごらんいただきたいと思います。1款1項の議会費は56万3,000円の減額でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費全体の補正額でございますが、18ページをごらんいただきたいと思います。補正額の計7,208万7,000円を増額でございます。17ページに戻っていただきまして、1目一般管理費の主なものは、19節の集会施設と整備事業補助金377万8,000円を増額は、自治会に施設等修理費の2分の1の額を補助するものでございます。次に、6目企画費でございますが、18節L G W A N関連機器購入費129万2,000円は、ウイルスチェックの強化対策等の費用の追加でございます。9目基金費は25節で財政調整基金へ5,714万4,000円を積み立てるものでございます。次に18ページ、15目温泉事業費14節131万9,000円の追加は、道の駅新設工事関連で、クラブハウスの改修期間中、クラブハウスが使用できませんので、事務所、休憩所、トイレのレンタル用品の借り上げ料でございます。15節温泉施設改修工事1,681万9,000円を減額し、18節でリバートピア吉岡増改築等のいす、テーブル、ソファなどの施設用備品に1,550万円を振り替えるものでございます。次に、2項町税費は1,354万3,000円を増額、主なものは2目賦課徴収費23節の

過年度分町税還付金 1,576万円の増額で、景気悪化等による法人町民税の確定申告に伴う還付金でございます。19ページ、3項戸籍住民基本台帳費は17万8,000円の増額、5項統計調査費は1目統計総務費で8万8,000円の増額、2目各種統計調査費で8万8,000円の減額であり、全体での補正額の増減はありません。

20、21ページ、3款民生費1項社会福祉費の全体の補正額は、計のところの207万9,000円の減額でございます。主なものは、8目隣保館費で隣保館長退職による1節報酬151万2,000円の減額及びそれに伴う7節賃金で臨時賃金89万2,000円の増額、9目老人福祉センター費15節の屋根補修工事121万5,000円の追加でございます。21ページから22ページ、2項の児童福祉費の全体の補正額は、22ページ計のところの2,736万7,000円の増額でございます。主なものは、22ページ5目子育て応援特別手当で19節の子育て応援特別手当2,412万円の追加でございます。これは、小学校就学前3年間に属する子供1人当たり、基準日は10月1日でございますが、3万6,000円を支給するものでございます。

次に、22ページから23ページ、4款衛生費1項保健衛生費の全体の補正額は、7,120万5,000円の増額でございます。主なものは、1目保健衛生総務費の28節繰出金であり、国民健康保険事業特別会計繰出金で6,854万9,000円の増額でございます。2項清掃費は40万円の増額で、2目塵芥処理費の19節資源ごみ保管施設補助金でございます。これは二つの自治会に施設建設のための原材料費に対する補助金でございます。

次に、24ページから25ページ、6款農林水産業費1項農業費の補正額の計、1,383万7,000円の増額が全体の補正額でございます。主なものは、3目農業振興費で14節道の駅工事期間中の臨時駐車場の借地料42万8,000円、15節臨時駐車場造成費100万円、19節負担金補助及び交付金62万3,000円の増額で貸し手に補助する奨励補助金と借り手に補助する推進助成金です。7目農業集落排水事業費では、28節で農業集落排水事業特別会計へ繰出金として453万2,000円の増額でございます。

次に、25ページから26ページ、2項林業費は、補正額の計113万3,000円の増額が全体の補正額でございます。

次に、7款1項商工費は315万2,000円の減額でございます。

次に、8款土木費1項土木管理費は27ページの補正額の計206万9,000円の増額でございます。主なものは、13節委託料で分筆所有権移転登記等の登記委託料175万円の増額でございます。次に、27ページから28ページ、2項道路橋梁費の全体の補正額は、28ページ、補正額の計2,620万7,000円の増額でございます。主なものは、27ページに戻っていただきまして、2目道路維持費の7節で道路、耕作放棄地等

の除草、樹木伐採等の臨時賃金404万円。これは緊急雇用創出基金事業県補助金を充当するものでございます。28ページ、3目道路新設改良費の15節工事請負費で1,100万円の増額、17節公有財産購入費で853万3,000円の増額、補助事業では町道駒小・半田線交差点改良工事等でございます。次に、28ページから29ページ、4項都市計画費全体の補正額は1億732万8,000円の増額でございます。主なものは、2目都市施設費の17節公有財産購入費5,313万6,000円、22節補償補てん及び賠償金4,992万3,000円、ともに宮田・大藪線でございます。平成20年度に係者と用地及び補償関係の交渉を進めてまいりましたが、契約に至らなかったことによるものでございます。3目下水道費の28節繰出金で、公共下水道特別会計の繰出金を333万4,000円減額させるものでございます。経済危機対策臨時交付金で県に支払いを予定しておりました252万9,000円の減額は、県が予算計上できなかったことによるものでございます。次に5項住宅費でございますが、74万円の増額とするものでございます。

次に、30ページ、9款1項消防費で22万9,000円の増額でございます。

次に、10款教育費1項教育総務費212万1,000円の増額でございます。主なものは、7節賃金で小学校に見守り指導員を配置するため212万8,000円、緊急雇用創出基金事業県補助金を充当するものでございます。次に31ページ、2項小学校費126万2,000円の増額でございます。主なものは、11節新型インフルエンザ対策用消毒液等の医薬材料費で、2項89万1,000円の追加でございます。次に3項中学校費でございますが、39万8,000円を増額するものでございます。これも小学校費と同じく11節新型インフルエンザ対策用消毒液等の医薬材料費でございます。次に、31ページから32ページ、4項社会教育費全体の補正額は、32ページ補正額の計、389万8,000円の増額でございます。主なものは、4目文化センター費11節施設の修繕料64万円の増額でございます。次に33ページ、5項保健体育費は、42万8,000円を増額するものでございます。次に6項給食センター費は、79万9,000円の増額をお願いするものでございます。

34ページ以降は、給与費明細書でございます。

以上、雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、先ほど6時まで延長いたしました。さらに1時間延長して7時までといたします。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、総務常任委員会に付託します。

日程第22 議案第63号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第22、議案第63号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第63号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところにより、上程するものです。

歳入歳出予算総額、それぞれ5万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億134万7,000円とするものであります。

以下、詳細につきましては、教育委員会事務局長をして補足説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、議案第63号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回、お願いをしております補正額につきましては、町長が申し上げたとおりでございますが、私の方からは、次のページ、第1表で説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入の繰越金5万1,000円をお願いしているわけでございますが、先ほどの議案第53号の平成20年度の給食事業特別会計の決算において、実質収支額が35万1,340円ございます。これを平成21年度の繰越金として歳入に補正するもので、既決予

算が30万円でございますので、5万1,000円の補正をお願いするものでございます。
歳出についても歳入と同額の補正をお願いし、歳出の学校給食費食材料費に充当させていただくものでございます。

以上を町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岩寄幸夫君） 日程第23、議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案を申し上げます。議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,849万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,663万7,000円としたいものです。補正の主なものは、追加分として建設費の工事請負費です。減額につきましては、管渠管理費の流域下水道維持管理負担金です。

詳細につきましては、上下水道課長をして説明をさせますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ6,849万円を追加いたしまして、7億1,663万7,000円としたいものでございます。

最初に歳入についてご説明いたします。2ページの1表でございます。まず3款といたしまして、国庫支出金1,200万円の追加につきましては、事業費の追加要望によりまして1,200万円の追加をお願いするものでございます。5項繰入金333万4,000円の減額につきましては、これは歳入歳出の相殺によりまして減額するものでございます。主なものといたしましては、後ほど説明いたしますけれども、経済危機対策交付金事業でございます。252万9,000円、これが6月補正のときに6月にのつたわけでございますけれども、県の方の流域事務所の査定で、今回につきましては認められなかったということで、減額というものでございます。それに伴うところの333万の主なものでございます。

次に繰越金についてでございますけれども、これにつきましては、平成20年度決算によるものでございます。

次に8款町債につきまして5,960万円の追加をお願いしたいというものでございます。なお、この5,960万円の追加につきましては、内訳といたしまして4,560万円が単独分でございます。残りの1,400万円につきましては、交付金関係の追加をお願いしたいというものでございます。歳入では6,849万円の追加をお願いしたいというものでございます。

次に歳出の関係でございますけれども、歳出関係につきましては、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、6月補正時に緊急対策臨時交付金といたしまして、252万9,000円の増額を議決していただいたわけですけれども、先ほど申しましたように、県の流域下水道事務所の方で県の査定で認められなかったということで、町村の方の負担につきましても減額をお願いしたいと思います。まず、建設費につきましては、7,020万6,000円の追加をお願いしたいというものでございますが、これにつきましては、単独工事分といたしまして、下水道区域でありながら管路が整備されていない箇所について、急遽住宅を建設されたいという案件ございまして、急遽工事を施工したいというものでございます。主にそのものといたしまして、3,308万7,000円でございます。また平成20年度管路工事に実施してございまず下八幡地区及び大下地区につきましても事業費等の見直しによりまして、精査により追加をお願いしたいというものでございます。なお、工事費に充当する財源につきましては国庫補助金と起債でございます。

以上、雑駁でございますけれども、議案の説明とさせていただきます。よろしくお願

いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 8ページの工事請負費、金額はわかったのですが、場所の指定とどういう工事なのか、ちゃんと示せるものがあるでしょう、俺たちにはどこの話が全然わからないから。どこをどんな長さでどれだけをどうするかというその7,000万の中身を。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、8ページにございます工事請負費でございます、7,150万3,000円についてでございます。この関係につきましては、説明でもございますように、公共下水道の単独分といたしまして3,387万円、合計といたしまして3,841万6,000円でございます。まず内訳でございますけれども、追加でございますけれども、場所につきましては、単独につきましては、先ほど申しました公共のエリアでありながら管路が整備されていないという場所でございますけれども、この場所につきまして一応3カ所ございます。まず、大久保甲地区の側道でございます。関越自動車の側道のところといたしまして、1,543万5,000円、それと大久保の旧町長の前のところでございますけれども、そこもエリアでございましたけれども、現在管路等は整備されていないという関係で、宅地造成が始まるものですから、そのところに430万5,000円。それと北下のパチンコP-MAXの南でございます。ここにつきましても950万円と、それと北下の中学校の関係でございますけれども、中学校の関係のところは550万円と、それと従来からございます南下地区、全部で5工区でございますけれども、その関係が全部で6,087万円でございます。それと当初の関係を差し引いた中で3,387万円の補正額をお願いしたいというところでございます。

それと、交付金の関係でございますけれども、3,841万6,000円、これにつきましては、現在すべて大久保地区が5工区、それと南下地区が1工区、その南下につきましては、マンホールポンプの設置ということでございます。金額的には6,951万5,500円で、これが総体の工事でございます、差額分の3,841万6,000円をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、産業建設常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第64号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第24 議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第24、議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会
計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事
業特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,0
99万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,136
万4,000円とするものです。今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、本算定に
よる国保税の減額、国庫支出金の確定通知による減額、前期高齢者交付金の増額、そして
繰入金の増額及び繰越金の増額等が主なものであります。

次に、歳出ですが、保険給付費の増額及び老人保健拠出金の減額等でございます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明をさせますので、ご審議の上可決
いただけますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） それでは、議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第1号)について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回、お願いしております補正につきましては、1億1,099万9,000円を追加
いたしまして、18億2,136万4,000円、当初予算比106.5%とするもので
ございます。内容につきましては2ページ、第1表、歳入歳出予算の補正で、概略を説明

申し上げます。2ページをお開きください。

まず、歳入ですが、第1款国民健康保険税につきましては、本算定に伴いまして2,600万1,000円を減額いたしまして、5億1,174万円にさせていただくものでございます。未曾有の不況によりまして、調定額徴収率の減少によるものでございます。

第4款国庫支出金につきましては、2億3,998万9,000円の減額補正をお願いしておりますが、主なものは第1項国庫負担金の内訳といたしまして、療養給付費負担金現年度分で1億5,649万8,000円を減額。老人保健拠出金負担金で1,945万7,000円の減額。介護納付金負担金356万7,000円の減額。後期高齢者医療費支給金負担金777万3,000円の減額ですが、いずれも国庫補助金確定通知によるものでございます。第2項国庫補助金につきましては、4,602万5,000円の減額補正ですが、主なものは、財政調整交付金の減額でございます。

第5款療養給付費交付金につきましては、2,998万2,000円の減額でございますが、支払基金からの交付決定額通知によるものでございます。

第6款前期高齢者交付金につきましては、2億5,981万9,000円の増額であります。支払基金からの交付決定額通知によるものでございます。

第7款県支出金につきましては、第1項県負担金は特定健康診査等の666万9,000円の減額でございます。第2項県補助金は県財政調整支援交付金の474万1,000円の減額でございます。

第10款繰入金につきましては、第1項他会計繰入金6,854万9,000円の主なものは、保険税や国庫支出金の減額を補うものでございます。第2項基金繰入金3,000万5,000円については今年度積み立てたものを取り崩すような形になっております。

第11款繰越金6,000万8,000円の増額は、平成20年度の繰越金でございます。

次に、4ページ、歳出でございますが、第1款総務費につきましては、298万3,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしましては、レセプトの電子化移行に伴う臨時職員の増と被保険者カード更新等によるものでございます。

第2款保険給付費につきましては、療養給付費等の増加により7,171万6,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしましては、第1項療養諸費で6,040万6,000円をお願いするものでございます。第2項高額療養費では828万円を、第4項出産育児諸費では303万円をそれぞれお願いするものでございます。

第3款後期高齢者支援金等につきましては、支払基金の決定通知により2,459万7,000円の増額をお願いするものでございます。

第4款前期高齢者納付金等も支払基金の決定通知により37万9,000円の増額をお

願います。

第5款老人保健拠出金も支払基金の決定通知により5,034万6,000円の減額を願います。

第6款介護納付金も支払基金の決定通知により118万8,000円の減額を願います。

第8款保健事業費につきましては、人間ドックの受診者の増加を見込むもので、32万円の増額を願います。

第9款基金積立金につきましては、3,000万5,000円の増額を願います。

第11款諸支出金につきましては、高額療養費特別支給金が主なもので、212万円の増額を願います。

第12款予備費につきましては、3,041万3,000円の増額を願います。

以上、大変雑駁な説明ですが、議案第65号にかかわる町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第25 議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第25、議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,263万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,725万9,000円としたいものです。補正の主なものは、バイパス工事に伴う既設管管路布設替工事です。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決いただけますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 岸上下水道長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,263万2,000円を追加いたしまして、2億6,725万9,000円としたいものでございます。なお、この金額につきましては、当初予算に対しましては104.96%の増額でございます。

補正の主なものでございますが、歳入では繰入金といたしまして、453万2,000円、平成20年度決算確定によりまして繰越金2万円の追加、諸収入といたしましてバイパス、これは西部バイパスの関係でございますけれども、バイパス工事に伴う既設の農集の管路を移設補償費といたしまして808万8,000円の収入を見込んでございます。合わせまして歳入では1,263万2,000円でございます。

次に歳出の関係につきましては、7ページの方でご説明させていただきます。2目施設管理費といたしまして、委託料といたしまして211万円でございます。この関係につきましては、施設の移設補償業務委託といたしまして211万円。これはバイパス工事に伴う管路等の移設の業務委託でございます。次に15節の工事請負費といたしまして808万円でございます。この関係につきましては、既設のバイパス工事に伴いまして管路等移設の布設替え工事でございます。次の3目でございますけれども、建設費の主なものとしたしましては、13節の委託料の確定と見直しによりまして98万6,000円の追加をお願いしたいというものでございます。15節の工事請負費につきましては、処理施設工事及び管路工事を相殺いたしまして127万6,000円の追加をお願いしたいというものでございます。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第26 議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第26、議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案を申し上げます。議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,104万6,000円とするものです。内容につきましては、平成20年度決算による繰越金と過大交付金の償還金が主な補正であります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明をさせますので、ご審議の上可決いただけますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回、お願いをしております補正額につきましては、403万2,000円を追加いたしまして、当初予算比100.5%とするものでございます。内容につきましては2ページ、第1表歳入歳出予算補正で概略を説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第7款繰入金につきましては、一般会計繰入金の組みかえをお願いするものでございます。

8款繰越金につきましては、370万8,000円の増額をお願いしておりますが、平成20年度決算によります国庫支出金と支払基金交付金の過大交付金の繰越金であります。

9款諸収入につきましては、27万9,000円の増額をお願いしておりますが、平成20年度介護認定審査会共同設置負担金の精算金であります。

次に3ページ、歳出でございますが、6款諸支出金につきましては、403万2,000円の増額をお願いしておりますが、内訳といたしましては、平成20年度の過大交付になっております国庫負担金支払基金交付金等の償還のため、375万3,000円と介護保険認定審査会共同設置負担金の精算金を町の一般会計に繰り出します27万9,000円を計上させていただきました。

大変雑駁な説明でございますが、議案第67号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第27 議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第27、議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で236万7,000円の追加をお願いするものです。主なものとしては、配水管及び給水費の減額、減価償却費及び資産減耗費の追加で資本的収入及び支出においては、支出で17万6,000円の追加をお願いするものです。主なものとしては、人件費に伴うものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上可決いただけますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 幸一君発言〕

上下水道課長（岸 幸一君） それでは、議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明を申し上げます。

最初に、第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。補正の予定額といたしまして、1項営業費用236万7,000円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、1目配水及び給水費といたしまして、職員2名分の人件費で15万2,000円の減額、2目総係費といたしまして、職員3名分の12万5,000円の追加、3目といたしまして減価償却費176万4,000円、これにつきましては、構築物機械及び装置工具類備品、量水器の精査により、平成19年度に取得したのものについての減価償却を57万6,000円の追加をお願いしたいというものでございます。4でございます。資産減耗費につきましても精査によるところで、これは主に配水管の関係でございますけれども、200万円の資産減耗費として追加をお願いしたいというものでございます。

3条、資本的収入及び支出につきましては、補正額でございます17万6,000円、これは主に職員1名分の人件費の追加というものでございます。

雑駁でございますけれども、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第28 議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)

議長(岩寄幸夫君) 日程第28、議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 提案理由を申し上げます。議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ955万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,977万円とするものです。内容につきましては、歳入ですが、平成20年度決算により繰越金を減額するものであります。歳出におきましては、予備費を増額減額するものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明をさせますので、ご審議の上可決いただけますようお願い申し上げます。

議長(岩寄幸夫君) 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長(大友幾男君) 議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回、お願いをしております補正につきましては、955万3,000円を減額いたしまして、当初予算比93.6%とするものでございます。内容につきましては2ページ、第1表歳入歳出予算補正で概略を説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第4款繰越金につきまして、平成20年度決算により当初予算1,033万2,000円から955万3,000円を減額し、繰越金額を77万9,000円とするものでございます。

次に、3ページ、歳出でございますが、第4款予備費を同額の955万3,000円を減額するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議案第74号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長(岩寄幸夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第74号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第29 議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プ
ール新築工事請負契約の締結について

議長（岩寄幸夫君） 日程第29、議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立
明治小学校プール新築工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第75号 平成21年度まちづくり交付金
事業吉岡町立明治小学校プール新築工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げま
す。

平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール新築工事の請負契約をし
たいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的ですが、平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール
新築工事であります。2、契約の方法は、条件付き一般競争入札で実施。その他契約金額、
契約の相手方等の詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明させますので、よ
ろしくご審議の上可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業
吉岡町立明治小学校プール新築工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたしま
す。

本件の入札につきましては、平成21年7月21日、吉岡町告示第119号により告示
し、入札執行日は8月20日9時より、条件付き一般競争入札により予定価格を事前公表

のもとに入札参加業者5社で入札が執行されました。参加した業者名につきましては、お手元の資料、別紙入札執行調書のとおりでございます。ごらんください。

入札の結果につきましては、落札金額8,840万円で佐田建設株式会社が落札をいたしました。これに消費税5%の442万円を加えた9,282万円で、前橋市元総社町1丁目1番地の7、佐田建設株式会社代表取締役社長荒木徹と仮契約を締結したところでございます。お手元の資料に仮契約書を添付しておりますので、ごらんください。仮契約書においては、契約に基づいて本契約について吉岡町議会の議決があったときは、この契約書は、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとなっております。

工事の内容についてご説明を申し上げます。お手元の資料の位置図並びに計画の平面図をごらんください。場所につきましては、明治小学校の西側の用地取得したところに計画をしております。工事の内容につきましては、プール工ステンレス鋼板製の25メートル掛ける15メートルの大プール、これは7コースでございます。水深は1メートルから1.2メートルでございます。それから、小プール、12メートル掛ける5メートル、水深が0.7メートルから0.75メートルの小プールを1基建設する予定でございます。そのほか管理棟工、これは鉄筋コンクリート構造の123平方メートルの管理棟でございますが、この中には機械室、更衣室、シャワー、トイレ、管理室、倉庫等を計画しております。それから屋外階段工一式、機械設備工一式、電気設備工一式、その他外構工事一式となっております。工期につきましては、議決の日から平成22年3月10日を予定しております。

以上、大変雑駁な説明であります。町長の補足説明といたします。よろしくお願いをいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第30 議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

議長(岩寄幸夫君) 日程第30、議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 提案理由を申し上げます。議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を124万6,000円とするものであります。

内容につきましては、歳入ですが、平成20年度決算により繰越金がありませんでしたので、当初予算の繰越金500万円を減額するものであります。歳出ですが、諸支出金等を同額減額するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(岩寄幸夫君) 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長(大友幾男君) 議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回、お願いしております補正額につきましては、歳入歳出予算総額から500万円を減額いたしまして、当初予算比19.9%とするものでございます。内容につきましては、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正で概略を説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第5款繰越金につきましては、平成20年度決算により当初予算500万円を全額減額し、繰越金額をゼロとするものでございます。

次に、3ページ、歳出ですが、第2款医療諸費67万2,000円を減額し、第3款諸支出金を432万8,000円を合わせて500万円を減額するものでございます。

大変雑駁な説明ですが、議案第77号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長(岩寄幸夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第77号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第31 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（岩寄幸夫君） 日程第31、同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について、同意をお願いするものでございます。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、規定によって5人の委員で組織されております。今回、瀬下忠夫氏が9月30日をもって任期が満了となるため、後任に3井久美子氏を選任したいので、ご同意をお願いするものでございます。

同氏は吉岡町大字大久保甲1079番地、生年月日は昭和32年7月17日生まれ52歳であります。人格、見識ともに申し分ない方でございます。よろしくご審議の上同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号につきましては、吉岡町会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番(宿谷 忍君) 町長より同意第2号 吉岡町教育委員会委員に3井久美子さんを任命したいとの提案に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

町長の説明と重複する部分がありますけれども、住所は、吉岡町大字大久保甲1079番地、昭和32年7月17日生まれの52歳であります。富士見村の田島、関口家の長女として生まれ、富士見村原小学校、富士見村中学校を卒業、昭和51年3月前橋市立女子高等学校を卒業されました。同年の4月、群馬県経済連に入会し電算室に勤務されておりましたが、この間結婚され昭和54年6月出産のために退職をされました。子供2人を養育されたのであります。昭和59年からは通販のフレンドリー株式会社に入社、現在はパートで勤務しております。

久美子さんは地域の子供育成会などには積極的に参加し、平成9年度は吉岡中学校PTA副会長として活躍されました。教育に対する理解、認識も深く、教育委員として最適任であると思います。ここに議員皆様方のご賛同を心からお願い申し上げまして、討論いたします。

議長(岩寄幸夫君) ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩寄幸夫君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、同意第2号の採決に入ります。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(岩寄幸夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意2号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(岩寄幸夫君) 日程第32、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。氏名は、小林明久様、住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保928番地2、生年月日は、昭和19年11月3日生まれでございます。もう一方は、杉山良三様、住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田3480番地3、生年月日は、昭和18年2月10日生まれでございます。以上、2名の方は、1期の任期満了に伴い、再度推薦をするものであります。

もう一方、石井洋子様、住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保53番地3、生年月日は、昭和23年3月10日生まれでございます。石井様におかれましては、吉岡町の人権擁護委員の定数が5名から6名、1名増員になりますので、推薦をするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 先ほど石関町長から人権擁護委員の任期満了に伴い、2名の方が再任をされました。ただいま町長から話がありましたように、5名から今回6名に、1名増員となり、私は地元から石井洋子さんが推薦を受けましたので、賛成の立場から討論を行います。

石井洋子さんの住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保53番地3、生年月日は、昭和23年3月10日生まれであります。経歴は、昭和41年3月県立渋川高等学校を卒業、同年4月群馬県交通安全協会連合会に就職、昭和44年9月群馬県交通安全協会連合会を退職、同年9月に群馬県警察事務職に採用されました。平成20年3月定年退職をされました。平成21年4月母子保健推進委員として、現在活躍をされております。

家庭においては、昭和46年群馬県警察事務職をされていた石井敏夫さんと結婚、1男

1 女を授かり、子供達は既に独立をされておりと聞きます。現在は90歳になる両親と生活をされている、ともに健在で父親は毎日畑の見回りをし、母親は隣近所の人たちと週1回行われる筋肉トレーニングに参加、保健センターまで歩くのが楽しみのようです。

洋子さんは家庭環境にも恵まれているとともに、長年警察事務職として培われた職業柄、人との接し方もうまく、人権擁護委員という仕事は最適任者であると思います。

議員皆様方の賛同をいただきますよう、お願いし賛成討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） なしと認め、討論を終結します。

これより、諮問第1号の採決に入ります。

本諮問では3名についての議会の意見を求めております。

1名ずつ採決します。

お諮りします。

諮問のとおり、小林明久氏とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、小林明久氏を人権擁護委員候補者として答申することに決定しました。

議長（岩寄幸夫君） 諮問のとおり、杉山良三氏とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、杉山良三氏を人権擁護委員候補者として答申することに決定しました。

議長（岩寄幸夫君） 諮問のとおり、石井洋子さんとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、石井洋子さんを人権擁護委員候補者として答申することに決定しました。

諮問第1号は、原案のとおり3名を人権擁護委員候補者として答申することに決定しました。

日程第33 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

議長（岩寄幸夫君） 日程第33、議長報告を行います。

ただいま、請願1件、陳情4件を受理しています。

ここで、時間が迫っておりますので、7時までということですが、10分ほど延長して、7時10分まで延長したいと思います。よろしくお願いたします。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書について、紹介議員である齋木議員より趣旨説明を求めます。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

- 9番（齋木輝彦君） この請願第1号につきましては、毎年出されているものですが、提案は朗読をもってかえさせていただきます。

2009年8月28日、吉岡町議会議長岩・幸夫様、請願者住所群馬県渋川市石原町1629-1、氏名群馬県教職員組合北群馬支部長望月栄一、紹介議員齋木輝彦、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書でございます。

要旨、義務教育費国庫負担制度の負担率2分の1復元と教育予算の拡充に関する意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あてに提出したいものであります。

理由、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者もふえています。日本の子供に関する公的支出は、先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに家計基盤の弱い家庭への子供に係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないための就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

また、「子供と向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記、1、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、

国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。2、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。

請願第1号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書については、総務常任委員会へ付託します。

陳情第3号 JR上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けての陳情書については、総務常任委員会へ付託します。

陳情第4号 地区要望については、産業建設常任委員会へ付託いたします。

陳情第5号 駒寄PAに大型車まで乗り入れのできるETC専用インターチェンジの早期実現に向けての陳情書を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第5号は、インター及び周辺整備推進特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、インター及び周辺整備推進特別委員会に付託します。

散 会

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これより休会に入ります。休会中は決算審査等の付託案件を審議していただくわけですが、健康管理には十分留意され、適正な判断をお願いいたしまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後6時56分散会

平成21年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成21年9月11日（金曜日）

議事日程 第2号

平成21年9月11日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。去る2日、開会されました平成21年第3回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩寄幸夫君） 日程第1、一般質問を行います。

8番神宮 隆議員を指名します。

〔8番 神宮 隆君登壇〕

8 番（神宮 隆君） 8番神宮です。通告に基づきまして一般質問を行います。お伺いしたいことが大変多いので、答弁の方については簡明にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、新設の道の駅「よしおか温泉」のオープンに向けてをお伺いいたします。

新設の道の駅「よしおか温泉」は、平成22年、来年の4月、前橋渋川バイパス（国道17号）の開通に合わせ、オープンに向けて設置工事が進められています。また、道の駅の開設に合わせ、プール廃止に伴うよしおか温泉リバートピアの温泉施設の大規模のリニューアル工事も行われております。オープンまであと半年となっております。

道の駅「よしおか温泉」は、平成18年第4次吉岡町総合計画の主要プロジェクトとして、まちづくり交付金事業の基幹産業として計画されました。平成19年には、町長のローカルマニフェストにもこの道の駅の設置が掲げられ、同年8月、道の駅整備検討委員会及び道の駅検討部会が設立され、ことし、道の駅オープン実行委員会も組織されております。これまで多くの委員会、部会、代表者会議などを経て今日に至っております。昨年中旬には、プロポーザル方式で設計業者、東京のプランツアソシエイツに決まり、ことし夏には工事の基本計画が完了しました。

道の駅は、本来、道路利用者の休憩とその地域の伝統や文化の紹介など、情報の発信源となる施設であります。道の駅「よしおか温泉」は、本来の目的に合わせ、町で栽培される農産物や加工品の販売をする物産館を併設し、道路利用者以外の人たちの利用も考慮し、温泉旨や各種ゴルフ場のクラブハウスなどの既存建物や施設とバランスを考慮して計画されております。コンセプトは、用途や年代の異なる建物群が、正面からも、バイパス側からも、一つの風景をつくるよう 段状のステージと建物の上部に建物をつなぐルーフを設け

ることとしております。吉岡町の東の玄関口にふさわしい町のランドマークの道の駅になることを町民も期待しております。

道の駅「よしおか温泉」の新設工事、用地買収など、総工事予算総額3億6,000万円、うち、新設工事予算2億円、そのほか、よしおか温泉リバートピアの温泉施設改修工事予算約2億3,000万円が充てられることになっている大事業であります。しかし、後発の道の駅の新設は、プール廃止に伴う吉岡温泉リバートピアの大規模なリニューアル工事で、さらに活性化も期待され、設置運営の失敗は許されない事業であります。この道の駅の設置、町長の設置、管理、運営について、取り組み姿勢の要点についてまずお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日は、5人の議員さんより質問を受けるわけですが、精いっぱいのお答えをさせていただきます。

それでは、神宮議員さんの質問に対しましてお答えをさせていただきます。

新設の道の駅「よしおか温泉」のオープンに向けて、町長の設置、管理、運営について、取り組み姿勢の要点はとのお質問でございますが、道の駅「よしおか温泉」は、平成22年4月、前橋渋川バイパス開通に合わせてオープンする予定でもあります。

ご承知のとおり、8月には工事を発注いたしまして、現在工事が進められているところでございますが、運営方法につきましては、道の駅「よしおか温泉」は、公設民営の方針を進めております。今後、道の駅「よしおか温泉」は、吉岡町民にとって安らぎのある場所としての設置、管理に関する条例も制定していく予定でもあります。開設する物産館につきましては、昨年12月に、道の駅「よしおか温泉」出荷組合を設立いたしましたところでもあります。今後、協定書を取り交わし、運営をしていただく方針を進めているところでもあります。

また、リバートピア吉岡につきましては、指定管理者でもあります株式会社吉岡町振興公社とプール跡地の有効活用について、収支を考え、ただいま協議を進めているところでもあります。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 本年8月、道の駅「よしおか温泉」の新設工事は、工事費1億4,700万円で、請負企業が渋川市の津久井工務店、吉岡町の飯塚組の企業体に決まりました。工期は平成22年3月15日までになっておりますけれども、あと6カ月ということで、施

設の解体、物産館の新設、こういうことで、終了検査なども含めるとは思いますけれども、この辺で間に合うのかどうか。業者に工事を急がせるということにはなっていないのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 道の駅「よしおか温泉」新設工事の工事内容と費用配分ということでございますが、工事内容別につきましては、物産館棟、そしてまた、野外棟などでございますが、その費用配分等の詳細については、担当課長より補足答弁をさせます。

また、道の駅設置工事費2億円という計画で今年度当初予算1億7,170万6,000円が計上されているが、残りは何に充てるか。そして、昨年8月の道の駅設置計画での工事費、用地費、設計委託費の全体事業費は総額3億6,000万円であったが、現状ではどうか。さらに、工事期間中のよしおか温泉リバートピア及びゴルフ場の営業、駐車場の対応、物産館の建設に町有林の使用の可否の検討、足湯についての検討ということですが、これにつきましては、計画に基づき検討を重ねながら進んでいるところでも認識しておるところでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より補足説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 詳細は、担当課長さんからお伺いしたいと思います。

ただ、さっき質問したのは、終了検査などについてその期間も必要なもので、この工事が6カ月で間に合うのか、業者に急がせておるそかな工事になりはしないかと、その辺が心配でちょっとお伺いしてみたわけでございます。あとの細かい部分については、この問題と、それから、先ほど町長の答弁にありましたとおり、工事費1億4,700万円、これについて、物産館、トイレ、観光センターの建設というようなことで説明を受けておりますけれども、この配分はどのようになっているのか。工事内容の配分。それと、今年度当初予算では1億7,170万6,000円が計上されている。残りが2,500万円近くあるわけですが、その残りの部分は何に充てるのか。あとは総工費3億6,000万円、これについても設置工事費と、それから設計委託、既存施設の撤去など、それから用地買収があるわけですが、こういう点について。またあわせて、1期工事と2期工事に分かれてはいますが、2期工事分が5,000万円あるわけですね。そういう予定で組まれておりますけれども、どのような工事で、どんな、いつごろからこの2期工事をやられるのか。ちょっと質問内容が多くなってはおりますけれども、その辺のところをご

教示いただきたいと思います。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、先ほどの町長答弁に対しまして、担当課長としまして補足答弁の方をさせていただきます。

まず、工期、3月15日であと6カ月、大丈夫なのかというご質問でございますが、これにつきましては、当初計画で3月15日ということで粛々と進めておるわけでございます。そして、それによって工事が雑にならないかと、そういった懸念でございますが、これはしっかりと監督をして、月例、そして週例と打ち合わせをしながら今逐次進めさせていただいているところであります。

続きまして、まず、道の駅「よしかが温泉」新設工事の工事内容についてということでございますが、主な建物としましては、物産館、屋外トイレ棟などがございます。その他、クラブハウスを一部改修しまして、観光情報センターの設置、倉庫棟などがございます。そして、これらの建物に関する電気設備工事あるいは機械設備工事でございます。これらは一括して発注しておりますので、それぞれの内容ごとの配分は幾らかという、その配分について難しい面もございますが、建築物関係の工事費、電気設備工事費、機械設備工事費と、もし3種類に分けて配分するのであれば、建築物工事費につきましては約61%を占めております。電気設備に関しては12%を占めております。機械設備に関しましては約26%となっております。

続いて、それでは残りの部分は何に充てるのかということでございますが、主に北側に計画しております臨時駐車場の整備と、北と南を結びます連絡道路の整備を主に予定してございます。

また、全体事業費に対する現状ということでございますが、予算に基づき実施しておりますわけですが、用地買収費、設置工事費など、内容ごとには、予定していた予算に対しては、多少の増減は今のところございます。ただ、概算総額3億6,000万円の中にはおさまっておるものと認識しておるところでございます。

ただし、総額の3億6,000万円につきましては、あくまでも概算でございますので、実際の総事業費に幾ら要するのか。また、個々には幾ら要して、実際の総事業費、幾ら要するのかは今後逐次まとめていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、物産館の建設に町有林の使用の可否検討につきまして、平成20年度美しい森林づくり基盤整備交付金事業で間伐いたしました……（「まだ質問していないんですけども」の声あり）失礼しました。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） その工事費の内容ですけれども、既存の駐車場の借り上げ地、これの買収がかなりの費用を占めるというようなことで伺っておりますけれども、この駐車場の用地買収、3,313平米、これは既存の今借りているところだと思っております。この辺のところの用地の買収は済んだのでしょうか。この辺いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔 産業建設課長 栗田一俊君発言 〕

産業建設課長（栗田一俊君） 用地の買収ということでございますが、3筆ございます。1筆につきましては、一応地権者の意向によりまして、賃貸となっております。そして、2筆について買収、今後していくわけなんです、税務協議等を進めまして、今逐次交渉中でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） わかりました。まだこれは進行中ということですね。

それから、新しくできる物産館についてお伺いします。当初の計画では60坪、200平米の建設と説明を受けておりましたけれども、今回の過日だと、69坪に拡大されたということで説明を受けました。この辺の拡大した理由については何かございますか。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔 産業建設課長 栗田一俊君発言 〕

産業建設課長（栗田一俊君） 当初60坪の予定が69坪になったということでございますが、これにつきましては、その後、またさらに物産館につきましては、出荷組合との検討を重ねまして、その辺、9坪ほどふえたのかなと、こう認識しておるところでございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 広くなることは大変いろいろなあれでいいと思いますけれども、最初ずっと60坪できておりましたものが9坪大きくなったということで、後の使い勝手がよくなるんじゃないかなと期待しております。

それから、工事期間中のよしおか温泉リバートピアと、それからゴルフ場のクラブハウスの営業、これは温泉が休みになるというようなことで聞いておりますけれども、クラブハウスの方の営業、それから駐車場などの対応は、工事が始まると駐車場はかなり狭まると思いますけれども、この辺のところの対応はどのような考えでおられますか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 工事期間中のよしおか温泉リバートピア及びゴルフ場の営業、駐車場の対応についてでございますけれども、工事請負業者も決まり、工事の工程と照らし合わせて調整してきたところでございますが、話し合いの結果、安全管理上などから、10月15日から12月19日まで、リバートピア吉岡の休館をお願いし、またゴルフ場のクラブハウスにつきましては、仮設事務所、休憩所等で対応を予定し、営業する予定でございます。工事期間中の駐車場利用につきましては、温泉利用者の方々に大変ご不便をおかけいたしますけれども、既設駐車場の一部と天神東公園駐車場をご利用いただき、温泉の営業再開後の駐車場はJAライスセンターの南方の田んぼを臨時駐車場として、またゴルフ場のお客様にもご不便をおかけしますが、パークゴルフ場西側の舗装部分を当面利用していただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 駐車場、ライスセンターの南側ということで今お話があったんですけども、ライスセンターの北側ではないんですか。南側に新たに臨時駐車場を借りるということでございますか。

それから、ゴルフのクラブハウスについて、仮設の場所、これちょっとよくわからなかったんですけども、この点についてご説明をお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 駐車場につきましては、新たに借りるのかということでございますが、ライスセンターの北側につきましては計画しておりますけれども、そのほかに、工事中足りなくなるということで、ライスセンターの南、1枚あいていたと思いますが、借りる予定でございます。

それと、ゴルフ場関係につきましては、仮設事務所で営業したいと思っておりますけれども、今のクラブハウスの東にカート置き場があるんですけども、カート置き場の北に事務所、南に休憩所を設置したいというようなことで考えています。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） わかりました。ぜひ、休業、その他町民もいろいろ期待して利用している

のですから、最小限度にとどめて、よく町民の便宜を図ってやるようお願いしたいと思います。

それから、先ほど、町有林の関係について、木材の使用について、物産館を建設するに当たって、町有林、これが50年を経過して大分育っているということ。それから、高崎市にあります榛名興産市町村組合、この建築用材、杉、ヒノキが立派に育っている。これら町有林の木材を利用して、物産館等について、本当にこれは町有林の木材を使っている物産館であるというような特色ある物産館の建設、こういうことはできないかということで、昨年、議会で、一般質問で町長にお伺いして、使用するところがあるとすればできるだけ使用したいということを回答いただきましたけれども、この辺のところについて、使用できるか、できないか。使うとすればどんなところに使えるかということが一つ。

それから、もう一つ、足湯をつくることになっております。温泉のところですから、足湯というのは来訪者に大変休憩と安らぎを与えるというため必要と考えられますけれども、2カ所設置するという考えできておると思っておりますけれども、設置後の維持管理、ランニングコスト、こういうものを考えると、1カ所を充実した方がいいのではないかというふうに、私は前からいろいろご検討をお願いしているわけですけれども、この計画している足湯について、2カ所、1カ所でもいいんですけれども、広さだとか構造、使用可能人員、建設費用、こういうものについて教示願いたいと思います。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 先ほどは大変失礼いたしました。

それでは、物産館の建設に伴う町有林の使用の可否検討につきましてどうかというご質問でございます。平成20年度美しい森林づくり基盤整備交付金事業で間伐いたしました町有林の杉でございますが、渋川広域森林組合の協力を得まして加工しておりまして、それを使用すべく準備してございます。また、使用箇所でございますが、道の駅につきましては、クラブハウス内の道の駅の案内所に使用する予定でございます。また、リポートピアよしおかのレストランの内壁にも一部使用するというのを聞いてございます。

次に、足湯は2カ所必要かということでございますが、その設置費及び設置後の維持管理費を考えますと、1カ所にして、その分充実を図った方がよいのではという、そういった神宮議員のご指摘は建設コストの縮減からも理解するものでございます。しかし、足湯施設は2カ所設置する計画でございますが、1カ所につきましては、屋根つきの落ち着いた休憩スペースとして、そしてもう1カ所は、子供たちが遊べるようなスペースとして計画してございます。また、2カ所の足湯からは利根川河川敷の、そして物産館のにぎわい

というように、二つの異なる風景を楽しむこともできる施設になると期待しておるところでございます。

最後に、道の駅物産館から既存の温泉施設の間の通路を挟みまして2カ所設置することで、両者の連続性を維持できるものと考えております。そこににぎわいが生じることによって、お互いの施設が、物産館、そして温泉施設が相乗効果を生み出すものと期待しておるところでございます。

さらに、足湯等の規模ということでございますが、足湯には幾らぐらいかかるのかと、まずご質問に対しまして、これも一括して発注しておりますので、個々に幾らぐらいというちょっと詳しい数字は出せないんですが、足湯の広さにつきましては、2カ所ということで、一つにつきましては9平米、そしてもう一つにつきましては8平米、ほぼ同じぐらいの規模でございます。構造につきましては、コンクリート製で、外壁に、仕上げに自然石を使う予定でございます。また、使用可能人員に関しましては、約7人程度が同時に座れる空間を計画してございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 町有林については、大変、利用を検討されておまして、特色ある建物ができるのではないかと。レストランというようなことと、それからクラブハウスということで。ただ、足湯について、計画では800万円ぐらい計上されておるとは思いますけれども、屋根をつけてということで。たしか、緑地公園の眺める場所については大変適当な場所とも思われますけれども、レストラン側、これは一体的なあれで、2カ所でそういう一体性を持たせるというようなことなんですけれども、ルーフで接続されるんですから、温泉の方との一体感は出てくるんじゃないかと思えます。そちらの方について、車両通行路のところへ1カ所つくっても、冬は寒くて大変というような感じがするんですけれども。広くして1カ所を充実した方が、またその管理というのも多分振興公社の方でやるんじゃないかと思えますけれども、この辺も大変気になるところであります。契約したということですから、そういう点も配慮して設置していただきたいと思えます。

それから、次に、道の駅について、防災総合利用の基本協定を大澤知事は、道の駅の協議会、これは藤岡の新井市長が会長なんですけれども、昨年11月に防災総合利用の基本協定を締結した。災害時に避難場所や救助物資の物流拠点化を進めていると。協定は、道の駅が防災に利用されるのは県対策本部が設置されている大規模災害で、利用方法は、避難施設、臨時入浴、炊き出し、それから救助物資の提供や保管、現地対策本部などの活動拠点、道路や被災情報発信、広域避難時の中継や休憩などに想定されていると。

道の駅は、幹線道路に設置されるケースが多くて、広い駐車スペースがあり、トイレなどを備えていることから、防災拠点としての利用に適していると判断されているということで、現在、今県内15市町村、19カ所ということで大分設置がふえて、また3カ所がこれから設置するという事です。また、今回の道の駅のところはサイクリングロードとしても県の方で計画している。サイクリングロードの道の駅、ということで、補助対象は、物産館の補助対象ということは聞いております。駐車場の取得や情報センター、トイレの設置、こういう国または県、そういうような防災施設としての期待を持っているものですから、この辺のところを国、県にもっと補助金の要望をしていってはどうかということを考えます。

さきに、2004年に中越地震がありましたけれども、みんな当初車の中で寝泊まりしていて体調を崩す人が大変多かったと。しかし、道の駅を利用して大変それで救われたというような話も聞いております。万が一、町としてもそういうふうな事態があれば、大規模災害時に活用できるのではないかと思います。

こういうことも含めまして、補助金の現在の種別と額、それに対して今後の国、県に強く要望していけるかどうか、その辺のところについてお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） それでは、答弁させていただきます。

昨年、県が道の駅を災害発生時の対応拠点とすることなどを目的とした防災総合利用に関する基本協定を締結したことに伴い、本町でも災害時の避難場所や物資の拠点化や大規模災害時の活用はできないかとの質問にお答えします。

まず、県が締結した道の駅に関する協定書の目的は、災害基本法に基づく県及び市町村の地域防災計画に定める災害応急対策、または武力攻撃事態等における国民保護法に基づく県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める国民の保護のための設置、もしくは緊急対策保護設置を適正かつ円滑に行うため必要な事項について定めるものでもあります。つまり、道の駅が防災利用されるのは、県対策本部が設置される大規模災害や国民保護法に基づく武力攻撃災害が対象となるものでもあります。現在、県内に道の駅は19カ所登録されておりますが、この協定書は、県と県道の駅協議会委員である15の市町村長が個々に取り交わしている状況でもあります。

本町での大災害の発生時における対策は、吉岡町地域防災計画に沿って、ことし3月26日に新規に調印した災害時における応急物資提供等に関する協定書を株式会社カインズ、株式会社ベイシアの2社とも締結しました。この他の協定では、物資提供に関する協定書を三国コカ・コーラボトリング株式会社として、災害時農地の使用及び食料等の調達

に関する協定書を吉岡町認定農業者連絡協議会と締結することなど、これまで緊急時の対策を講じております。

大規模災害時には、迅速かつ的確な応急対策等の実施が必要不可欠であり、今後、道の駅設置に伴い、県との基本協定書の締結や町の防災拠点施設としての有効利用を含めて前向きに検討していきたいと考えております。

なお、よしおか温泉、現計画に当たりまして、設置工事その他、どのような補助金が利用できるのかということですが、補助金の詳細につきましては、担当課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 町長の答弁にもございましたが、道の駅、そして併設いたします物産館を設置するに当たりまして、どのような補助金が見えるのかということにつきましてですが、県などにも問い合わせをいたし検討してきた経緯がございます。

その結果、現在の補助金でございますが、物産館につきましては、補助事業名といたしまして、強い農業づくり交付金事業、これは国庫補助でございます。補助率は50%でございます。補助金2,000万円を予定しております。また、道の駅の情報センターの設置に関してでございますが、千客万来支援事業という事業を利用させていただいております。これは県費補助でございます。補助率は50%でございます。補助金500万円を予定しております。その他、トイレ棟、倉庫棟、ほかの建築物があるわけなんですけれども、その設置に対象となりますような補助事業を検討したところでございますが、該当する補助事業はなく、今日に至っております。また、今後サイクリング道路の道の駅の計画もございますが、トイレ棟などのほかの施設を補助対象とすることは県と協議をしたところ補助対象となる事業はございませんでした。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 今回のよしおかの道の駅は、国道17号、国道に沿って一番その拠点にあるわけですから、いざ、そういうような特別の大災害があれば非常に活用される、国、県でも活用する場所ということではないかと思っております。そういうようなことで、地域のためもありますけれども、そういうような場合にも活用できるということですから、できるだけ町の財政支出を少なく抑えて、国、県に強く要望して、できるだけ町有施設を少なくしていただきたいというふうに思います。

それから、次に、お伺いします。

道の駅のオープンまであと半年ですけれども、この道の駅に出店する、入る正会員、準会員、正会員は町内ということで一定の額の入会金が必要なものなんですけれども、準会員というのは、町外者、町内でもそういう出資金を出さない人が準会員になるわけなんですけれども。今現在、これが一番大切だと思うんですけれども、参加会員、現在どのくらいおられるのか。正・準会員別、また地域別、大まかで結構ですから、業種別、この辺のところについてはどのようになっているか、ご回答いただきたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 道の駅吉岡温泉に開設する物産館に参加する総会員数は155名と伺っております。しかしながら、物産館の運営につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、昨年12月に道の駅よしか温泉出荷組合が設立して、今後の運営にゆだねるところでもあります。したがって、会員の構成、業種等、また販売手数料、町が求めるものではないというようにも認識しております。ただいま会員150名のうち、出荷組合を設立したわけなんですけれども、今のところ私の方に入っておりますのは155名ということで、どういった人がやっているのかというようなことは今のところわかっておりません。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆発言〕

8番（神宮 隆君） 昨年、議会でもお伺いしたんですけれども、正会員100名、準会員200名を目標にして募集しているということなんですけれども、現在155名。これはやはり出荷組合に任せるのではなくて、当初の設立については、やっぱりしっかり出荷組合の方をよく指導していかないと出発から失敗するという可能性もあります。この辺のところをどのように。かなり格差があるような感じがいたします。また、特に、町内はもちろんですけれども、町外の隣接している渋川、榛東、こういうあれの出荷者が大変少ないというような、お伺いをしたら少ないようなことへの回答がありましたけれども、この辺のところもいかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町内で今、総会員数は155名ということなんですけれども、町といたしましては、物産館を建設するに当たっては町が責任持って建設すると。その内容につきましては、出荷組合が設立しておりますので、その中で物事をやっていただきたいというのが趣旨でございます。そういったことにおきまして、今言った、町がそこに関与してやっていくというようなことは考えておりません。そういったことで、出荷組合が中心となり

まして物産館の中の内容につきましては考えていただきたいというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 出荷組合の方もやはり立ち上げ時期で大分意欲に温度差があるというようなことを聞いております。町におぶさってしまって自主性が大分まだ出てきていないというようなことをお伺いしておりますので、そういうことでいくと、また将来のあれで町税をつぎ込むというようなことになる心配があるので、そういう点をよくチェックしていただきたいと思います。

それから、販売手数料が、正会員が販売価格の15%、準会員が20%、町外者が25%、業者が30%、保冷库、冷蔵庫の利用者が5%加算というようなことで伺っているんですけども、ほかの道の駅から比べると販売手数料は全般的に、特に正会員の販売手数料が高いというような感じがいたします。実質的には出荷組合が決めるんでしょうけれども、こういうようなところで、やっぱり参加者が少なくなるのではないかというふうに考えられるんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げているとおり、また議員さんも言っているとおり、中の内容につきましては組合の方に全部任せてあるというようなことであります。今言った15%が高いか、また20%が安いのか、そういったことは全体を出荷組合にお任せをしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 出荷組合の関係ですけれども、負担金が500万円予算計上になっておりますけれども、出荷組合の500万円の負担は可能であるかどうかということで。また、その出されたものについての支出はどのようなところに使うのか。また、町の方の考えとしては、採算のとれる売り上げ予定、この辺のところはどんなところに置いているのか、何億円ぐらいになるのか。

それから、出荷組合の方の物産館の賃貸料、これについてはどのくらいを予定しているかどうか。

それと、うんと出荷組合がもうかった場合、本当はかなり収入があった場合については、この出荷組合の分のもうけ分について、増収分については町の方への繰り入れというのはできるかどうか。ほかの道の駅の視察へ行った場合については、そういうあれをやって

いるところも伺ったことがあるような感じがしますが、この辺のところをお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） まず、出荷組合から負担金500万円ということでございます。これは物産館で使用します備品代として見込んでのものでございまして、その負担金の収入につきましては、町としては見込んでおるところでございます。

また、物産館の使用料ということですが、今、出荷組合の方と調整中でございます。販売手数料とかという関係でございますが、先ほど、町長答弁にもございましたとおり、物産館につきましては、よしおか温泉出荷組合の方を設立いたしまして、その中で運営管理していただくと、そういうことになっておりますので、今は特に販売額が上がったからといって、そういった手数料を求めるものではございません。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） ぜひその辺のところも、また販売不振で補助をというようなことのないように、その辺の指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ことしの7月に町役場の2階で、吉岡町の商工会主催の後発の「道の駅よしおか温泉の成功策はこれだ」というセミナーを聴講いたしました。講師は、高崎市在住の中小企業診断士木部美春氏で、大変その内容は興味あり、参考になりました。

この講演の中で、道の駅の機能のニーズ、これについては、一つは、休憩。快適な休憩場所、トイレの利用ということ。二つ目は、情報発信。地域の道路情報、歴史、文化、観光等の情報発信、これが機能とニーズ。それから、三つ目、地域連携。食事、物産館の買い物、こういうもので地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場と説明がありました。

特にこの三つのうち休憩場所と、それから地域連携については十分図られると思うんですけども、2番目の情報発信ですね。道の駅については、道の駅の案内所ということで、これは本来なら国交省でつくってもらわなければならないものが、いろいろな条件でつくってもらえなかったということで、道の駅の観光センターという名称でも呼んでいますけれども、業務内容と対応すべき人員の配置、こういうものはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 第6問目の質問だと思っております。

道の駅「よしおか温泉」は町の東玄関と位置づけ、観光の拠点、また情報発信、情報集積の機能を持つ施設でもあります。そして、個性豊かな振る舞いの場所として、それが吉岡町のさらなる発展につながっていくものと期待しているところでございます。そのため、準備は怠りなく行うべきであると考えておるところでございますが、お客様を集客する上で、駐車場の収容能力が足りないのではないかとご指摘を受けております。この件に関しましては、関係課長より補足答弁をさせます。

また、道の駅温泉レストランとの連携ということでございますが、新規施設と既存施設と連携し合う相乗効果が生れることが期待されるところでもあります。その一つの方法として、物産館を訪れたお客様に温泉レストランを利用していただけるよう、あえて物産館に食事をするレストランを設けておりません。こういった方法もお互いの施設の連携を生み出していくものと考えているところでございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 詳細部分については担当課長からお伺いしたいと思うんですが、さっきの情報発信の道の駅の案内所、この業務内容、それから対応する人員、これは観光センターと呼べるのかどうか、この辺のところをお伺いしたいということと。

それで、今町長から答弁ありましたけれども、道の駅で売れている商品というのはやっぱり生鮮野菜と並んで弁当と惣菜が多いということを言っていました。弁当と惣菜、これを道の駅で販売してしまうと、今度は温泉のレストランの方がやっていけなくなると思うんですけれども。そういうところの連携、だからやっぱり道の駅でそういう弁当や惣菜を売らなくて、レストランに行けるように、行きやすい、今の段階ですと入り口は大変狭い。これは改装すると思うんですけれども、そういうレストランの利用、道の駅の物産館の利用客が行きやすい、そういう温泉のレストラン、そこで必要な、むすびでも、そういう惣菜でも、弁当でも、ラーメンでも、何でもいいんですけれども、そういうふうに行きやすい、買いやすい改装が必要ではないかと思えます。その辺のところをお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） まず、情報センターにつきまして、情報センターの業務内容あるいは人員の配置をどう考えているのかというご質問でございますが、当然この情報センターは町の東玄関と位置づけまして、道の駅は東の玄関と位置づけまして、観光の拠点、また情

報の発信、また情報を受ける、そういった形で位置づけておる中で、当然人員配置の方をしていかななくてはならないんですが、当面、人員配置はしないで、案内板で情報発信をしていこうと思います。そして、ここを訪れるお客様との交流によって情報受信の方はとりあえず考えてございます。

また、道の駅と温泉、物産館がどのようなものを売るかという関係でございますが、運営方針、先ほど町長答弁、私の方も補足説明させていただいたわけなんですけど、恐らく生鮮食品が中心になるうかと思うんですが、運営方法、営業方法につきましては出荷組合にゆだねているということで考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 時間も大分押してきてしまったんですけども、そういう講演の内容で、一つ、気になるのは、道の駅「よしおか温泉」は、交通量だとか、そういう立地条件、こういうものは大変いい場所にあると思います。そのデータを分析したあれが、九州の方の57カ所の道の駅を分析したんですけども、それと比較しても大変上回っております。特に交通量については、九州の方はAグループ売り上げ平均5億幾らあるというようなことでしていましたが、そういう場所より上回っている。ただ、問題なのは、駐車場がバス8台ということで、その九州の方の平均を上回っているのはバスが13台確保できる場所ということで計画されております。バスの台数8台が少ないのではないかとということなんですけれども、一回来て、バスも駐車スペースがなくて苦労すると二度と利用されないということの恐れがあると思います。この辺のところはどうお考えでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔 産業建設課長 栗田一俊君発言 〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、お客様を集客する上で駐車場の収容数が足りないののではないかとのご指摘を受けた中で検討いたしましたところでございますが、JAライスセンターの南に約2,500平米でございますが、普通車で約100台程度であると思うんですが、確保できたところでございます。今後、また駐車場の配置につきましては、状況を見ながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） それでは、最後に、ちょっとお伺いしたいことがあるんですけども、時間が迫ってきておりますので、道の駅「よしおか温泉」のオープンセレモニー、PR効果

は大変大きいと思うんですけども、やる考えはあるのかということであります。やるとすれば、いつごろ、どのようなものを考えているのか、お伺いしたいと思います。いろいろオープンセレモニー、歩行者天国とか、そういうことも考えられるんですけども、こうすることで、道の駅のオープン実行委員会の検討結果も出ていると思うんですけども、その辺のところをどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 最後の8番目の質問かと思えます。

道の駅「よしおか温泉」のオープンにオープンセレモニーのイベントをどういった形で考えているかということですが、前橋渋川バイパスの開通式をあわせて計画をしているところがございます。その期日、規模、内容については、ただいま議員さんがおっしゃったとおり、オープン実行委員会を立ち上げたところでもありまして、ただいま検討中ということでございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 前橋渋川バイパスの国道工事ですけども、今度は民主党政権になりまして、国事業の補正が凍結されるおそれが出てきております。万が一、これのオープンがおくれた場合、温泉の道の駅のオープン、これはどんなような考えでいるのか、予定通り開通されない場合でも道の駅はオープンさせるのか、この辺のところもお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） もちろん道の駅、道が完成しなければ開通はできないというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 道の駅のところの橋がそのとき一緒に開通するわけですけども、橋の名称を吉岡町の有利になるような名称を考えているのかどうか。また、申し入れしているのかどうか。第二板東橋なんていうのはさえない名称だと思うので、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、議員さんが言われたように、私もその件に関しては今心配をしている

ところでございます。もちろん町民、そしてまた各種団体、議員さん方というようなことで、名称についてはこれから考えていかなければならないなと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） 道の駅「よしおが温泉」は、吉岡町の東の玄関口、吉岡町の顔、ランドマークの道の駅ということになることは大変期待しているところであります。人々の交流拠点になることも本当に願っております。そういうことを期待して、質問を終わりたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、神宮 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を 10 時 15 分とします。

午前 10 時 00 分休憩

午前 10 時 15 分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（岩寄幸夫君） 続きまして、7 番小林一喜議員を指名いたします。

〔 7 番 小林一喜君登壇〕

7 番（小林一喜君） 7 番小林です。通告により一般質問を行います。

私の質問は、去る 6 月の定例会で齋木議員の一般質問と一部重複する点もあると思いますが、別の視点から私の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、地球温暖化の影響でしょうか、近年の異常気象は全国的に、毎年、風水害、それに土石流等による災害が発生しておりますが、県内では、まだ記憶に新しいところで、一昨年、平成 19 年 9 月 6 日、台風 9 号による群馬県西部地区南牧村を中心とした地域では、人命こそ失われなかったものの、豪雨による土石流のため県道、村道はいたるところで寸断をされまして車の通行が不能になり、大塩沢地区では、最大で 211 世帯 471 人が孤立状態となりまして、ふだんは穏やかな山村も甚大な被害をこうむりました。そのときの前橋気象台のデータによりますと、群馬県西・北毛地区の 1 時間雨量は、最大で 40 から 50 ミリを観測しております。まさにバケツをひっくり返したような降水量だと思っております。それから早くも 2 年が経過し、改めて局地豪雨の恐ろしさを痛感しておりますのでございます。

また、ことし 8 月 21 日の新聞紙面によりますと、国内で中国・近畿地方で豪雨災害が相次いで、特に山口県で 17 人、兵庫、岡山、徳島の 3 県では 20 人を超えるとうとい人命が失われ、まだ行方不明者もおるそうでございます。

そこで、地元の自治体に対する警戒情報や避難勧告指示のおくれも指摘されておるよう
でございますけれども、政府は全市町村に対し、豪雨に際しどのような状況で住民に避難
を呼びかけるかの基準を決め、避難マニュアルを作成するよう要請するとありますが、地
方自治体の災害に対する危機感は非常に低いようです。平成17年3月にさかのぼりまし
て、そのときに豪雨時の避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインを示した上
で、全市町村にマニュアル作成を求めておりますが、水害と土砂災害のいずれについても、
作成済みは、平成21年3月調査であります。4割程度にとどまっております。そして、
改めて要請をすることになったと、そういう記事が載ってございましたけれども、吉岡町は
どうでしょうか。

吉岡町では洪水ハザードマップ、防災マップ等を発行しておりますが、1級河川沿いの
住宅地帯、また崩落の危険のある住宅地帯等、集中豪雨による災害に対する被害状況の町
としての確認体制は、それから国から要請の避難マニュアル作成の対応はどうでしょうか。
町長のご見解をお伺いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小林議員に対しまして答弁させていただきます。

6月定例会において齋木議員より河川を初めとして災害について一般質問が出されたと
ころでもございます。さて、近年の異常気象による大雨の被害は全国各地で被害をもたら
しており、母屋や河川の増水により流出するなど、大きな災害も出ております。幸いにし
て吉岡町におきましては大きな被害は出ておりませんが、いつ何時に起きるかもわからな
いのが災害でございます。被害に対する住民皆様の関心は高いものと思うところでござい
ますが、町も昨年度、利根川洪水ハザードマップを作成いたしまして、被害時に住民の皆
様の避難に役立ちますよう、各戸に配布させていただき、災害に対してさらなる啓発に努
めたところでございます。災害時においては正確な情報の収集が大切であり、それによ
って的確な対応ができるものと認識しております。そのため、河川の災害に対して、町、
県として、住民皆様が一体となりまして常に危険管理意識を持ち、お互いが情報提供しな
がら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議 長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、集中豪雨等による災害に対する被害状況の町としての確認
体制等について、町長の補足答弁を行います。

災害時の対応や予防対策につきましては、災害基本法の規定に基づき、町の地域に係る

災害対策に関し総合的かつ基本的な事項を網羅した内容で作成されました吉岡町地域防災計画、また水防法の規定により作成しました吉岡町水防計画によって、対策本部あるいは災害警戒本部を設置した場合等につきましては、職員の動員計画、また町独自の風水害被害調査分担表が作成されており、それによって災害時は対応を行います。

ちなみに、地域防災計画では、その中の第3章ということで、災害応急対策計画また防災組織計画では、災害対策本部について次のように規定されております。災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、町に災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と密接な連携及び協力のもとに災害応急対策を実施することになっております。ただし、災害対策本部を設置するに至らない小災害にあつては、平常時における組織でもって対処するということになっております。

このことから、災害対策本部や災害警戒本部が設置されない場合には、特に災害の関係が深い町民生活課と産業建設課が中心となりまして現地被害調査や確認作業を行っている状況でございます。

また、災害の予防確認でございますが、災害に対する情報収集を群馬県衛生系統防災業際無線による防災情報システムや前橋地方気象台からの気象情報、群馬県土砂災害警戒情報ホームページ等で、関係機関から提供される情報や地域住民による通報及びみずから収集する情報等をもとに町内を点検し状況把握を行っております。また、必要な場合には住民に危険等をお知らせするなど、このようなことが現在町の行っている災害に対する確認体制でございます。

次に、国からの要請のある避難マニュアル作成についてのお尋ねでございますが、現在、本町では水害や土砂災害ごとの避難マニュアルはことしの3月に調査されました全国の市町村でも4割程度がまだ策定という状況にありまして、本町におきましてもまだ残念ながら作成されていない状況でございます。

なお、質問にありましたとおり、この作成のきっかけとなりましたのは平成16年の一連の水害、土砂災害等では避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていなかったこと。住民への迅速な伝達が難しかったこと。そして、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないこと等が課題として挙げられておりました。実際には、本町初め各自治体がそのような局面を経験することは余りなく、また一般的に各種災害対応に精通しているわけではないということだと思っております。

しかし、災害時において適切な避難勧告等の発令により、地域住民の迅速、円滑な避難を実現することは地方自治体の長の責務となっております。この避難マニュアルの作成は、町として、避難勧告等の発令、伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難勧告を発令すべきか等、具体的な判断基準について取

りまとめましたマニュアルを整備していくことは必要不可欠だと考えております。今後早期に作成に取り組む必要があると考えております。

以上、町長の補足答弁といたします。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7 番（小林一喜君） 課長からの答弁にありますように、避難マニュアルについては作成していないと、そういうことでございますね。この辺を早急に作成をしまして、地域住民隅々までマニュアルを承知していただけるような方策を緊急につくっていただく必要があるかと思っています。この辺は比較的災害が少ないとは申されても、非常に突発的な災害、いつ何時何が起きるかわからないというような状況でございますので、ひとつよろしく願いします。

次に、町には榛名山系に源を発する北部地域の滝沢から南部地域の榛東境、八幡川まで、数えて6本の1級河川が大河利根川に合流しております。この河川はすべて国の管理下にあると思いますが、渋川土木事務所でも管内のすべてを常時監視把握するには不行き届きの点があるかと思えます。

ことし8月6日深夜から7日未明にかけての榛名山系に雷を伴う集中豪雨がありました。これは自衛隊の納涼祭の晩から未明にかけてですね。そのとき前橋地方気象台の相馬ヶ原雨量計の1時間当たりのデータによりますと、夜の10時から11時までが4.5ミリ、11時から0時までが4.2ミリ、0時から1時までが3.3ミリ、1時から2時までが2.4ミリとなっております。これもまさに集中豪雨ということで記録されております。地方気象台のこの辺の雨量計ですと、相馬ヶ原にあるのみだそうですけれども、一つのデータとなっております。

1級河川滝沢川では、ふだん上流部にほとんど流量はない状態ではありますが、当日は急激に増水し、濁流は流木とともに一気に流れを変えてしまいました。私ども、濁流がおさまるのを待って、地域住民からの情報提供もあり、県道26号高崎安中渋川線にございます橋から県道25号高崎渋川線にございます滝の沢橋まで約1.5メートルの流域を先輩と見聞してきましたところ、堤防礎石の根が洗われ、護岸の陥没が2カ所、基礎、根太切りの露出が1カ所、1カ所概ね30メートルぐらいにわたりまして計3カ所、いずれも住宅区域の直近に面しております。以前から少しずつ浸食されていたのですが、今回の集中豪雨で極めて危険な状態になってしまったと思っております。

陥没の2カ所については、応急措置的な復旧工事でございますけれども、他の箇所については、既に渋川土木事務所とは協議済みでございますが、緊急の改修工事が待たれるところでございます。その対応をお聞かせください。また、渋川土木事務所と連携した1級河川

の町としての管理体制はどのようになっておるのか、町長にお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 集中豪雨による堤防等の被害状況の確認はということでございます。

吉岡町の管轄土木事務所であります渋川土木事務所と連携した1級河川の町としての管理体制はどのようになっているのかということでございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、河川の災害に対して、町、県としても住民皆様と一体となり対応していかなければならないと考えておるところでございます。先日の大雨の後、議員さん、そしてまた先輩と2人で滝沢川を見聞していただいたということで、本当にありがたく思っております。そういったことにつきましても、詳細につきましては関係課長より補足答弁させていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁の方をさせていただきます。

先日、8月6日未明にかけて集中豪雨によります、役場にも雨量計がございまして、1時間当たりの降雨量をちょっと調査いたしました。そうしたら、6日から7日にかけての時間帯、25ミリ前後ということでございました。この大雨によりまして、小林議員さん、地元であります1級河川の滝の沢でございますが、それを主としまして、被害状況を議員さんみずから調査していただき、さらにその被害状況の詳しい情報を提供していただきまして、ここに改めてお礼を申し上げるものでございます。どうもありがとうございました。

さて、県と連携いたしました1級河川の管理体制の件でございますが、吉岡町の管轄土木事務所は、ご存じの方もおりますが、県渋川土木事務所でございます。その県渋川土木事務所では1級河川につきましては日常管理はしていただいておりますが、町としましては、集中豪雨がありますと河川や道路の被害状況を調査確認しております。しかしながら、今回、小林議員さんが行っていただいたような細部にわたっての調査というわけにはいかないのが現状でございますので、皆様からの情報というものを頼りにしているところでございます。

さて、今回の滝の沢川の被害状況の内容につきましては、町も早速災害箇所の細部を現地調査いたしまして、渋川土木事務所へ、小林議員さんの写真等も提供していただいたわけなんです、それを持ちまして、早急な対応をお願いしたところでございます。当日の大雨によりまして、渋川土木管内のほかの地域に多くの被害をもたらしておるところでございます。県では、特に緊急を要する箇所については応急措置を施したというこ

とでありましたが、その他の危険箇所改修が必要な箇所につきましても順次対応していくので、ちょっと待ってくださいということでございました。

今後も河川の災害に当たりましては、県、町、そして住民皆様と一体となりまして対応して、またその中で情報を交換しながら対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） 監視体制あるいは確認体制の件でのご説明ございましたけれども、吉岡町を流れる6本の1級河川、ほかにもそういった災害的なものが確認されたところがございますか。

それともう1点、桃井城址、その北斜面がちょっと土砂くずれがあったように伺っていますけれども、私もちょっと現場は見させてもらったんですけども、若干、田畑に被害があったかなというところですけども、その辺の確認をお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今回、集中豪雨によりまして、滝の沢川につきましては、先ほどからちょっと繰り返しさせていただいておりますように、地元からの詳しい情報提供があったと。それについて対応させていただいたところではありますが、ほかの河川については、特に、先般の8月6日、7日の集中豪雨によりまして大きな被害というものは、特に情報は入ってきておりませんし、また町の方でも調査した限りでは把握してございません。

そして、桃井城址のところの土砂崩れの関係でございますが、これもやっぱり情報によってわかったことございまして、その後、シートなどをかぶせて応急措置をして、今回、それを補修工事の方をする予定でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） ありがとうございます。

これからの地域の役割、そういうふうな身近なところでの役割、河川に限らず地域の生活環境の保全は、ふだん目が届かない場所に突如そういうふうにかかる可能性が非常に多いです。住民の地域を知り尽くした、その住民の目は大きな災害を未然に防ぐ一助になるかとも考えております。

滝沢川の環境保全につきましてちょっと述べさせていただきますと、個人的に数名の方が環境管理のためと言い、営農機械化組合は農家への手助けの傍ら応援協力者と一緒に、

自治会は約1.5キロメートルを延べ人員110名で流域の環境美化活動を、地域の多くの方々が参加して草刈りとか清掃作業を行っております。町としては、全町的に自治会と、あと消防団等に協力をいただきまして、行政との連携を図り、管理監視体制づくりをしていただくのが急務と思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 3番目の自治会等身近な地域住民の監視、確認体制の確立が急務であると思うがという質問ではないかと思えます。

地域住民がみずからの考え、それからみずからの手によって地域を快適で住みよい地域づくりを目指すことを目的に、平成20年4月に自治会制度が発足し2年目に入っております。自治会の役割は地域の共同、連携を促進しながら安心・安全な地域づくりを行う組織であり、特に大規模災害時には、住民同士が顔見知りで危険箇所等を知り尽くした方々の力が災害を未然に防ぎ、また被害を最小限に食いとめる重要な役目を果たしていることを過去の事例が数多く示しております。

また、平成19年9月の台風9号で南牧村の被災地のふだんからの住民同士の連携が避難体制に持つつながり、人的被害を未然に防ぐことがマスコミに大きく取り上げられました。

さて、小倉自治会では、これまでの営農機械化組合との連携により、滝沢川の被害対策や環境美化活動に積極的に取り組んでいただき、感謝しているところでもあります。

なお、地域住民の監視、確認体制の確立につきましては、担当課長より補足答弁をさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 齊木町民生活課長。

〔町民生活課長 齊木静夫君発言〕

町民生活課長（齊木静夫君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

地域のことは地域で考え、守るということから、自治会連合会では8月27日、開催されました定例会におきまして、群馬県総務部危機管理室から職員2名を招きまして、約1時間自主防災組織の普及についての講習を受けました。内容は、環境と災害対応、危機管理体制等の概要、災害時要援護者対策等についてございました。これは各自治会に地域で災害への備えを確立しようと。まずは、自主防災組織の結成に向けての研修でした。今後、自治会のこの組織結成に向けて支援を町ではしていきたいと思っております。

また、町では平成16年の梅雨前線による豪雨等を契機に、高齢者等の要援護者に対する避難支援対策が喫緊の課題として全国に認識されることになり、国より災害時要援護者避難支援プランの作成ガイドラインが公表されております。そして、全国の自治体に今年

度、平成21年度を目途に、このプランを策定するよう要請を受けておりましたが、このたび災害部局と福祉部局が連携のもとに、吉岡町災害時要援護者避難支援プランを策定いたしました。なお、この支援プランにつきましては、8月26日、自治会連合会を初め消防団、民生児童委員、社会福祉行議会、女性防火クラブなどの関係団体の代表者会議を開催しまして、内容等を審議していただいた結果、承認されております。

つきましては、今後、避難プランの実施に向けて、9月の自治会連合会の定例会に制度の説明を行う予定でございます。また、議会にも全員協議会等で支援プランの概要を説明させていただきたいと思っております。

なお、住民に対しましては、今後、町広報やホームページ等に掲載し、広く周知を図っていきたいと考えております。

以上、町長の補足答弁といたします。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） 町ではそういった形で徐々に体制を整えつつあると。自治会の方々もそういう研修会を受けたりしておるといふ説明を伺いまして、これは徐々にこの体制が整いつつあるのではないかなと、そういうふうに認識をしました。ありがとうございました。

次に、改正農地法についてでございますけれども、これは現在、世界的な食料不足に農業の重要性が叫ばれておりますが、過去の新聞記事に、2008年度のカロリーベースではありますけれども、食料自給率は前年と比べて1ポイント上昇し41%になった。そういうことに載っております。2年連続の改善で喜ばしいことですが、しかし、重要なことは、国内生産そのものの強化だと思えます。

昨年は、世界的に穀物相場が高騰し、チーズや大豆油の輸入の減少が自給率を押し上げたからだ、というふうに言われております。自給率が低いより高い方が望ましいんですけれども、それにこだわるのは意味がないともっております。

ことし6月、改正農地法が成立し、年内に実行に移されることになりました。同法は、農地制度を抜本的に見直し、農地の所有から利用促進へと軸足を大幅に移す法改正となっております。改正法案の最大のねらいは、農業への企業参入の道を開くことであります。

改正農地法のポイントとして挙げられますのは、一つに、農地法第1条の目的を見直し、一つは、農地権利者に適正かつ効率的な利用の責務を創設。3、農地の転用規制の厳格化と罰則強化。4、農地を利用する者の確保、拡大。5、農地利用集積円滑化事業の創設。6、農地貸借を促進するための制度見直し。7、遊休農地対策の強化等でありますが、改正農地法が施行された場合、農業と農業経営者、農村社会のあり方はどうなっていくのか、大きな懸念を持っておりますが、農地耕作者主義の原則がこの法では維持されたことの意

味は大変大きく思います。1条の目的で規定されていますけれども、農地についての権利の取得を促進すべき対象が、農地を効率的に利用する耕作者と明記されました。これまでどおり、農作業に常時従事する耕作者であるべきだとする原則が定められたこととなります。

ここで、改正農地法に対する町長のご見解と、今後の取り組みとしては、同法の年内施行までの準備期間において新制度の周知徹底等、町としての対応はどうあるべきか、お伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

改正農地法に対する町長の見解、また今後の取り組み等とはということでございますが、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るため、重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等による農地の確保を図るとともに、農地の賃貸にかかわる規制の見直し、農地の局面的な利用集積を図る事業の創設などにより、農地の有効利用を促進することで農業の活性化が図られるものと考えておるところでございます。そして、遊休農地、不耕作地が年々増加し問題となっておりますが、そうした対策を強化することによって、基盤的資源である農地が農地として最大限に効率的に利用できる。それが地域の担い手育成につながることを期待するところでもございます。

また、改正農地法の施行までの準備期間における新制度の周知等の町の対応ということでございますが、当然、新制度の周知徹底は図っていかねばならないと考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの町長の補足答弁をさせていただきます。

今回の改正農地法、その周知はどのように考えておるかということでございますが、当然、周知の方はやっていかねばならないと思っております。そして、改正農地法につきましては、平成21年、小林議員が言われましたとおり、6月に参議院の本会議で可決いたしましたして成立して、同月に公布されたと新聞でも報道があったところでございます。公布の日から起算しまして6カ月を超えない範囲で政令で定める日から施行されますので、遅くとも改正農地法につきましては12月に施行ということになります。

現在、農業委員会におきましては、今回の改正法に伴いまして新たな役割が当然ふえてくるわけでございますが、農地制度について研修を重ねておるところでございます。そし

て、新制度の周知徹底を図るため、今後、活用する媒体としまして広報、全国農業新聞、農業委員会だより、またポスター、リーフレット等を活用していただくとともに、場合によっては農業者を対象にしました研修会の開催も必要であると考えております。

以上、雑駁であります、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） やはり非常に新制度でございまして、わかりにくい点等ございます。それで、非常に混乱も予想されるようなこともございますけれども、その辺を事務方の方でしっかりやっていただきたいと思っております。

今回の改正、平成の農地改革とも言われておりますけれども、今出てきました農業委員会の役割は非常に大きいと思っております。今回の改正で、農業委員会には、貸借の規制緩和に伴う地域の担い手育成や効率的、総合的な農地利用との整合性の確保、許可後の農地の適正利用の担保措置の厳正執行など新たな役割が加わるにつき、法令業務を中心に事務量のかなりの増加が見込まれることから、実務に精通している農業委員会の事務局長が専任してこれに当たると。そして、さらにそれに伴う予算の拡充が必要と思っております、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小林議員のご指摘のとおり、今回の農地法改正により、農業委員会が果たす役割、責任は、その新たな活動業務、事務量においてかなりの増加が見込まれるわけでございます。そして、新農地制度が円滑に運用されるように専門職員の配置、農業委員会の体制整備の強化についてご要望でございます。

しかしながら、吉岡町では、平成19年度より行政改革の一環として組織機構を見直したところであり、職員数の削減を図っており、職員は少ない人数で頑張っている状況でもございます。農業委員会の体制整備等の強化を早急に対応するわけにはまいりませんが、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） 吉岡町は少ない職員で最大の仕事をしていると、そういうふうなところでございますけれども、担当課には農業委員会事務局長を担当しておりましたり、非常に業務が今でも多いと思っております。その辺のところ、この制度が円滑に運用されるにつきますとは、ぜひそういう人的なことも考えていただければありがたいと思っております。

次第でございます。

改正法は、一般企業が農地を借りて農業に参入する場合の規制を大幅に緩和した。ただ、企業の農業参入には、地域の担い手や集落営農組合との摩擦や、さらには違反転用などへの懸念や農地の集団化や周辺地域の農業の効率化などに支障が生じるおそれもあります。それだけに、参入希望者に対する適正な審査や参入後の農地の監視強化の徹底などについては明確な基準を設けることが必要になるのではないのでしょうか。そのためには、農業委員会や町当局の機能を強化し、実効性を確保し、地域農業の将来像についての腰を据えた話し合いの気運を高めていくことが課題と言えそうですけれども、先ほども一部ご回答いただいておりますけれども、改めて町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げたとおり、この改正がなされますと大分農業委員会の果たす役割が多くあるかと思っております。また、いろいろな面で国の方でも騒がれておりますけれども、政権が変わったというような中においても、また変わったことが出てくるのかなというように思っております。その点に関しましても、先ほど申し上げたとおり、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） それから、吉岡町21世紀のまちづくりビジョンとして、第4次吉岡町総合計画の中で、「人と自然が共生した住みよいまち よしおか」と題して、役場や文化センターなどの行政文化拠点を中心に市街地ゾーン、新市街地ゾーン、工業系ゾーン、緑地ゾーン、そして農地集落地ゾーンとして、五つの地域を設定してまちづくりを進めてきたわけですが、駒寄スマートインター周辺整備、また第4次吉岡町総合計画では、農地集落地ゾーンとして設定しております地域に二つの路線のバイパス工事が進行中であります。一つは平成21年度開通予定の前橋渋川バイパス、一つは平成24年度開通予定の高崎渋川バイパスの完成等、地域の環境整備がさらに進んできますと、当然のことながら企業進出や住宅団地構想も視野に入ってくるのではないのでしょうか。

改正農地法では、農地の転用規制の厳格化と罰則強化とありますが、その中で、現行制度では許可不要の病院など、公共施設を設置する場合でも許可権者の都道府県知事などと協議する仕組みを創設し、また違反転用に対応するため、行政代執行制度を創設するとともに、現行の300万円以下を1億円以下に大幅に引き上げるなど、罰則を強化しております。

新制度のもとでこれからの企業誘致計画との整合性はどのようにでしょうか。町長のご見解を

お伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 最後の4番の質問でよろしいでしょうか。（「はい、それともう1点、ちょっとお伺いしたいところがございます」の声あり）

それでは、改正農地法と企業誘致計画との整合性とはということでございますが、高崎渋川線バイパス工事、駒寄スマートインター周辺整備を初めとする幹線道路の整備は、企業が進出する主な要因でもあります。吉岡町は豊かな自然環境に恵まれており、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図りつつまちづくりを行い、農地の保全にも努めておるところでございます。

そうした中、町では、まちづくりを進めていくために総合計画がございます。そして、総合計画に基づき、町の都市計画の基本的な指針なり今後の土地利用等の方針を示しているところでもあります。都市計画のマスタープランでございます。現在、吉岡町は第4次総合計画に基づきまちづくりを進めており、土地利用については、マスタープランに基づいて進めておるところでもございます。企業誘致計画との整合性は図られているものと考えているところでもあります。

議長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7番（小林一喜君） これから第5次総合計画も作成にかかるんだと思うんですけども、相当状況が変わってきておりますので、その辺の見直しをする必要もあるのではなからうかと、こういうふうに思っております。これは状況、また先ほども出ましたように、政権が交代いたしますと、その先はまだはっきりは見えてこない状況でございますけれども、その都度、町の対応をよろしくお願いをしたいと思っております。

もう一つ、最後に1点お願いしたいんですけども、それは駒寄スマートインター周辺整備に関連しているんですけども、これも今の新改正農地法とも関連もするんですけども、去る8月27日に岩・町議会議長あてに溝祭自治会、大久保寺上自治会、大久保寺下自治会の3名の自治会長さんの連名で、駒寄パーキングに大型車まで乗り入れのできるETCインターチェンジの早期実現に向けての陳情書が提出されました。その中で、早期実現に向けて、地域はもちろん町を挙げて運動を展開されるよう陳情いたしますとありますが、このことは、吉岡町の農業、商業、工業にとって、さらには榛名、赤城、広域的な見地に立って、その経済的な効果は計り知れないものがあると思うんですけども、その辺のところを、最後に町長のご見解をいただきまして、終わりにしたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 小林議員の方から、今のETC周辺をどうするかというところでですけども、今までどおり大型車が乗り入れできるよう努力をしていくつもりでございます。今いろいろな面におきまして、国の方の施策がどう変わってくるかということはさておきまして、町は町として、今までどおり、あの地域に大型車が乗り入れできるよう施策をとっていききたいというふうにも考えております。

ぜひとも、議員の皆様方のお力をかりて、どうにか東の玄関は今の状況ではできるといふことでですけども、今度は南の玄関をあの地域にということ、町民皆様、そして議員さんともども頑張っていければというふうにも思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 小林議員。

〔7番 小林一喜君発言〕

7 番（小林一喜君） 自治会長さん連名の陳情書、非常に重く受けとめていただきたいと思っております。そういう形で、町長の常日ごろからの話も含めまして、私も了解をしておきたいと思っております。

時間をちょっと残してしまいましたけれども、執行方の本当に簡明なご答弁いただきまして、早く済みました。これで私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議 長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、小林一喜議員の一般質問が終わりました。

次に、2番小池春雄議員を指名します。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2 番（小池春雄君） 通告に従いまして、4点ほど質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、緊急雇用創出基金事業、それとふるさと雇用再生特別基金、これについてお伺いをするわけでありますけれども、質問の段階では、吉岡町では要望を行っていないけれども、どういう考えかということで予定では出しておきましたけれども、9月議会が始まりましたら予算の中にそれが含まれていたということでちょっと安心はしているんですけども、私はこの件について6月議会でも質問しております。昨年のサブプライムローンに端を発した経済危機によりまして多くの失業者が出ております。町の企業ではそのような企業はないようだが、吉岡町に住む人たちはその影響を受けて困っている人たちがいると思うので、緊急雇用創出事業資金3,000億円に地域活性化経済対策臨時交付金と一緒に追加されたので、県に申請をすべきとの立場から質問をしております。

相談窓口の開設を求めたわけですけども、「町は商工会に委託推進事業として職業無料紹介事業を行っております。中でも、商工会の経営士等による会員企業の訪問及び企業

情報を集めた結果、雇用の拡大に努めて成果を上げてくださっています」という回答があったんですけども、この時点で、私は、町は何か勘違いしているんだなというふうに思っていました。今回の雇用創出事業の正しい認識はなかったのではないかとこのように思っております。私は、この経済危機の中で、解雇、失業などによって困っている町民がいると思われるので、相談窓口を設けて実態調査を行い、吉岡町では今回のこの事業によりどのような対応ができるかを検討するべきであったと思います。私は、6月の議会では、そのような相談窓口を設けて実態調査をすべきだというふうに質問しましたが、これには回答がありませんでした。

私が思うには、群馬県の市町村の採択状況が新聞報道にありました。吉岡町はこの事業を行っていない数少ない町に該当していました。これではいかんということで、そこで、それこそ本当に町は緊急に考えて提出をしたものだというふうに思っておりますけれども、これはいかがだったでしょうか。確認をしておきたいと思います。

そして、今回の一般会計補正予算で645万円となっております、事業採択されているわけでありまして、県は、最低、町村においては1,500万円の雇用創出を考えてほしいというふうに言っております。我が町は今回その半分にも届かない数字でありますけれども、これはどういうことであったのかということをお尋ねをし、確認をしたいと思います。私は、この現状にかんがみまして、少なくとも3,000万円ぐらいは十分に考えられるというふうに思うのでありますけれども、これについて、今後、町がどのように、終わったわけではありませんから、本当に考えればそのようになるとは思いますが、どう考えているかをお尋ねをするものであります。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池議員に答弁させていただきます。

雇用創出基金事業の2基金のうち、ふるさと雇用再生特別基金事業について、その対象となる事業の開拓を検討してきたところでございますが、対象条件に見合う事業がなく、要望するまでは至りませんでした。また、緊急雇用創出基金事業につきましても、同じく対象条件に見合う事業について開拓検討してきたところでもあります。過日の新聞報道において、群馬県における市町村の二つの基金についての採択状況で、吉岡町はその時点で対象条件に見合う事業が開拓できずにおったところでございますが、このたび、10人の雇用を確保できる計画、体制が整ったところでもございます。そして、予算措置につきましても、補正予算で対応すべく9月議会に計上させていただいているところでもございます。

県は、年度内には、市は最低3,000万円、町村につきましても1,500万円の雇

用創出を考えてほしいという目標値を示しておりますが、雇用創出事業について、今後も対象条件に見合う事業が開拓できるのであれば、これを機に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の方の、若干でございますが、補足答弁の方をさせていただきます。

先ほど町長答弁でありました緊急雇用創出基金事業につきまして、今回10人の雇用を確保する体制が整いまして、広報あるいは町のホームページで希望者の募集を行っておるところでございます。応募対象者につきましては、会社の業績悪化等によりまして離職を余儀なくされ失業の状態にある人でございます。今回、道路の除草作業、そして水路の泥上げなどの維持管理作業、明治・駒寄小学校の校内見回り指導員ということで、3事業を計画したところでございます。今後、関係各課にも問い合わせまして、対象条件に見合う事業が開拓できるのであれば引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） まず、お尋ねをしますけれども、先ほども第1質問でしましたけれども、ちょうどこのときには確かに三つの事業があったんです。これは皆さん、混同もあったのではないかなと思うんですけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事務事業があって、そのほかに緊急雇用創出事業というので、緊急雇用創出事業臨時特例基金というのがある、それとふるさと雇用再生特別交付金という、これはその後からついてきたものなんですけれども、これは20年度の補正であったんですね。補正であって、そしてまた21年度に新しくまた出た基金もあるんですけれども、私はそのときの町の認識が全く薄かったと、三つもあったものですから、認識としてしっかりとらえていなかったのではないかなというふうに思っているんですよ。確かに、県からの照会もあったかもしれないけれども、やっぱりアンテナが低くてわからなかったという部分があるんじゃないかなと思うんですけれども、実際、どうですか。もう一度確認しますけれども。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 三つのそういった雇用創出の事業があったということでございますが、

産業建設課の方で、その担当窓口の方をさせていただいているわけなんですけど、雇用創出事業につきまして、各課に雇用創出に対しての事業、何か開拓できるかと問い合わせをしたところでございますが、なかなか対象事業に見合う条件がないということで要望がありませんでしたので、県の方には要望を見合わせておったわけでございます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 私は6月議会の中で話したんですけども、町長、質問の中で、アメリカのサブプライムローンに端を発して、日本国じゅう相当な人数の派遣切りがあったり、首になったり、要するに雇用破壊があったわけですよ。これは吉岡町の企業では少なかったという回答は得たんですけども、当然、これは日本じゅうであるわけですから、吉岡町の町民が渋川へ行ったり、前橋へ行ったり、高崎、いろいろなところに勤めているけれども、そこで派遣切りに遭ったりして雇用の機会が奪われた人は必ずいるわけですから、私はその調査をすべきだというふうに言ったんですけども、これも全くしなかったんですよ。この調査をしていれば、どういう人たちがどのような形で失業しているかという実態がつかめて、そうしたら、その人たちに対してどういう手が打てるのかと、初めてそこで出てくるんですよ。

でも、さっきの課長の回答を聞いていると、そういう制度があるというので、いろいろなところに流したと。じゃあ、その流された人たちというのが、このふるさと雇用の再生特別交付金あるいは緊急雇用創出基金事業というものがどういうものなんだと。そして、今のこの吉岡町、これは日本全体ですけども、吉岡町の状況を見ても、そういうことで仕事にあぶれている人がいるのではないかと、何とかしてあげたいという差し迫った緊張が役場全体になかったんじゃないですか。あればそんな間の抜けたような、みんなに聞いたけれどもありませんでした。そんなばかげたことはないんですよ。

どうですか。だれが答えてもいいけれども。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、小池議員の方から町に、調査して、今言った失業した人を調べて、こういう事業がありますから、やればよかったんだというご指摘を受けましたけれども、町として、調査をするということをしなかったのは事実でございます。そういった中におきまして、今言った、今失業率が5.何%だとか言っておりますけれども、町の方にいろいろな情報を寄せてくれる、各課に一応命令はしておたんですけども、そういったことが一つも入ってきていなかったということが事実ではあります。そういったことで、町が、今言った仕事をしなかったと言われればそのようなことでしょうけれども、結果的にはそ

ういうことで判断されればそういったことになるかと思えますけれども、町は町として、そのときの時点ではやったということでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、この時点で、隣の榛東村は4月の予算のときに申請しているんですよ。それでも、その時点で四つの事業を採択しているんですよ。四つの事業を採択している。それぞれの市町村がありますけれども、この時点で、7月の状況が新聞報道であったわけですが、渋川市で6,400万円、榛東村で880万円ですよ。吉岡は今回、遅くなって、6月、新聞に出てから慌ててやったんでしょうけれども、慌ててやったら出てきたわけですが、甘楽町でも2,900万円、これは玉村でも2,900万円、水上町でも2,900万円、板倉町でも2,500万円というふうに、お隣の渋川市だって事業採択10件ですよ。それで、吉岡町はこの時点でゼロなんですよ。

真剣に取り組んだところはどういうふうに取り組んだかということ、本当に地域の市町村それぞれの自治体のやっぱりそこに在住する、派遣切りというのは日本じゅうであったわけですから、吉岡にはなかったわけじゃないですから。吉岡から表へ出ている人はそういう方もいるわけなんですよ。今、吉岡町でハローワークに行っている人が一人もいないなんて、そんなことはあり得ないので。それぞれの自治体が、一人でも多くの雇用を生み出そうと、職員が全体で仕事探しをしたと。どういうことがあるかなと。一生懸命やったところはそういうふうにはやったんですよ。

だから、吉岡町で、今回のこの二つのふるさと雇用再生特別基金というのはこういうものだ、そしてまた緊急雇用創出事業はこういうものと、そういう失業した人たちのためにこういう仕事があるんじゃないかということで、皆さんがどういう書類を回したか知りませんが、この中身をみんなが、職員がそれぞれ承知をして、そして本当に庁舎の職員が一丸となって失業者のために一生懸命やったかどうかということを私は問うているんですよ。本当にそういう危機意識を持った上でやったかどうかということをおっしゃっているんですよ。どうですか。担当の課長でしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいまの小池議員さんのご質問に対しまして、改めて認識が甘いところがあったという事実は否めないところでございます。今後、雇用創出に関しましては、認識を改めまして積極的に取り組んでまいりたいと、このように担当窓口の課長としまして考えておるところでございます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言 〕

- 2 番（小池春雄君） 今回、645万円という数字は補正で出てきましたけれども、やはり実に少ない数字だと思うんですね、一生懸命この基金の中で活用しているところから見ると。ここは、吉岡は割に少ないんじゃないかと思う人もいるかもしれませんが、前橋では1億8,000万円という額ですよ。渋川市で6,400万円ですから。お隣の榛東村だって884万1,000円の事業を採択しています、これはその時点で。もしかしたら今はもっとふえているかもしれません。この件は、全く金は国から来る金ですから、町で持ち出す分というのはないわけですから。そういう意味では、そして、県でも、市町村は1,500万円、でっかい町もあれば小さい町もある、でっかい村もあれば小さい村もある。そういう中で、これは事業が多ければ多いほど、臨時的でありますけれども、今、職を失っている人は助かるわけですから、私はぜひとも、今、課長からそういう前向きな答弁はありましたけれども、少なくとも、割り当てられた1,500万円じゃなくて、3,000万円ぐらいを目途に、これは吉岡にすぐ失業している人たちに雇用の場を与えるわけですから、そんなに難しい条件じゃないですから。そのぐらいの努力はしてみようと、頑張ってみようと、全体の奉仕者として。職員というのは、公務員というのは奉仕者ですから、町民に対して奉仕者ですから。困っている人がいるから、そういう人たちのために、よその町村でも1人分でも多くの雇用を生み出そうと全職員が一生懸命探したというところもあるんですから。まだ期間はありますから、そういう人たちの立場に立って、役場にいる職員全体でもみんな考えて何とかしたいというふうに、努力をしてみたいというふうに思いますか、どうですか。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔 産業建設課長 栗田一俊君発言 〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今後、雇用創出、いかにしたら生み出せるか、担当課長としまして、一応努力はしてまいりたいと思います。そして、今回、645万円という雇用創出、開拓させていただいたところでございますが、そして3事業、10人の雇用創出ということでありまして、ちょっと私個人的な考えでは、ちょっと今までゼロだったものが600何万円、ちょっと前進したかなと。さらに前進するために今後努力してまいりたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言 〕

- 2 番（小池春雄君） 私、努力しようというふうに、そういう気持ちになってくれるんですけども、それでも、なかったものが645万円になったんだから、いいんじゃないかという、そういう考えを聞くから黙っていらなくなるんですよ。お隣の榛東村でさえも当初予算の時点で880万円も出ているわけだから。吉岡にないということはないんですよ。そう

いうふうに見てください。お隣の渋川市では6,400万円ですから。町が持ち出す金はないんですから。そっくり来る金ですから。そういうふうに思えば、だって、いろいろ考えるんですよ。これは職業訓練なんかもあって、今、失業者がいて、職業訓練をするというための金も出るんですよ、職業訓練でも。そういう制度ですから、活用次第でどうにでも活用できるという制度ですから、もう一度、先進地事例を学んでやっていただきたいということをお願いをしておきます。

続きまして、2点目であります。

2点目につきましては、町内業者の育成の立場で分離発注も考えられますか。あるいは参加資格要件などを改善緩和すべきだと思うが。ということで通告をしておきました。

決算特別委員会でも指摘がありましたけれども、景気低迷によりまして民間事業も公共事業も減ってきております。町内業者は出てくれば間違いなく税金というものは町に支払う、このことは皆さんご承知のことだと思います。景気のよいときならいざ知らず、100年に一度と言われる経済不況の中で、企業の努力は言うまでもありませんけれども、町の業者を守り育てていくのは一つ行政の責任でもあります。さまざまな改善の方法がありますけれども、指名参加要件の緩和であるとか、一抜け方式というようなものもあるようですけれども、さまざま、そういう立場に立てば考えられるのではないかというふうに思います。

町長も決算の中では、そういうことは何とか考えてみたいというようなことを言っておりましたけれども、ぜひとも、今本当に町の業者、困っている人もたくさんいると思います。そういう中で、町の公共事業がよその町村から来てみんな持っていかれるということはあるべく避けたい。でも、今ある条件の中だとそういうことも可能になわけですから、しかし、法を犯してまでそうすべきだという考えはありませんけれども。その中で工夫をして、何とか町内業者、地元の業者が仕事を確保できるような制度改善をしていただきたいというふうに思っています。

それは言ったからすぐできるというものとは思いませんけれども、こういう時代だからこそ、皆さんがぜひとも知恵を絞って、そういう形を見いだしていただきたいというふうに思いますので、その決意を示していただければいいかと思えますけれども。また、方法があれば方法も示していただきますけれども。そういう決意を示していただければと思えますけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池議員さんの質問にお答えをいたします。ちょっと長くなるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

景気低迷による民間・公共事業が減る中、町内業者育成の立場で請負契約入札制度の改善をすべきということですが、地方自治法第203条により、契約は一般競争入札を原則としております。指名競争入札、随意契約または競り売りは、地方自治法施行令第167条等で定める場合に限り行うことができるものであります。本町の入札については、吉岡町条件付き一般競争入札実施要綱、吉岡町建設工事請負契約業者選定要綱などにより実施することにより、競争性、透明性の確保が図られ、町民の理解が得られてきたと思っておりますけれども、景気悪化による雇用不安等がある中で、町内業者育成を図るべく、要綱の改正及び参加資格要件の改善、緩和を行っております。

ことし6月には、業者選定要綱の一部改正を行い、区分等級Cランクの業者へは発注金額で1,000万円未満の請負工事であったものを、発注金額1,500万円未満と引き上げてございます。また、吉岡町建設工事にかかわる共同企業体取扱要綱の一部改正を行い、特定建設工事共同企業体の対象工事規模の額を、建築一式工事では入札制度審査委員会委員長が必要と認めた場合でも2億5,000万円以上であったものを、特別な理由があると認めた場合には1億5,000万円に満たない工事でも共同企業体を組めるようにするなど、町内業者が以前より入札に参加しやすいようにいたしました。

これにより、ことし8月6日入札、駒寄学童保育施設工事、道の駅「よしおか温泉」新設工事など、共同企業体での参加ができるものです。なお、参加要件も緩和し、総合査定値も低く設定しております。

また、分離発注は1件の建設物の工事を工種の違いによって一定の工種ごとに行う発注であり、例えば一つの建設工事を電気・空調の設備関係と具体部分の工事を分けて発注する場合などもあります。分離して発注することにより、設計金額も下がり、指名参加の要件も緩和され、受注期間もふえると思っております。町内業者の育成の観点からの分離分割発注等も検討しております。道路改良工事、配水管布設替え工事等で延長が長くなったことにより、設計金額が上がった場合など、分割して発注すれば中小町内業者の受注機会もふえることになるので、検討したいと思っております。

また、一抜け方式というものでございまして、町では、平成21年度の吉岡町ごみ収集運搬業務委託は西部地区と東部地区に分割して入札を行い、初めの入札で落札した業者は、次の入札に参加できない取り決めとしておきました。この一抜け方式を例えれば、道路改良工事等で工事が重複しており、限られた工事期限内の施工を実施する工事で、複数の工事が同時発注となる競争入札につきましては検討してまいりたいと考えております。

入札制度につきましては、競争性の確保、透明性の向上に努め、かつ町政に対する信頼も確保しなくてはなりません。この経済不況の中でありますので、今後も町内業者の育成と町の経済活性化に向けて取り組んでいきたいと思っております。そうすることによ

って、ひいては町税の増収にもつながると考えております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 大変、町も考えてよい方向に進んでいるんだということが確認をできましたけれども、ぜひともそんなような形でやっていただいてほしいのと、やっぱり、町がそういう改善をしましたよということ、またその改善されたということが一定の力を持っている業者等はあるんでしょうけれども、また割に力のない小さい業者等、改善されたところという部分が、今までもうだめだというふうに思っていた人が、そういう人たちも可能性が出てきたという部分もあるわけですから。そういうこともぜひとも周知できるような方法をぜひともしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

続きまして、3番目でありますけれども、都市公園的整備というふうに出しておきましたけれども、吉岡町には公園の数が少ないというのが現実だと思います。町長のマニフェストの中にも、ミニ公園の整備とかというのがあったというふうに思うんですけれども。私はぜひとも、人口が3,000人から5,000人くらいで、そのくらいで1カ所ぐらい、そして日常的に老いも若きも利用できるような公園、そしていざ災害があったときにはそこが避難場所になれるような公園がやっぱり望ましいのかなというふうに思っているんです。

都市計画なんてすると、割り出された、前橋の方によくありますよね、一定の面積を持った公園があるんですけれども、あんなのがやっぱりいいんじゃないかなと。ああいうところというのは、防災機能、避難場所なんかの指定もされていますよね。お金のかかることなんですけれども、年次計画で、その地域、地域に小さい公園も必要なんでしょうけれども、町にはそういう形での公園がないですよ。上野田ですか、小井戸住宅の上にあるのと、役場のここにあたり、あとは河川敷、公園と言っている何かわかりませんが、そういう感じなところになってしまうものですから。ぜひともそういうものを年次計画で、これは多額な金を要しますから、言ってすぐできるものじゃありませんけれども、やっぱり、年次計画で町の方角性としてそういうものをつくっていくんだということを考えていくべきだというふうに思いますけれども、それについての町長のまずは見解を伺いたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

吉岡町には公園の数が少ないと思う。1,000平米程度の公園を整備すべきと思うという見解だと思います。

都市公園の整備ということでございますが、地域住民の憩いの場として、また触れ合いの場として、子供たちの遊び場となるような身近な公園、ミニ公園の設置につきましては、私のローカルマニフェストにも掲げておるところでございます。

先般、6月、7月にかけて開催させていただきました町政懇談会におきましても、子供たちの遊び場となるような身近な公園の設置要望がございました。しかしながら、都市公園としての技術的な基準に適合するような身近な公園は、現在のところ町にはございません。ミニ公園と言え、設置にはまとまった面積の土地が必要であり、そして整備に要する費用も、財政が厳しいなどなかなか思うようにいかない状況でもありますが、都市計画マスタープランの公園、緑地の整備方針でも、身近な公園、緑地の整備を図ることを示されております。地域住民の触れ合いの場として、子供たちの遊び場となるような身近な公園を整備していくことについて検討する必要は感じておるところではございます。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまのミニ公園の整備ということで、町長の補足答弁の方をさせていただきます。

平成20年10月に開催いたしました吉岡町の総合計画アンケート設問設定にかかわる住民のワークショップでございますが、7班編成で、そのうち5班においてミニ公園、身近な公園の設置要望がございました。また、同年の12月に実施しました吉岡町総合計画アンケートにおきましても、生活環境の満足度と重要度の設問で、町政座談会の方でも説明させていただいたところではありますが、身近な公園の整備の不満率が37.1%と4番目に高い値を示しておりました。このような身近な公園の設置要望が多いわけですが、町長答弁にもありましたが、現在、町には都市公園というものは設置されてございません。

都市公園法によります身近な公園は、ちょっと専門的になってしまうんですが、住区基幹公園の中の街区公園と近隣公園であると思われ、これらの都市公園の技術的基準でございますが、主として街区内、自治体内と申しましうか、吉岡版にかえれば、自治会内と申しましうか、及び近隣に居住するものが容易に利用できるように配置し、その面積はそれぞれ0.25ヘクタール（2,500平米）、2ヘクタール（2万平米）を標準として定めることとされております。また、双方の公園とも、小池議員ご指摘のとおり、防火、避難等、災害の防止に資するよう考慮することとおるわけでございます。

また、地域住民の触れ合いの場として、子供たちの遊び場となるような、そして災害時の避難場所としても利用できる身近な公園を都市的公園として整備することについて検討

の必要性は感じておるところでございますが、まず公園及び公園類似施設、吉岡町には数カ所あるわけなんです、その実態調査と、都市計画マスタープランに基づきます公園等の整備方針の確立が必要ではないかと思っておるわけでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） ぜひとも、人口もふえていますし、「これから住むなら吉岡」と言われるような町にするには、やはり公園というのはどうしても欠かせないものであると思いますので、引き続き公園の整備にはそういう意識を持って取り組んでいていただきたいというのを要望しておきます。

続きまして、最後になりますけれども、4問目の保育園の待機児童問題であります。

3月議会で質問しているわけでありまして、その後、どうなっているかと。改善結果と現状の取り組みはどうなっているか、今後の方針を伺いたいということで質問を出しております。この件について質問し、そしてまた、さきの決算委員会でも「待機児童はゼロです」との回答でした。本人の都合もありましょうが、町で対応し切れず、管外で措置をされている人が30名近くいるようであります。

現在は、本来の定数定員に対しまして、緊急避難ということで125%というのがプラス、たしか国が125%というものを認めております。これは決して、緊急避難ですから、本来の姿ではありません。それでも全国には現在2万5,000人の待機児童がいるというふうに言われておまして、大きな社会問題にもなっております。

3月議会の中で、町は第六保育園の建設を視野に入れた検討を現在しているという回答がありました。これは本当にどのような検討がなされたのか。そして、その検討結果はどうなっているのか。そして、町の今後の進むべき対応策、これはどうなっているのか。というのは、先ほど言いましたように、あくまでも125%というのは緊急避難ですから、本来は吉岡町には、これまで町長が回答しておりますけれども、定員は450人だと。そして、国が125%までいいよというふうに言われて、それが561人だということですから。やはり、この数字から見れば125%、最大緊急避難だから今間に合っているんですけども、本来の定数から見れば、全然、100何十人が足りないのは事実なんです。それはやっぱり何とか解消しなければならない。そういう中で、町がそういう回答をしたのではないかというふうに思いますけれども、非常に今心配しているところは、会議録を見てもらえればわかりますよ、ことしの3月に斉木課長が「そのことは6番目の保育園の建設も視野に入れて検討を現在しております」という回答をしていますから。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池議員さんから、保育園の待機児童の問題についてですが、3月議会以降の改善状況と、そしてまた、ただいま第6園の検討はどうなっているんだということでございます。

吉岡町では、若者の定住が増加している傾向から、新生児の増加率が高いと説明してきたわけでありましたが、過去のような高い増加率より陰りが見えてきたような気がいたします。そうした中、保育の現状を申し上げますと、ただいま議員さんがおっしゃったとおり、現在、町内には5園が運営しており、定員では延べ450人となっておりますが、保育室の認可面積等に余裕がある場合は最大で125%まで受け入れる許可となっております。8月現在546名が入園しております。その他、近隣市町村にも保育の委託をしております。これは園児の送迎等の都合により、保護者の勤め先の近くまたは実家の近くの保育園などを希望したためでもあります。こうした方が約23名おります。問題の待機児童は改善され、現在のところはありません。そういった中におきまして、今、第6園ということではございますが、今のところ検討はしておりません。

以上です。

小池議員さんのご質問に対して、健康福祉課長より補足答弁をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 小池議員さんの質問に町長の補足答弁をさせていただきます。

児童数の推移なんですけど、平成21年4月1日現在のゼロ歳児の前年対比は210名に対して今年度は183名です。率でいいますと87.1%でございます。ゼロ歳児から5歳までの対比は、前年1,313名に対して1,275名で、率で97.1%でございます。先ほど町長が申されたように、過去のような大幅な増加が続くようなことはないように思われます。そうした中でありますが、許可の範囲でありますけど、大幅に定員を超えて入園している現状でありますので、現在、大久保の第5保育園が定員は60名でありますけど、これを30名増員することで具体的に検討を行っているところでございます。

大変雑駁ですが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） 先ほど、町長から検討はしていないという話だったんですけども、これは3月の時点で斉木課長が長期的展望の対応では6番目の保育園の建設も視野に入れた検討を現在しているんだと、こういうふうにご答えているんですよ。だって、そういうふうにご答えている。現在検討しているというのだから、だけれども、していないという話になる

と、ちょっと話が全然違ってきてしまう話なので。じゃあ、本来は検討もしていないのに現在検討していると、うその答えをしたんですか。そんなことはないと思うんですけども。第6の保育園を検討している。それで人口もふえているし、ということも言っていましたし。今は緊急避難だと。だから、当然足りないんだということを言いながら、そういう回答をしているんですよ。

私がなぜ今こんな質問をするかという、ご存じだと思うんですけども、国は今待機児童ゼロ作戦というものをやっているんですよ。これは補助率も高くなっているんですよ。国が待機児童ゼロ作戦というものを立てて、そして今度は県に安心こども基金というものを創設して、ここから金を出しますよと。これが2分の1補助なんですよ。だから、今するのが、今がチャンスですからというので私はそういう質問をしたら、課長はそういう答弁をしたんですよ。それがまた、検討はしていませんという話になってしまうと、全然話にならない話になってしまうんだけども。ちょっとまとまった話をしてください、わかる話を。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 3月定例会のときにはいろいろな面で子供の伸び率が大幅にふえてきたと。平成13年度から毎年4%の伸びがあったということでございます。平成18年、19年度は横ばい状況になったということでございます。平成20年度はまた4%の伸びになりましたが、どこまで伸びるかわからない不透明さがありました。そういった中におきまして、ここにきて幾らか伸び率が削減されてきているのかなというようなことの中におきましては、今、第5園のところで30名ほどの増員を予定した新築工事を予定しております。そういった中におきましては、そういったことができることによって、6園は検討するところにも入らないかなというようなことで、今のところは推移を見ながら慎重に審議していくということで、今のところは審議していないということが現状でございます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、つい半年前ですから。3月だから、今9月、ちょうど半年前なんですよ。そのときに斉木課長は、平成20年度に一つの保育園の定数を、今言われたように、30人増員してきましたと。引き続き、現在でも一応保育園の定数を増員するように協議を重ねているところでありますと。この30人を作って、それからまた、もう一つまた、定数を増員する協議をしている、また一個つくるという話をしているんですよ。そして、長期的展望の対応では6番目の保育園の建設も視野に入れた検討を現在しておりますと言っている。ただいま町長言ったことは、平成20年にやったのは、それは事実として押さ

えて、そしてことしはまた新しい教室をふやして対応していますと。それでもまた足りなくなるので、今また第6の保育園の建設を視野に入れた検討をしていると、こういうふうに言っているんですよ。

だから、斉木課長が勝手な思いつきで言った話ではないと思うんですよ。きっと、恐らくちゃんとその中で話をした中で出てきたから、私は、だから今はこういうチャンスだし、だから先ほども言いましたけれども、吉岡町は、子供は減っていないんですよ、人口がふえていますから。それで、今が緊急避難なんですよ、25%というのは、先ほども課長言いましたけれども、546人でしょう。でも、吉岡町の定数というのは450人ですから。大幅に100人以上、上回っているんですよ。無理やり突っ込んでいるんですよ。だけれども、無理やり突っ込んで、それこそいっぱい突っ込んで、だけれども、いっぱい詰め込んだら保育料幾らか安くなるかと思ったら別に安くなるわけじゃないんですよ、いっぱい詰め込んだって。

だから、本来の姿にそれを戻すという意味で、そういうお金もある、国も用意しているんだから、それを使えば私はできると思うんですよ。それはやっぱり何とか、町長、本来の、緊急避難が、揮発油税の暫定税率じゃないけれども、暫定がそれこそそういうふうに30年も40年も続いていってしまうというのはやっぱりおかしな話なので。緊急避難というのは緊急的ですから。一時避難というわけにはいかないの。それはやっぱりその解消のために、私は人口がまたどんどんどんどん、右肩下がりで減っている町村であればそういうことも考えられるでしょうけれども。吉岡町はありがたいことに人口ふえていますから。そして、住む人たちが希望を持って、吉岡の保育園だったら本当にゆとりを持って預けられますよという保育園も必要ですし、これも今、日本全体的な景気低迷によりまして、子供を預けるところがないので働きに出られないという人も大変多くいるようです。そういう人の立場に立てば、やっぱりそれはその方向でやっていくべきと思うんですよ。緊急避難じゃなくてね。完全に現状でも100人以上足りないんですから、それを押し込んでいるわけですから。これの改善というのは、だから国がそれを改善しますと。今回の政党もそうですよね。ありとあらゆることを考えて、子育てママの支援もしますよと、待機児童の解消もしますというふうに言っているんですから。私はやっぱり話をもとに戻して、このとき斉木課長が言ったように、やっぱり本当に検討を始めてそういう方向に進むべきだというふうに思うんですけれども。これも最後になると町長の見解ですよ、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 3月議会での第6の保育園については、3月議会で答弁しておりますが、

今後の園児の増加の動向が不透明ということに相なりますと慎重に対応していかなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、慎重ということは大事なんですけども、今がだって、町長、六つの保育園に100名も。100人、これを125%で皆さん押し詰めているわけですよ。少なくともこの改善をしないではないでしょう。これはがくと減るということであれば。でも、今の考えですと、125%のまんま、定数をそのまんま、何とかだましながらいくべという考えに見えるんですけども。やはり本来の、緊急措置じゃなくて、定数に見合った、その中に何とかしていこうというふうにやっぱりしていくべきじゃないんですかね。私はやっぱり、125%、国が認めているからいいんだと、そんなんじゃなくて、やっぱりその中で吉岡町はやっていくというのが、やっぱり親御さんたちが安心して子育てができる町だというふうになると思えますので、ぜひともその辺を検討していただきたいと思えますけれども、どうですか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この園のことについては、吉岡会というような会もございませう。そういった会ともいろいろな面で相談しながらまた調査研究をしていきたいと思えます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 私もそれ以上の押し問答をする気はございませうから、町長のマニフェストにもありませう。やはり、住民との契約というのは、これは大変大事なことでございませうから、そういう立場に立ちまして、ぜひともそういうお母さんたちの要望にこたえられるような、町長、こたえられるような政策をぜひともお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は午後1時です。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩寄幸夫君） 昼食休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩寄幸夫君） 6番田中俊之議員を指名いたします。

〔6番 田中俊之登壇〕

6 番（田中俊之君） 6番田中です。議長の通告により一般質問をいたします。

最初に、駒寄インターのアクセス道路の早期着工についてです。

駒寄スマートインターは、平成16年から、普通車、軽自動車のみの特急（イーテック）登載車両が24時間利用できるインターとなりました。平成18年より全国初の100万台を超え、現在では1日平均5,000台の利用台数があり、日本一の実績を保ってきております。駒寄インターを利用する主な原因は、東京、新座料金所まで100キロ以内となる好立地条件の地域にあり、通勤、商用、観光等々、人や物流のための利用車両が多く、前橋インターや渋川インターを利用するよりは利便性が高いことであります。また、平成22年4月に開通予定の国道17号前橋渋川バイパスも着工されており、さらに利用台数が増加することも予想されます。現在、土日・祭日は1回1,000円の通行料金制度も開始しているように、通行車両もふえております。

一日も早く大型車が通行できるインターを望みます。インター周辺道路を整備し、アクセス道路の整備着工と完成が期待されます。特に隣接地の榛東村においては、自衛隊の駐屯地があります。天災による災害復旧への派遣対応やテロ等による有事に即応するためにも、駒寄インターを利用し、隊員や車両、物資等々を現地に送り、人命や財産を守るためにも駒寄インターを利用しての活動は時間短縮の点においても有効であり、駒寄インター周辺道路の整備やアクセス道の早期着工が必要であります。しかし、現在では、駐屯地の正門から前橋インターまでは11.5キロあり、渋川インターへは9.1キロあります。駒寄インターへのアクセス道が未着工のため、関越自動車道の狭い側道を通ると7.2キロもあるのが現実です。どのインターまでも道路が狭い上、通行車両が多く苦慮する点多々考えられます。

これらの点から考えても、駒寄インターは早期に大型車が利用できるように着手する必要があります。町は地権者への説明や土地買収の交渉、そして駒寄インター周辺の土地利用への計画はどのように進捗しているのでしょうか。町長にお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 駒寄ICの大型車利用の早期実現について答弁をさせていただきます。

田中議員の質問にお答えをいたします。

駒寄スマートインターの大型車利用の早期実現に向けて周辺道路の整備やアクセス道路の早期着工が望まれておるところですが、インター周辺の土地利用の計画はどのように進捗しているかとのことでありますが、周辺道路、アクセス道路の整備につきましては、町の事業として大久保南下線、道城原中線の2路線について整備を行っており、県道事業として、南新井前橋線バイパスを整備中でもあります。また、インター周辺の土地利用の計

画につきましては、吉岡町総合計画に基づき吉岡町都市計画マスタープランに沿って進めておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの町長の補足答弁の方をさせていただきます。

駒寄インターの周辺道路あるいはアクセス道路の整備につきましては、町長答弁にもありましたように、吉岡町におきましては、まちづくり交付金事業で大久保南下線を吉岡バイパスより駒寄パーキングまでの間670メートルを整備いたしました。この大久保南下線につきましては、平成20年度、整備の方を完了しております。そしてまた、道城原中線、関越側道と通称呼んでおりますが、平成21年度、完成いたしまして、約550メートルを整備中でございます。これは8月に発注させていただいて、先般、議会の方の議決をいただきまして施工しておるところでございます。

また、県道事業といたしまして、一般県道南新井前橋線バイパスを主要地方道の前橋渋川線、通称吉岡バイパスからであります。主要地方道高崎渋川線まで約1.8キロメートルの区間を平成19年度に事業化いたしまして、吉岡バイパスから関越自動車道交差点西午王頭川までを第1期工区とし、県渋川土木事務所にて施工中でございます。そして、この事業につきましては、平成24年度完成を目指して整備中でございます。その後、第2期工区でございますが、関越自動車道の交差点西午王頭川から主要地方道高崎渋川線までの間1.04メートルを整備していく予定で進めておりますが、この2期工事分につきましては前橋土木事務所管内になるかと思っております。それにつきましても、関係地権者などへの説明会等のスケジュールにつきましては、1期、今やっております工区の事業進捗状況を見ながら行う予定でありますので、まだ具体的な日程の方は未定でございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひ積極的な推進をお願いします。

さらには、平成21年の7月に高崎、前橋、渋川の3市長と吉岡、榛東の各町村長による関越自動車道インター設置及び関連自動車道路建設推進期成同盟では、大澤知事等に要望書を提出されましたが、県等の対応はどのように進捗しているのでしょうか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） お答えいたします。

要望に対する県の対応の進捗はということですが、さらには駒寄スマートインターの大型化対応への改修の考えはということであると思いますが、関越自動車道IC設置及び関連道路建設促進期成同盟会総会が去る7月23日に開催されたところでもありますが、本期成同盟会では、一般県道南新井前橋線バイパスの整備促進を初めとして、群馬県知事及び群馬県議会議長あてに何点か要望を上げさせていただいたところでもあります。そして、本期成同盟会の要望に対する県の対応のことではありますが、配慮していただけるものと、吉岡町はもちろん、本期成同盟会としても当然期待しておるところでございますが、進捗状況については、南新井前橋線の事業に着手することなど、徐々に進んでいるものと認識をしているところでもあります。要望書が単なる要望に終わることのないように、今後も引き続き進捗状況を見守っていきたいと思うところでもございます。

次に、駒寄スマートインターの大型化への改修に対する考えはということですが、駒寄スマートインターの大型車両の通行可能な改修の件につきましては、関越自動車道IC設置及び関連道路建設促進期成同盟会でも、県に協力支援を要望したところがございます。スマートインターチェンジ制度実施要綱が平成21年2月に改正され、改正点の一つに、事業区分の変更に伴う自治体負担の事業費が軽減され、やりやすくなったということは認識しております。駒寄スマートインター大型化への改修につきましては、今後、大型化を進めていく上で新たな用地が必要となると考えるところではありますが、現在、その周辺道路、アクセス道路を整備中でもございます。国は高速道路において効率的にインターチェンジの整備を図り、その中にスマートインターチェンジの整備を位置づけ、このたび3,000億円の予算化を図りましたが、このことも念頭に置き、今後、大型化への改修を進めていきたいと思うところでございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの町長の答弁の補足をさせていただきたいところでございます。

スマートインターチェンジの制度実施要綱が平成21年の2月に改正されたところですが、主な改正点といたしましては、先ほどの町長答弁にもありましたように、事業区分の変更に伴う自治体負担の事業費の軽減、これが大きなものであると考えております。その他主なものといたしまして、広域的な検討が必要であること。そして、地域住民に対する公聴、意見聴取の手続を明記、これは地域合意の観点からでございます。そして、本格運用に先駆けて実施してきた社会実験が、今回、廃止されて、インターチェンジ設置

に関しては、社会実験が廃止されました。あと、本格運用インターチェンジの改築にも適用ということでございます。あと、費用便益費、B/Cと言っておりますが、この費用便益費の変更等が必要になってまいります。今後、駒寄スマートインター大型化への改修を進めていく上に当たりましては、現在、周辺道路あるいはアクセス道路の整備で、これも先ほど申し上げましたとおりでございますが、まずこの費用対効果、費用便益費の検討が必要になってまいるということでございます。そして、一番大切なのは、何といたしても地元盛り上がりが必要であると考えておるところでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 今お話がありましたように、確かに法案が改正されました。それで、今まで本町では全国一の車両通過台数、5,000台あるということに対して非常に自信を持ってやってきたわけですが、しかしこれも単なる、これからは参考資料として活用されるんだというような方向が見えているようです。また、これから新しい法案に沿って、公益性、住民の声等を聞く方法を主としてインターを設置していくということも聞いております。また、国の予算では3,000億円という予算化が図られておりますが、予算額に上限がある以上、一日も早く計画書の作成や土地買収をしていく必要があります。小林議員と重複する部分がありますが、さらにこの辺を具体的にどう進めていくのか、お伺いをします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げたとおり、このたび3,000億円の予算を国でつけたということに相なっております。そういった中におきましては、そういったことがいち早くキャッチできたわけでございますので、一日も早く大型車通行のインターができるよう努力をしていくつもりでございます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひ積極的に推進をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

平成22年の4月には国道17号前橋渋川バイパスの開通に向けて工事も着々と進んでいるところであります。また、近い将来においては、高崎渋川バイパスも開通される予定です。さらに駒寄インターも、大型車も利用できるインターとしていかなければならないと思っております。新しい道路の完成や道路整備が整っていれば、利便性の高いその地域

には人おのずから集まってきます。

このよい例が昭和村の工場誘致です。近くにインターがあり、大型車も利用でき、周辺道路も整備されています。最初は大手メーカーの1社でしたが、現在は数社の工場ができ稼働しています。東京や名阪神工業地帯にも遠い山間地であり、吉岡町よりははるかに条件はよくありませんが、それでも企業誘致がなされております。

現在の日本経済は厳しい中にありますが、必ずや景気も回復してくると思います。吉岡町のホームページで、吉岡には駒寄インター、国道17号沿線地を中心として、工業誘致、積極的に勧誘している旨の内容をぜひ紹介していただきたいと思います。企業誘致に力を入れ、好景気時には吉岡町の地を活用して活力あるまちづくりをしていくお考えがあるでしょうか。町長にお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 工場誘致の取り組みについてでございますが、企業誘致計画については、過去にも多くの議員さんから一般質問が出されておるところでございます。田中議員さんの企業誘致に力を入れないかとの質問ですが、優良企業の誘致は活力あるまちづくりにも通じるものと思うところでございます。しかしながら、景気は上向いているとはいうものの、7月の完全失業率は5.7%、そして有効求人倍率は過去最悪を更新したと新聞に報道されたところでございます。このような経済状況での企業誘致は非常に難しいものがあると感じておりますが、町では都市計画マスタープランに基づき開発が進む中、農業振興と産業振興の両面から、土地利用方針との整合性を考慮しつつ、優良な企業を誘致できればと考えておるところでもあります。課題も多くございますが、田中議員さんがご指摘のとおり、もっとホームページなどを利用してさらに吉岡町のPRに努めることが、今後、誘致活動をする上での効果的なものではないかと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひホームページで紹介しておいて、やはり吉岡というのはこういう利便性のいい土地、そして環境のいい土地にあるんだということを全国の皆さんが知っていたければ、景気回復の折には本当にこの町をうまく活用していただけるものと信じます。

次に、道の駅とまちおこしのことについて質問をいたします。

岩手県の藤沢市や隣接市では山海の絶景に感嘆したり、北海道の大樹町では広大な土地と新鮮な海産物に触れる視察をしてきました。吉岡町では、平成22年4月から開通予定の17号国道とあわせて、道の駅と物産館も開業していく予定になっています。地場産の農産物の販売はもちろんのことですが、吉岡町にとって入手しづらいものに新鮮な魚介類

や加工品の海産物があります。道の駅、物産館開業に合わせて新鮮な海産物の販売ができれば、テレビや新聞のマスコミを通してのPR、来客者による口コミのPR等々で吉岡町の東玄関としての一つの役目も果たせる要因の一つではないでしょうか。そのためには、姉妹都市交流に取り組み、交流都市からの新鮮な海産物を契約して、来客者に年間を通して提供できれば、客の安定化が図られ持続していけるものと思います。

そこで、吉岡町として、姉妹都市交流をしていくことと、新鮮な海産物の販売、ふるさと祭りの交流等々、今後取り組んでいくお考えがあるでしょうか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 道の駅とまちおこしについて、まず物産館の活用についてお答えいたします。

来年4月、前橋渋川バイパスの開通に合わせてオープンを予定しております道の駅「よしおか温泉」に開設いたします物産館は、地域における新鮮、安心、安価な地場産農産物等の販売並びに町内外から訪れるお客様と地域の生産者との交流の場となって、地場産製品の消費拡大として吉岡町の農産物、特産物の一端に触れることにより、いろいろなアイデアを持ち寄っていただき、その中から吉岡ブランドが生れる。それが地域経済の活性化につながることを期待しております。

また、姉妹都市交流についてであります。物産館の開設と合わせて、新鮮な海産物の販売等ができるよう、至急姉妹都市交流をする考え方があるかとのご質問にお答えいたします。

最初に姉妹都市交流、友好都市交流について、現時点ではその相手方と考えられるのは、ことし中旬に議会全員による視察研修を行った北海道大樹町であると言えます。そこで、視察後の7月27日付で大樹町視察に対する報告、これは議長から町長あてに届いておりますが、それには視察先において、町及び議会挙げての盛大なる歓迎を受け、議会全員喜んで帰町したとのこと。今後、大樹町との交流は議会全員が賛成しているとのこと。そして、交流内容としては、質問の大樹町の農産物、特産物を本町の道の駅オープンに間に合うように交流を進めてはとの意見が多数あったとの報告を受けました。

本町としては、大樹町とは昨年から、非公式ながら相互交流や、ことし議会全員と事務局の視察研修の実施及びその報告を受けまして、今後も人的、物的交流を続けていく必要性を強く感じているところでもあります。そして、初期の目的としては、交流を段階的に深める中で、双方の気運の高まりとともに、災害時の総合支援の締結等を含めた姉妹都市等の締結を行いたいと考えております。その交流事業の一環として、9月20日に開催される大樹町の柏林公園まつりに参加する町内関係団体の代表者5人に、本議会の一般会計

補正予算に友好都市交流調査補助金を計上し、人的、物的交流を推進する立場から、参加者に対する一部ではありますが、支援策を講じさせていただきました。なお、参加者代表には、大樹町訪問前に町の考え方を伝え、祭りでの交流はもちろんのこと、来年4月、道の駅オープンに合わせ、特産物、海産物の販売の可能性の調査依頼を行い、帰町後には報告をしていただくことを考えております。

また、ふるさと祭りの方については、今年度は無理であります。今後交流を進める中で、時期を見て前向きに検討していきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひ今後は積極的に推進していただきたいと思います。

次に、観光開発について質問いたします。

吉岡町では、今計画されている道の駅の開設や駒寄インターの大型車の通行利用も可能となると、今後吉岡町を訪れる人も増加してくると思います。この時期に合わせて、吉岡町の顔としての観光開発をしていく必要を感じます。

過日、台風8号やその前後の大雨の影響で被害が出ていないか、河川敷や貯水池、そして船尾滝周辺を見てきました。河川敷や貯水池には被害がなかったのですが、船尾滝の遊歩道では大小さまざまな落石があり、歩道上や側溝では落石や流木がふさいでいました。また、今にも崩れ落ちそうな石も数多く見受けられました。そんな危険な状態の中にもかかわらず、平日、個人で、またグループで落石や流木を避け避け、船尾滝を見物に来た人の姿を多く見受けました。

船尾滝周辺の山は、火山灰と石で覆われており、もろく崩れやすいので、防護対策、治山事業も消極的になるとのご答弁をいただいたこともありました。私の考えは、崩れやすくもろい山だからこそ、積極的にストーンガードや丸太または防護ネット、コンクリート壁、鉄柱等々による防護対策をすべきであると思います。

船尾滝と同じように、崩れやすい山に、近県では埼玉県の寄居町と秩父市にまたがる箕山公園があります。ストーンガードや丸太を積み重ねての防護対策がとられ、人も車も安心して通ることができ、春には桜、夏には緑、秋にはもみじ、そして冬になるとハイキング等で四季の自然を満喫していました。また、新潟県の六日町にある三国ダムでは、コンクリート壁と防護ネットに対応しており、豪雪後の崩落地では即対応しておりました。

県内を見ますと、みどり市の草木湖ダムでは、コンクリート壁と大きな落石を利用しての対策がとられておりました。さらには、四万温泉の四万湖ダムも防護ネットや間伐材の板で同様な対策がとられていました。このように、各地において積極的な対策がとられております。

船尾滝周辺では、台風8号以後の数日後には、山の防護対策で落石や流木で埋めつくされていた遊歩道も今は片づけられており、整備された道路を親子づれや多くの見物者が行き来していました。やっと、いつもの笑顔で明るいあいさつをしている光景が戻ってきました。このように、山や歩道を保護や整備で早い対策をとれば、吉岡の自然が取り戻せます。これからも船尾滝の観光に力を注いでほしいと思います。

今後も治山事業に着手し、落石や流木の落下防止対策を積極的に取り組んでいくお考えがあるでしょうか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） お答えいたします。

観光開発における船尾滝周辺の災害防止対策に積極的に取り組んでいく考えはとのことですが、田中議員さんが大雨の影響で吉岡町内に被害が出ていないか、河川敷や貯水池など、そして船尾滝周辺を調査していただいたということではありますが、その中でも、船尾滝の遊歩道での大小さまざまな落石や今にも崩れ落ちそうな箇所も数多く見受けられたとのこと。大変ご苦労さまでございました。

さて、船尾滝周辺の整備については、過去にも議会の一般質問でも出ているところがございます。また、6月、7月に開催いたしました町政座談会においても、船尾滝についての整備の要望等いろいろなご意見を伺っておりまして、改めて船尾滝に対する皆様の注目の度合いの高さを再認識しているところがございます。

さて、近年の異常気象により集中豪雨が発生した遊歩道の林道と滝の周辺が荒れてしまい、その都度緊急補修をしておりますが、思うような管理ができない状態でもあります。しかしながら、船尾滝周辺は緑豊かな自然を誇り、町を代表する名勝地でもあります。船尾滝を訪れる方々が安全に自然を楽しんでいただけるように、この恵まれた自然環境を災害から守るために、積極的に安全の確保に努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より補足させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの町長の補足答弁の方をさせていただきます。

この船尾滝に登ります林道につきましても、大雨などが降りますと町の方で一応調査しているところがございます。

さて、船尾滝周辺の災害対策につきまして、環境森林事務所が過去に砂防えん堤を整備、さらには県の治山事業などを用いまして谷止工を整備したり、また落石危険場所には、防護ネットやコンクリートの礎石などを実施しまして、その対策を今まで講じてきたところ

でございます。

本地区におきましては、火山の影響を受けているため、砂地層が多く、崩壊しやすい地質状況となっております。もう一雨降れば崩れてもおかしくないような箇所もございます。このような箇所につきましては注意を促すような措置はとらせていただいているところでございますが、県の方にも、過日、現場を見ていただいたところでございます。崩落箇所、また危険箇所を、今後どのような工法で対策を講じていけばよいのか、相談させていただいた経緯もございます。今、その内容について取りまとめているところでございます。

今後、一気にというわけにはいきませんが、先ほどの町長答弁にもごまましたように、船尾滝の周辺におきましては町を代表する名勝地でありまして、ここを訪れる方々が安全に自然を楽しんでいただけるよう災害防止に向けて対策を今後講じてまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 非常に治山工事というのは本当に大変な事業なんだなとしみじみ思っております。でも、やはり手を差し伸べていただければ、そこを訪れた人たちは本当に安心してこの自然を満喫していくことができますので、ぜひ積極的な防護対策に力を入れていただきたいと思います。

次に、ケイマンゴルフ場の活用について質問します。

河川敷グラウンドの中にケイマンゴルフ場があります。広さは7.4ヘクタールあり、年間利用者数は2,681人で、広さはパターゴルフの2倍、グラウンドゴルフ場の7倍ありますが、利用者は4分の1です。ケイマンゴルフ場は、土地も平らで、芝生の手入れも行き届いております。利用者減の主な原因は、ボールの製造が中止になったことも影響していることと思います。今後、このケイマンゴルフ場を存続して運営していくのか、ほかの施設やグラウンドにかえて活用していくのか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 田中議員の質問についてお答えをいたします。

町ではケイマンゴルフ場をそのまま存続していくのか、他の施設、グラウンドにかえていくのかとの質問でございますが、田中議員がおっしゃったとおり、ケイマンゴルフ場につきましては、月例大会のときこそ1日30名以上の方が利用しておりますけれども、1日平均7人程度の利用となっております。ケイマンゴルフ場につきましては、指定管理者であります吉岡町振興公社とも協議をし、ケイマンゴルフ場利用者の推移を見ながら結論

を出したいと考えております。

また、詳細につきましては、財務課長をして補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 堤財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） 田中議員さんに町長の補足答弁をさせていただきます。

指定管理者であります株式会社吉岡町振興公社では、利用者増のため利用者の掘り起こし等を行いましたが、思うような結果が出ず、2,681人と横ばい状態でございます。

利用者が伸びない原因といたしましては、ルールやマナーは一般のゴルフと同じですが、普通のゴルフと比較して飛距離も半分程度であり、本格的なボールの打球感やプレー感はいま一つで、ショートホールコースなどに取ってかわるまでには至っていない状況があるようでございます。それと、景気の不況等によりまして、一般のゴルフ場の利用料金が安くなっていることも影響していると思われまます。利用料金面で見ますと、ケイマンゴルフ場の年間利用料収入は486万8,700円となり、緑地運動公園の収入の34.13%となり、重要な収入となっております。

株式会社吉岡町振興公社では、平成21年度の事業計画で、ケイマンゴルフコースにパークゴルフコースを併設して、両方の使用可能日時、曜日等を限定したシェアリング利用を前提としたケイマン・パーク併用コース化を試行することといたしております。

また、ケイマンゴルフボールの在庫は平成23年3月ごろまでのことですので、速やかに指定管理者であります吉岡町振興公社とも協議していきたいというふうに思っております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 河川敷の中にあり、景勝地でもありますし、非常に立地条件のよいゴルフ場でもありますので、今後さらに活用していただけるような施策をとっていただければ、なお利用者の方も利用しやすくなるのかなというふうに思います。

最後になりますが、河川敷の桜並木の里親制度について質問します。

利根川河川敷にある桜並木は、サイクリングロードに沿って2キロメートルの中に129本のしだれ桜が植えられています。里親は70名で、桜の木を見守り、桜の木の下の草刈りをして美化に努めています。桜の木を植林したころの里親は働き盛りで体力も十分ありましたが、15年を経過した今では、高齢化も進み体力も衰えてきております。春と秋の年2回、里親の桜の木の下草刈りをしてはいますが、特に夏には月2回ぐらいの草刈りをしないと草に負けてしまいます。暑さの中での草刈りは高齢者にとってはかなりの重労働

です。年を追うごとに、くしの歯が欠けるように、作業に出られない人も出てきています。そこで、高齢化した里親のかわりに里子の育成を図るとともに、桜の木を育てるボランティア活動のできる人を募り、里子として活躍できる人を町のホームページで照会していただきたいと思います。

また、桜の木を植林した当時は手袋やかまなどが支給されていましたが、現在はその補助もなくなり、年2回の作業時の弁当代にも役員は苦勞しています。作業途中に飲むお茶も自前で処理しています。町から草刈り機の燃料代の費用や運営費の一部を補助していただけないものか、伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 河川敷桜並木の里親制度について答弁させていただきます。

里親の高齢化に伴う里子育成制度の新設についてでございますが、利根川河川敷にある桜並木は平成5年に群馬県の人口が200万人に達成したのを記念し、県がしだれ桜の苗木を植栽したものでございます。そして、維持管理については、当時初めてという里親制度を取り入れ、きょうまで里親となった有志皆様には定期的に年2回の管理と日常的な草刈りなど管理作業を行ってきていただいたと聞いております。里親の会が平成7年に発足し15年経過いたしましたして、毎年立派な花を咲かせ私たちの目を楽しませていただいております。

さて、発足から15年経過した里親の皆様の高齢化も進み、維持管理に支障を来しているところではありますが、維持管理をしていただく上で、この伝統ある桜並木里親の会のかわりを求めるものではなく、里親として今後も管理を継続していただきたいと考えておるところでもございます。そのためには、後継者を育成しなければならないとの問題もございしますが、町としても桜並木の維持管理面において、できる協力はしていきたいと考えておるところでもございます。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、町長の補足答弁の方をさせていただきます。

吉岡町は、県と渋川玉村自転車道につきましては維持管理協定を結んでいます。この維持管理協定は、トイレの施設、桜並木を主とします樹木や植え込みがあるわけなんですけれども、その管理協定に基づき管理しておるわけなんです、ここ2カ年、何かアメリカシロヒトリの発生が非常に多いということで、その部分については県という管轄の中で、県の方にもお願いしまして、渋川土木事務所の方で消毒や剪定をしていただき積極的な協

力をいただいております。町といたしましても、この維持管理協定に基づきまして、県にお願いしている部分につきましては、今後も積極的な働きかけを行ってまいりたいと思います。

町長答弁にもありましたように、里親制度は残していただきまして、今後も管理を継続していただきたいと考えております。

また、里親の会も、作業活動に対する助成、お願いしたいということですが、平成19年度から23年度につきましては、農地・水・環境保全対策事業というものがございまして、この中で、漆原みどり保全協議会の里親の会は構成員になっておりますので、里親の会に対して弁当、お茶代を助成しているかと思っております。草刈り機の燃料などはちょっと今のところ、そういった実績はないようなんですが、協議会の方にご相談してみてもいかがかと思っております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 15年たって、本当に桜もきれいになってきました。やはり、国道17号はあいたのと同時に、町の一つの環境ということも非常にお手伝いさせてもらっているのではないかと思います。今後も里親制度として持続していきたいとは思いますが、何せ高齢者でございますので、その辺、ぜひ町としても積極的なホームページの照会をして援助していただければ非常にありがたいことであるなど、そんなふうにあります。

以上、時間、少々残しておりますが、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、田中俊之議員の一般質問が終わりました。

次に、11番福田敏夫議員を指名いたします。

〔11番 福田敏夫君登壇〕

11番（福田敏夫君） 11番福田敏夫です。議長指名により、一般質問を行います。

質問事項は、定住自立圏構想の推進についてであります。この定住自立圏構想という言葉につきましては、町民の皆様にもまだ非常に耳なれない段階であろうと思っております。同時に、町の取り組みについても私は初めて質問をするのでありまして、この質問につきまして、私なりに調査研究をしたことを質問し展開をして進めさせていただきたいと存じます。

最初の質問要旨は、定住自立圏構想の基本的なとらえ方についてであります。

まず、広域行政圏施策の廃止並びに市町村の合併特例等に関する法律の終了についてであります。平成の市町村大合併で、まだ吉岡町は合併しませんでした。群馬県内での市町村合併は今のところ、高崎市と吉井町の合併が最後となっております。最近になって、中

之条町と六合村の合併協議の話題が急浮上しておりますが、定かな情報はありませんので、そういう動きもあるようでございます。

これまで、県知事が圏域を設定して行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策に基づいて、吉岡町は渋川地区広域市町村圏振興整備組合の構成市町村として、夜間急患診療所、火葬場や斎場、ごみ処理、し尿処理、広域消防などの行政サービス事務を共同で推進してまいりました。この渋川広域行政事務については、今後とも継続していく必要があると考えます。

一方、隣接の前橋広域市町村圏振興整備組合は、構成市町村が大合併したため、振興整備組合は不要となり既になくなっております。このような状況を踏まえて、県の広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと考えられることから、広域行政圏施策は前年度をもって廃止すると市町村に通達されていたようであります。また、国の基本立法であるところの市町村の合併特例等に関する法律も来年3月31日をもって終了します。

ここで、町長にお尋ねをいたします。石関町長は、現在、吉岡町行政の最高執行責任者であります。ご就任直前は、私たち議会の先輩議員として、特に議長のとくに町村合併に向かって大変ご努力されたのであります。合併は成立しませんでした。そのとき以来、吉岡町は自立の道を選んだとしておりますが、私は吉岡町行政の自立はできていないと考えております。我が町は今後とも渋川地区広域市町村圏振興整備組合に所属して広域行政事務のお世話にならなければならないことと同時に、地方分権の受け皿づくりに乏しい行政機能の状態であると考えているからであります。広域行政事務経営の均等割負担方法について、先般、榛東村と協議の上で広域組合に改善を要望しましたが、容易には受け入れられません。今後とも周辺町村の要望、理事長を支える渋川市は容易に受け入れないと考えられます。

渋川市は今や1市5町村が力を合わせて合併して地方分権による市民の定住自立のまちづくりに邁進しており、広域行政事務の中心市としてプライドを持っていると存じます。かつて、旧渋川市は我が吉岡町にも合併を呼びかけてきたのではなからうかと推測しますが、と時の首脳の先輩方は、町民の声を聞きながら、それを避けてきた経緯があるのではないのでしょうか。私たちはそのような渋川市との経緯経過をしっかりと踏まえておかなければならないと存じます。中核市として新発足した県都前橋市は富士見村の吸収合併も完了、前橋市広域市町村圏振興整備組合、広域行政事務は不要となり、市民は安心、安全、安定した暮らしを目指して、市民の市民による市民のための地方分権による市民の定住自立に向かって強いまちづくりに大きく動き出しております。

今、県の広域行政圏施策の廃止と市町村合併特例法の終了を目前にして、時の流れの中で、町長としてどのような信条をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと存じます。よろ

しくお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 定住自立圏構想の推進についての質問にお答えいたします。

県の広域行政圏施策の廃止と市町村合併特例法の終了を前にして、時の流れの中で町長としてどのような考えを持っているかとのご質問でございます。

日本の人口構造が大きく変化していく中で、経済社会の広域化、生活圏の拡大化が進み、市町村は基礎自治体として地域における包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、定住自立圏構想は、自立的発展のために地域間において補完性の原理を働かせてそれぞれの自治体が役割を分担することを想定したものと思っております。合併特例法の終了は、定住自立圏構想によって合併以外の地域連携のあり方を地方に与えたものと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 次に、定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1の協定締結で成り立つ。少子高齢で今後の人口減少と地方分権推進の中で、周辺市町村は中心市と協定することにより、住民の定住自立行政サービスの資質向上と経費節減や経済的効果が図られるので、市町村は自主的、主体的に見直すよう示唆した重要課題であると基本的にとらえるべきではないかについてであります。

先日、8月30日に衆議院選挙が執行され、その結果は、政権与党であった自民党は惨敗、民主党が政権与党として過半数以上の議席を獲得して圧勝しました。

さて、衆議院選挙直った中の8月20日、読売新聞の地方分権の寄稿の中で、地方財政審議会長の東大名誉教授神野直彦さんは、何のために地方分権を進めるのか、地方分権によって、社会全体をどのようにしていくかについて、次のように述べております。

「行政改革のための分権、小さな政府を実現するための分権という議論がある。だが、地方分権の気運が世界的に拡大しているのはそんな理由ではない。男性中心の重化学工業型から、女性も働く知識集約型・サービス型へと産業構造が転換し、先進国が追い求めてきた『福祉国家』の政策が機能しなくなり、新たな仕組みで国民生活を保障しなければならなくなったからだ。女性が家庭で担ってきた介護や子育てなどを社会で補う必要が生まれた。労働政策でも失業保険だけでなく、人々の再教育・再訓練が大切になった。従来のように、国が集権的に現金を給付するだけでなく、子育てや就労支援などに向けた具体的な行政サービスをセットで供給しなければ国民生活を保障できなくなった。そうしたサービスは地域の実情をもとに地域で決める必要がある。そこで、サービスの供給主体にな

る地方自治体に権限と税源を与える地方分権が必要になったわけだ。どのような行政サービスで互いの生活を支え合うか。それを国民が身近なところで決められるように、自治体に権限と税源を与えるのが地方分権の目的である。大きな政府ではなく、小さな政府に戻るのでもなく、地方分権によって福祉国家をつくり直すのである。現金給付とサービス給付のセットを目指して、サービス給付を充実するために分権が必要なのである」と、述べておられます。

定住自立圏構想は、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1の協定締結で成り立つとありますが、構想のねらいは地方分権によって福祉国家をつくり直すため、住民の身近な行政サービス給付を充実することが必要でありましょう。中心市に指定される都市は独自のまさに市民が定住自立するための行政サービス機能を充実することができる行政機能を備えているからだと思えます。

問題は、中心市に指定されていない周辺市町村では住民の定住自立行政サービスが賄えないものがあるのではないのでしょうか。少子高齢で今後の人口減少と地方分権推進の中で、周辺市町村は行政サービス機能のすぐれた中心市と協定することにより、周辺市町村住民の定住自立行政サービスの資質向上と経費節減や経済的効果が図れるので、市町村は自主的、主体的に見直すよう示唆した重要課題であると基本的にとらえるべきではないでしょうか。

ここで、所管課長に質問をいたします。

定住自立圏構想を考える上で大切な行政コストについてお尋ねします。我が吉岡町周辺で国や県が中心市を指定しているのは、前橋市と高崎市と渋川市であります。中心市の必要性について考えてみますと、地方分権を推進するには税源移譲の推進も必要です。そして、地方分権の目的であるところの住民への行政サービス給付をしっかりと推進できる機能を備えた地方自治体、なおかつ行政コストの安い都市でないと、大切な税金の効率的・効果的な使い方ができないために、総合力を備えている都市を中心市として指定しているのでありましょう。

そこで、住民1人当たりの地方自治体の行政コストについてであります。人口規模別の行政コストの全国平均値を、一つは吉岡町規模、二つ目は渋川市規模、三つ目は中核市規模の三つの行政コストの比較について、所管課長にご答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、福田議員さんからいただきました住民1人当たりの地方自治体の行政コストについて、吉岡町規模あるいは渋川規模、それと中核市規模の人口規模

別における全国平均の行政コストについてのご質問がございましたので、それにつきましてお答えをさせていただきます。

行政コスト計算につきましては、民間企業で言う損益計算書に当たるものということがあります。企業と異なり、行政は利益を目的としていません。1年間に提供した行政サービスに要した社会保障の給付費あるいは物件費、人件費、あるいは支払い利息など合計した費用と、税、使用料、手数料などの収入財源を明らかにするものでございまして、建設事業費など資産形成に係る投資を除いたものとされておるものでございます。

そこで、お尋ねの吉岡規模、渋川規模、中核市規模など、規模別における1人当たりの行政コストにつきましては、総務省が公表しておりますのでその資料によって説明をさせていただきたいというふうに思いますが、吉岡規模の人口1万から2万人程度ですと38万1,000円、それから渋川規模の10万人未満ですと38万7,000円、それから20万から30万程度の中核市、これよりちょっと多くなるかというふうに思いますが、その程度でいきますと33万7,000円となっております。

また、地方制度調査会の資料もございまして、ここで人口1万人未満ですと1人当たり70万円程度となっております。人口が増加することによってコストが減少するというような傾向があるようでございます。そこで、人口30万から40万規模で最も少なく、1人当たり30万程度となっているようでございます。また、これより人口がふえると再び1人当たりの歳出、コストが増加するというようなデータが示されております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） ただいま所管課長からご答弁いただきました行政コストであります。私も実は総務省を中心に国が地方分権をどのように進めるのか、その計画書があるわけですが、その中を調べてまいりましたら、ただいま所管課長から伺いましたコストと全く同じものを私もつかんでおりますので、この数値を使わせていただきまして、私なりにちょっと計算をしてみました。

まず、人口1人当たり行政コストの平成19年度の人口規模別の全国平均値で、吉岡町規模では38万1,000円です。これをベースに、吉岡町人口を約2万人として単純に計算しますと、渋川市規模のコストは38万7,000円ですから、差額は、吉岡町規模よりも6,000円コスト高であります。中核市規模の行政コストは33万7,000円ですから、吉岡町規模との差額は吉岡町規模よりも4万4,000円コスト安となります。この4万4,000円×2万円は年間の歳出額で約8億8,000万円、中核市規模でやった場合には削減できるというふうな数字になるわけでございます。ですから、吉岡町

規模でやっている行政サービスを中核市規模でやった場合には年間歳出額を8億8,000万円も軽減することができるわけです。10年間では88億円の歳出額節減が見込めることになるわけであります。浜川市規模よりも中核市規模の方が行政コストが安いだけでなく、定住自立のためのきめ細かな、しかも、多様な行政サービス給付が可能となるわけでございます。

先ほど所管課長は、ちなみに、じゃあ1万人未満の人口の場合はどうかということも触れていただきました。1万人以下といいますと、名指しではいけないかもしれませんが、北海道や東北ですとか、人口が減少しつつある町村あるいは離島などの場合であろうと思いますが、70万円から、正式には70万9,000円というふうになっておるわけでありますが、吉岡規模を差し引きます。1人当たりの差が何と31万8,000円にもなるわけです。これを5,000人の町といたしますと、何と5,000人で3億9,000万円も吉岡規模でやる行政よりそれだけ多くかかる。言いかえると、国は地方交付税をそれだけ出さなければならぬ。こういうことが言えるわけであろうと思います。

そこで、私たち町民はまちづくりを真剣に考えると同時に、国民として大所高所から、今後少子超高齢化が進み、厳しい財政事情を踏まえて、我が国が地方分権と税源移譲をどのように推進するべきかをしっかり見据える必要があると私は考えます。

次に、質問要旨の2であります。生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化から眺めた町行政の定住自立サービスを見直すべき具体的事項についてであります。

前橋市は、4月1日から県内初の中核市として新たなスタートをしました。前橋市は、市民の皆さんに身近な行政を身近な市役所で展開し、より充実したサービスを提供しているとホームページでPRしています。行政サービスの新設や変更となった事務担当課、窓口業務などを参考にしながら行政サービス給付の基本的事項について質問を展開したいと思います。

まず、具体的事項の保健医療についてであります。

保健医療行政計画は各都道府県が担当しております。群馬県は群馬県保健医療計画に基づいて推進されております。命を守り、県民の健康を支える地域区分という計画で保健医療圏を1次、2次、3次という区分に分けております。

1次保健医療圏の区域は市町村であります。県民の日常生活に密着した保健サービスの提供と、プライマリーケア、いわゆるかかりつけ医による初期医療を行うため最も基礎的な圏域ということであります。

2次保健医療圏につきましては、県内を10圏域に分けているようであります。高度な、しかも特殊な医療を除く一般的な入院医療であります。リハビリテーション及び比較的専

門性の高い保健医療サービスの提供を行う圏域で、主にこの圏域を単位として保健医療サービスを提供するための施設、医師や看護師等の従事者の適正配置及び保健医療提供体制の体系化を図っているようであります。

3次保健医療圏は、区域を県全域としております。高度でしかも特殊な医療や、より広域的に実施すべき保健医療サービスの提供と確保を行う圏域であります。

前橋市は、中核市移行に伴い前橋市保健所が開設され、今まで県前橋保健福祉事務所で行っていた保健業務は、4月1日移行は市の保健所で担当しています。保健所の中に新設された保健総務課では、保健所の運営管理、医療従事者などの免許、人口動態統計と保健衛生統計、検便の受け付け、また病院や診療所、助産所、施術所の認可や届け出、薬局の開設許可、毒物・劇物販売業の登録。健康増進課では、健康増進事業としてがん検診などを推進しております。成人保健事業といたしましては、生活習慣病の予防と指導に当たっております。また、新設された衛生検査課では、興行場や旅館業、公衆浴場の営業許可、理容や美容所、クリーニング所の開設届、犬の登録、予防接種、動物愛護、スズメバチの駆除、飲食店や食品製造業の営業許可、食品の監視指導、結核感染症の予防、エイズ肝炎の相談・検査、予防接種、感染症、食品の検査など、市民に密着したきめ細かな保健医療行政サービスを推進しております。

また、前橋市には1次のクリニックから3次の高度特殊医療まで可能な総合病院までが存在します。前橋市の30万人クラスの都市では、全国3位にランクされているようであります。医療機関に恵まれた資源や、少子高齢化をマイナスではなく変革のチャンスととらえ、健康と医療のまち前橋のまちづくりを市と前橋商工会議所が進めております。

参考に、国立長寿医療センターの総長、大島伸一さんは、8月8日の読売新聞の「長寿革命 支える力」の寄稿で次のように述べておられます。

「医療は、独立して存在するものではなく、人の生活の中にある医療者と介護者、行政、企業、住民らが役割分担し連携して高齢者を地域で支える、治す医療から支える医療への転換が必要です。国民の意識改革も欠かせません。国立長寿医療センターには世界各地から医療者や政府関係者らが視察に訪れます。これほどの長寿社会をつくり上げた日本がこれからどこへ進むのか。今こそ日本は新しい医療の姿を世界に示す責任がある。超高齢化をマイナスではなく、変革のチャンスととらえるべきではないでしょうか」と、保健医療の住民総参加の行政サービス給付の必要性を説いています。

ここで、所管課長に質問をいたします。

町民が医療を受けている1次から3次までを含めて、町外の医療機関の所在地を、1．前橋市、2．渋川市、3．その他としての最近の受診者傾向による、受診地の傾向がわかりましたらお願いをいたします。ただ、ご答弁は私の質問が終わった後でお願いをいたし

ます。私の質問時間の関係で、そういうふうにご協力をお願い申し上げます。

次の具体的事項に進ませていただきます。

福祉についてであります。

中核市となった前橋市では「民生行政」と言っておりますが、これが福祉行政だと思えます。その主な事務であります。社会福祉課では、社会福祉法人の設立認可、社会福祉審議会の設置、民生委員の定数の決定、新設されたこども課では、母子、各福祉資金の貸し付けは県前橋保健福祉事務所から市の子供課になりました。母子家庭と就業自立支援センター事業、母子生活支援施設、授産施設の設置認可、保育課では、保育所の設置認可、届け出事務、許可、許可外保育施設の各種届け出、高齢福祉課では、社会福祉法人が設置する特別養護老人ホームなどの設置認可、新設の障害福祉課では、身体障害者手帳の交付、育成医療、これは自立支援医療であります。また、新設された指導監査室では、社会福祉法人などの指導監査など、市民に密着したきめ細かな民生行政サービスを実施しています。

重度な認知症の方の介護施設はグループホームであります。要介護者所在地の市区町村が地域密着形介護施設を設置して介護サービスを行わなければなりません。昨年8・9月ころ、我が町には入所希望者が2人おりましたが、町にはあきがありません。重度認知症の方がいる家庭は専従の介護者が必要であり、家族が専従の場合は、経済的な減収の問題が発生して家族の崩壊が起こる危険性があるため、一刻も早く行政の対応が必要なのであります。これを見かねたケアマネジャーの方が隣接市のあきを調べて橋渡しの労をとってくださったので、緊急対策として隣接市と町の関係者がそれぞれ協議して、善処方の対応をしました。私の住む陣場の大手病院グループが経営するグループホームの一つを前橋市池端町に設置、陣場の方も入所しております。ところが、その後の平成18年に地域密着形介護施設はその施設の所在する住民でないと入所できなくなってしまいました。改正前の陣場の入所者は優先入所権があり、そのまま入所しておりますが、改正後は前橋市民でなければ入所できません。病院長は、「吉岡の方のために施設をつくったのですが、改正で入所いただけなくなり残念です」と言っておられます。

町行政でグループホーム、これは小規模多機能型居宅介護施設というふうな名称で設置してくれる法人を公募しましたが、応募がないようでありました。原因は小規模な介護施設ではあります。町の人口が2万人程度であります。施設を設置しても満室になるには数年かかる。経営が成り立たないので、応募者がいないようであります。

こうした問題の打開案として、仮に隣接の前橋市と協定いたしたとします。吉岡から前橋の施設に入所ができた。前橋から吉岡にも施設をつくっていただいて、そこに吉岡の施設にも入所いただくというようなことで、効率的な介護施設経営が成り立つのではないのでしょうか。

ここで、所管課長に質問をいたします。

現在、町にはグループホーム入所待ちの要介護者がおられるのかどうか。また、昨年の秋以降に要介護者の発生状況と、発生者がいたとしたらその対処はどのようにしておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

ここでも私の質問の時間の関係上、ご答弁は私の質問が終わった後でお願いをいたします。

次の具体的事項は、教育についてであります。

中核市となった前橋市教育委員会トップページには、学校では少人数指導、不登校対策などきめ細かな対応をしています。校舎の耐震化は県内12市中トップなのです。図書館、これは図書室も含むようではありますが、各家庭から3キロ以内にはすべて管理がしているということでございます。また、こども図書館においては日本一ですと発表しております。保護者などを対象とした相談機能が充実していて、利用者からは相談してよかったという好評を得ているようであります。また、幼稚園の就学支援や就学援助があるので、これも利用者からは本当に助かるというふうな声が寄せられておるようであります。また、シックハウス症候群など、子供たちの健康対策も進めておられます。学校支援寺子屋、ウォーキングバスなど、地域と学校のつながりが強固です。などのPRをしています。

また、中核市発足に向けた、平成21年度教育行政方針「県都前橋教育のまち」実現に向けて、昨年12月11日、前橋市教育委員会は、群馬大学教育学部、共愛学園前橋国際大学、前橋工科大学と前橋市長立ち会いのもと教育提携に関する覚書の調印式が行われたようであります。この目的は、群馬大学等の大学と前橋市教育委員会が効果的に連携協力し、それぞれの有する教育力を相互に活用することにより、前橋市の教育及び文化の充実発展を図るとともに「県都前橋教育のまち」の実現を目指した地域づくりに資するとあります。平成21年度教育行政方針「県都前橋教育のまち」実現に向けて教育行政の細部施策が練られ、教育委員会で決定し、教育行政サービスの実施推進がなされております。詳細についてはホームページに掲載されておりますので、ごらんになられるようお勧めをいたします。

また、前橋市幼児教育センターでは、幼稚園、保育園、小学校が連携して教育研修会が展開されております。

また、平成16年度から導入された学校選択制の見直しが必要となり、これらにつきましてもすべて準備が整い、平成23年度から導入をされるようであります。

生涯学習も多様な市民講座が開催され、「それいけ！まえばし出前講座」とともに好評のようです。

男性で職場を失った方や職種を変えたい方、女性も働く知識集約型やサービス型へと産

業構造の転換に沿って対応したい方、また女性が家庭で担ってきた介護や子育てなどを社会で補う必要が生まれており、労働政策でも、失業保険だけではなく、人々の再教育・再訓練が大切になっています。従来のように、国が集権的に現金を給付するだけではなく、子育てや就労支援などに向けた具体的な行政サービスをセットで供給しなければ住民生活を保障できなくなっております。そのためには、新たな仕組みで住民生活を保障しなければならぬと存じます。そうしたサービスは、地域の実情をもとに地域で決める必要があります。

そこで、サービスの供給主体になる地方自治体の権限と税源を与える地方分権が必要になりました。どのような行政サービスで互いの生活を支え合うか、それを住民が身近なところで決められるように、自治体に権限と税源を与えるのが地方分権の目的でありましょう。

今や多種多様な生涯教育と学習は極めて重要な教育行政サービス給付となっています。教育行政サービス給付の推進と行政コストを考慮する必要があります。例えば市民講座のある講座への受講希望者が1万人に1人くらい程度である場合、潜在人口が2万人程度では2人の受講者きり見込めません。でも、潜在人口が30万人の都市では約30人の受講者が集まり、立派な講座が成立され、コストは安く済み、同時に受講者も講師や主催者側もやる気が起きて学習効果が高まり、そうした学習者は相互の親睦を図るグループをつくったり、しかもグループの中には、学習したことを生かすために行政サービス給付推進に協力するNPO法人の出現なども期待されると存じます。教育行政全般にわたるサービス給付を充実させる努力が必要であります。

ここで、教育長にお尋ねします。公立小中学校の学校教職員の任免は現在県教育委員会が実施していると存じますが、文部科学省は、地方分権推進の一環として、中核市以上の大都市には学校教職員の任免権を権限移譲する方針であると存じます。その後の動向はいかがなのか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思っております。

ここでもまことに申しわけございませんが、私の質問時間の関係で、私の質問の終わった後でお願いをしたいと思います。

次の具体的事項に入る前に、ここで一般質問通告書に記載の土地利用と産業振興の具体的事項は関連がありますので一括して質問します。ご了承いただきたいと存じます。

土地利用と産業振興についてであります。

我が吉岡町は、駒寄スマートインターチェンジの大型車利用に向けた周辺道路の整備、前橋渋川バイパス、高崎渋川バイパスなど幹線道路網の建設促進に伴い、町全般のインフラ整備も並行して進んでおります。同時に、幹線道路網を生かした土地利用を考えねばなりません。

ここで、私の質問時間の関係上、一つの具体的例題に絞って質問をさせていただきます。

駒寄スマートインターチェンジの大型車利用に向けた周辺道路の整備を例題といたします。駒寄スマートインターチェンジの利用者は、県都前橋市の方や前橋市に来られる方々の利用が過半数以上であり、駒寄スマートインターチェンジは吉岡町にとりましては表玄関であります。前橋市にしてみれば北玄関でありましょう。大型車の利用者は一般住民よりも経済産業界や各種団体などの大型車でありましょう。駒寄スマートインターチェンジの大型車乗り入れの接続道路、前橋市池端町を通過予定の榛名山方面への幹線道路の実施計画がまだ公表されておられません。道路建設事業主体の県への促進の働きかけは吉岡町単独ではうまくいかないと考えます。それには利用者の最も多い県都前橋市に中心になっていただいて促進活動をお願いする必要があると私は考えます。

駒寄スマートインターチェンジを核とする産業振興については、現在、経済産業界の団体である前橋商工会議所にも前橋市とともに協力をお願いすることが望ましいと考えます。先日、前橋商工会議所の企画室長さんに、駒寄スマートインターチェンジの大型車の利用見込みと駒寄スマートインターチェンジを核とする広域的な産業振興についてお話を伺いました。

大型車の利用見込みについては、企画室は、前橋トラック協会と観光バス協会で聞き取り調査をされたようであります。前橋市に出入りする大型トラックは前橋南インターチェンジの利用が多いので、駒寄スマートインターチェンジの大型車利用は新潟方面の利用であり、利用台数は余り期待できないというふうな調査結果が出たようでございます。一方、観光バスはどうかといいますと、赤城方面、榛名方面への最短インターチェンジなので、大型バスの利用は多いと見込んでいるということでございます。駒寄スマートインターチェンジを核とする広域的な産業振興について、大型観光バスの利用が見込めるので、一般車両も含めて、駒寄スマートインターチェンジにいかに人が集まるようにするかが計画のキーワードであると話してくれました。

そして、一つのヒントをお聞きしました。それは、スマートインターチェンジにいかに人においていただくかというふうなことについては、「ららん藤岡」のような構想を考えられてはいかがかと、こういうふうなヒントが与えられました。私もそれはなかなかいい考えではあるが、さて、それを具体的に構想を練り訴えていくにはどうしたらいいだろうかというふうなことも考えてみました。私なりに、ない頭をちょこっと絞ったわけですが、二つの大きな目的を持たせることが必要なんじゃないかということをお願いしたいと思います。

一つには、関越自動車道の上り車線側で、東京方面に帰られる方、あるいは東京方面に行かれる方においていただいて、ららん藤岡と同じような形態で、高速道路の道の駅とし

での役割を持っていただく。そこで、いろいろな情報発信や、あるいは前橋などの広域の行政圏、あるいは榛名東麓の広域圏も含めた地場の産業あるいは地場の物産品等のPRや、あるいは販売促進も行っていく。そして、消費者、もちろん消費者にもご利用いただくわけですが、生産者との交流やそこでいろいろの情報交換等をする。一般車両や大型観光バスについてはここで休憩をしていただくというふうなことであります。

二つ目の大きな役割を持たせる必要がありますのは、災害時などの有事が発生した場合に、特に支援物資の集荷と配送の拠点とするために、12旅団等による役割が必要なのはなかろうか。特に災害時等におきまして、12旅団は首都圏に特に有事が発生した場合には一大拠点として活躍が期待されている場所でもありますので、そのように、有事の場合の支援物資の集荷と配達役割をこの道の駅でやっていただく。そのような構想を打ち出してみたらどうかというふうな気がいたしますので、ご検討を賜りたいと思います。

JAまえばしでは、前橋の野菜のブランドで首都圏への消費拡大に努力したり、前橋商工会議所では、地場産豚肉の消費拡大を目指して、「TONTON料理のままえばし」の名物料理づくりに励んでいます。吉岡も前橋と連携して、力を合わせて産業振興を図りたいかがかと存じます。吉岡町に存在する温泉利用の拡大や産物の消費拡大にも、消費者の多い前橋との連携で地産地消などの産業振興はいかがでしょうか。

JR上越線に（仮称）吉岡駅誘致の要望・陳情書が本議会に提出されております。吉岡駅誘致は町民の長年の念願でありますから、これを実現させるにはそれなりの構想を打たなければならないと考えます。仮に吉岡駅ができた場合、利用者がどうすればたくさん集まるか。まず、そうした構想を練ることから初めなければならないと存じます。それには、人口の多い、特に前橋市北部住民の利用、特に前橋渋川バイパスの橋ができて、非常に今構想されているところが近くなるわけでありますから、前橋市に協力を求めて、前橋行政圏の定住自立構想として大所高所から考えて推進することが早道なのではなかろうかというふうな気がするわけでございます。土地利用と産業振興については、前橋市の行政協力を求めて、県都前橋の行政圏計画に取り組んでいただいで申請すること望ましいと私は考えます。

ここで町長にお願いですが、土地利用と産業振興の町長のご所見をいただきたいところでありますが、時間の関係上、私の質問の終わった後に、最後の質問に含めてご答弁をいただけたらありがたいと存じます。

質問要旨の3は、吉岡町の定住自立圏構想推進への取り組みについて町長の見解を問うであります。

定住自立圏構想の推進は、第5次吉岡町総合計画にもかかわる重要課題であると存じます。私は、今後の我が吉岡町民の定住自立を目指すために、保健医療、福祉、教育、土地

利用、産業振興の五つの具体的事項は、いずれを考えても地方分権によって福祉社会をつくり直すための具体的事項であり、分権には現金給付とサービス給付のセットが必要ですが、特に五つの具体的事項は住民に直結して、サービス給付を実践し充実することができるのは一定規模以上の行政サービス給付金を備えた中心市でないと、行政コスト上からも地方分権を推進することができないと考えられるからであります。

前橋市の高木市長さんは、全国中核市長会に参画して中心市の発展のために尽力されており、国も中核市以上の大都市には行政サービス給付推進をするため、大幅な権限と財源移譲のシステム構築がなされているようであります。

ここで、吉岡町が中心市としてお世話になる中核市の県都前橋市が望ましいと私は考えますが、それにはまず、相手に中心市になってくださるよう申し入れて、相手に十分ご検討いただかなければなりません。その上で、相手が中心市として国に対して中心市の名乗りを上げてくださらねばどうにもなりません。それだけに相手の立場には十二分配慮した上で臨まなければ失礼になりますので、町側の揺るぎない意志確認の上で、町行政最高執行責任者の町長の裁量にゆだねなければ推進することができません。町長の定住自立圏構想推進への取り組みについてご所見をお伺いいたします。

先ほどからお待ちいただいております、ここで所管課長さんのご答弁をお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 保健医療の関係で、福田議員さんのご質問に、吉岡町で調査可能な範囲内で答弁させていただきます。

町で調査可能といいますと、国民健康保険の加入者の21年度の直近が6月分になります。この受診者の受診地をお答えいたします。1、前橋市ですが、1,188名です。2の渋川市1,020名です。3のその他2,377名でございます。合計で4,585名でありました。せっかくの機会でありますので、町村別に多い順にお答えしたいと思います。一番多いのは吉岡町で1,801名、2番目が前橋市1,188名。3番目が渋川市1,020名、4番目が高崎市で493名、5番目が榛東村で24名でございます。

続きまして、福祉の関係についてお答えいたします。

グループホームの入所待ちと昨年の秋以降の要介護者の発生状況とその対処についてお答えいたします。

3名の方の入所希望がありましたが、3名の方が退所いたしまして、全員の方の入所が決まりましたので、現在のところ待機者はおりません。

以上、大変雑駁な説明ですが、答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 公立小中学校の教職員の任免に関するご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、公立小中学校教職員の任免、すなわち県費負担教職員の人事権についてでございますが、これは給与負担も合わせまして基本的には都道府県に権限があります。しかし、現在、地方分権の大きな流れの中で、政令指定都市に人事権、中核都市に人事権のうち、研修に関する実施義務が都道府県から移譲されております。少しさかのぼりますけれども、平成17年10月の中央教育審議会の答申において、県費負担教職員の人事権につきましては、中核市と一定規模の地方公共団体に移譲し、あわせて給与負担も適切に見直すことが提言されておりました。また、学級編制や教職員定数についても、学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大することが提言されておりました。こうした提言を受けて、さらに権限移譲が進められる方向で検討されているものと承知しております。

具体的には、国では、平成20年度に県費負担教職員の人事権等のあり方に関する協議会を設置して、県費負担教職員の人事権の移譲に関連しまして、すべての市町村において一定水準の人材確保を図ることができるよう、小規模市町村の行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担、学級編制、教職員定数のあり方などとあわせて検討を進めているところであります。公教育につきましては、言うまでもありませんが、教育の機会均等と教育水準の維持向上のための措置が大変重要になるわけがございます。このための仕組みはどのように整備されるか、大いに注目しているところでございます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町の定住自立圏構想推進への取り組みについて、定住自立圏構想は今後発生した町単独で解決できない課題を解決するために必要となる連携手法でありまして、当町で想定されている事業としては、住民の健康管理、福祉の分野などがまず考えられます。定住自立圏構想は、中心となる市が中心市宣言を行わなければならない、周辺市町村との両方の同意が必要となるものです。全国の24市22圏域がありまして、群馬県では、まだ圏域はありませんが、先行実施団体の連携の内容を見ると、医療、交通、産業振興、そして教育等が主なものとなっております。権限移譲等によって増加する行政需要に対してサービスの低下を招かないよう周辺市町村と十分協議を行ってまいりたいと考えております。

先ほど、質問の中でありました駒寄インター周辺の開発について、大変いい意見をいた

いただきました。いろいろな面におきまして参考にいたしまして、これから町の行政に役立てばというように思っております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 福田議員。

〔 11番 福田敏夫君発言 〕

11番（福田敏夫君） まだ少し時間がありますので、ごく簡単なことなのですが、健康福祉課長にちょっとお尋ねします。

先ほど、グループホームの、昨年秋以降に3名の方が発生して、入所は、手当ては済んだということですが、その施設は町内の施設か町外の施設なのか、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 大友幾男君発言 〕

健康福祉課長（大友幾男君） 福田議員さんの先ほどのお話にありましたように、18年度以降は、町内の方が町内の施設と、そういうことになっております。町内の方は町内の施設に入所が決まりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 福田議員。

〔 11番 福田敏夫君発言 〕

11番（福田敏夫君） 以上で、時間を6分残しておりますが、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（岩寄幸夫君） 福田敏夫議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして今議会に予定されておりました一般質問はすべて終了しました。

散 会

議長（岩寄幸夫君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時41分散会

平成21年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成21年9月14日（月曜日）

議事日程 第3号

平成21年9月14日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（委員長報告・同報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 9 議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第10 議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第11 議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第12 議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）

- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 4 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 5 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール新築工事
請負契約の締結について
(討論・表決)
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 7 請願・陳情審査報告
- 日程第 2 8 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 復元と教育予算の拡充を求
める意見書の採択に関する請願書

(討論・表決)

日程第 2 9 陳情第 2 号 核も戦争もない平和な 21 世紀を築くための 2009 年非核平和行進要請書

(討論・表決)

日程第 3 0 陳情第 3 号 J R 上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けての陳情書

(討論・表決)

日程第 3 1 陳情第 4 号 地区要望

(討論・表決)

日程第 3 2 陳情第 5 号 駒寄 P A に大型車まで乗り入れのできる E T C 専用インターチェンジの
早期実現に向けての陳情書

(討論・表決)

日程第 3 3 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 復元と教育予算の拡充を求
める意見書

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 4 議員派遣について

日程第 3 5 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 7 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第3回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。連日の議会活動に対し、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第3号により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告

議 長（岩寄幸夫君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会福田委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 福田敏夫君登壇〕

総務常任委員長（福田敏夫君） おはようございます。11番福田敏夫です。

総務常任委員会は、議長より付託されました議案6件につきまして、9月7日、全委員5名並びに議長、行政からは町長、副町長、教育長、所管の課長並びに局長及び室長のご出席をいただきまして慎重に審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案適正と認め、全会一致で決算認定でございます。

議案第62号 平成21年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

以上、付託議案審査6件の結果報告といたします。

議 長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会宿谷委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査報告をいたします。

文教厚生常任委員会は、9月8日9時より、全委員出席のもと、執行より町長、副町長、教育長、所管の課長、局長、室長の出席をいただきまして、付託されました12議案を審査いたしました。

議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、適正と認め、原案のとおり全会一致で可決であります。

議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、適正と認め、原案のとおり全会一致、決算認定であります。

議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、適正と認め、原案のとおり全会一致、決算認定であります。審査の中で多く出されたことは悪化している国保税の収納率でございまして、この滞納防止対策、収納率向上策などを多くの議員が聞かれました。そしてまた、一般会計からの繰入金、前年度対比30.9%についての多くの質問もありました。

議案第58号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、適正と認め、原案のとおり全会一致、決算認定であります。

議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、適正と認め、原案のとおり全会一致、決算認定であります。

議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、適正と認め、原案のとおり全会一致、決算認定であります。

議案第63号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、適正と認め、原案のとおり全会一致、可決であります。

議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、適正と認め、原案のとおり全会一致、可決であります。

議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、適正と認め、原案のとおり全会一致、可決であります。

議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、適正と認め、原案のとおり全会一致、可決です。

議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール新築工事請負契約の締結について、適正と認め、原案のとおり全会一致、可決です。

議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、適正と認め、原案のとおり全会一致、可決であります。

以上、12件、報告を終わります。

議長(岩寄幸夫君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩寄幸夫君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会南雲委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

産業建設常任委員長(南雲吉雄君) 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

去る9月2日、議会開会日に議長より付託をされました議案6件について、10日午前9時より産業建設常任委員会を開催し、委員全員、執行側より町長、副町長、関係課長及び室長の出席を求め、慎重審査を行いました。その結果を報告します。

議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質問等もありましたので、その点についても少し述べたいと思います。分担金及び負担金で511万9,720円、使用料及び手数料で551万6,378円の未収金があり、滞納繰越分と現年度分の収納方法についての質問があり、答弁者からは、滞納繰越分を先に収納し、現年度分については、景気悪化で厳しい状況ではありますが収納に努力をしたいという答弁であります。滞納繰越金について滞納延滞金を過料しているのかという質問でありますけれども、下水道料金については延滞金の過料はしていないと。未接続家庭があるかとの質問でありますけれども、接続率は今81%で2,563戸となっており、今後も推進を図っていきたいという答弁であります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定であります。

議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。汚水処理についての質問に対し、渋川広域清掃センターに污泥処理負担金252万5,700円を支払い処理をしていると。また、炭化施設についての質問であります。現在試験中で、窒素・リン酸成分は高いが、カリの成分は低いとの答弁であり、今後は農地に改良剤として活用していきたいという答弁であります。以上、審査の結果、原案どおり全会一致で認定であります。

議案第61号 平成20年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について、収益的収

入及び支出で805万2,121円の赤字決算であるが、今後の見通しについての質問であります。時間外勤務を民間に委託したこと、景気低迷による給水量の減が主な原因であるが、直ちに値上げをする考えはないというような答弁であります。原案適正と認め、認定であります。

議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、議案審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の結果、全会一致で可決であります。

以上、報告といたします。

議長(岩寄幸夫君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩寄幸夫君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、決算特別委員会小池委員長、お願いします。

〔決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

決算特別委員長(小池春雄君) 報告いたします。

決算特別委員会に付託されました議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算書の審査を、9月3日午前9時より4日までの2日間に向け、町長、副町長、教育長、関係課長、職員の出席を求め、議長出席のもと委員全員の出席により開催いたしました。歳入歳出とも、項ごとに慎重に審査をしました。

歳入では、1款1項、2項、3項、いわゆる町税の確保に質問が多く出ました。税の滞納と不納欠損に対するものです。回答では、専門徴収員を置いて取り組み、その成果は上がっているが、昨年からの景気低迷により、その影響を受けているとのことでありました。また、滞納者の実態調査・分析はしているか、すべきではとの問いに、収納率向上のために検討したいとの回答でした。滞納徴収のための専門部署の設置は考えられないかとの問いに、限られた人数でやらねばならず、帰宅が遅くなり現実不可能との回答でした。財産の差し押さえをしている実態があるが、差し押さえ処分が最優先をされると思われるがとの問いに、金融機関などの先の抵当権などが優先され、残りは望めないとの回答でした。役場も遠く、特に高齢者は納税に大変であり、税、料金などのコンビニ納入は考えられないかとの問いに対しては、費用は5、6百万円、手数料では5、60円かかるが検討した

いとの回答でした。また、定額給付金では何%給付が支給できたかとの問いに、8月末で96.5%の回答がありました。

続きまして歳出ですが、2款総務費、広報印刷費で、広報に企業広告は考えられないかとの問いに、対象が少なく難しいとの回答でした。3款民生費では、温泉施設利用料で広報が配布されない実態や、1件の世帯に違いがあり公平が確保されない状況にあり、改善の意見がありましたが、検討したいとの回答でした。4款衛生費では、フッ素塗布で60人の予定でしたが17人とどまり、影響問題が指摘をされました。9款消防費では、無線放送で聞こえない地域の改善を求めました。

以上、歳入歳出で出されましたおもだった質疑、意見です。

質疑終了後、当委員会で改善、要望として取りまとめをしました。

一つ、税、料の徴収に努力していただくとともに、コンビニでの納入を実施していただきたい。

一つ、町内業者の育成の観点から、入札制度の改善を図っていただきたい。

一つ、温泉施設利用招待券では、町民平等になるよう改善されたい。

一つ、防災無線の難聴地域の改善に取り組んでいただきたい。

以上要望し、採決の結果、適正と認め、全員の賛成にて本議案は認定、可決されました。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

これより議案審査に入ります。

日程第2 議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、議案第45号 公益法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例の制定を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、議案第46号 吉岡町情報公開条例の全部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、議案第47号 吉岡町個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第5、議案第48号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第6、議案第49号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第7、議案第52号 平成20年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第52号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（岩寄幸夫君） 日程第8、議案第53号 平成20年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第53号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（岩寄幸夫君） 日程第9、議案第54号 平成20年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第54号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第10、議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第55号 平成20年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

予算のときにも指摘をしておりますが、国庫負担率の軽減により本会計は町民の支払える限度を超える負担額となり、生活を圧迫しています。このことは容認できません。会計が赤字となったから、税を値上げして帳じり合わせをすればよいという考えであれば、町に町長も議員も要りません。

当町は資格証の発行もせず、だれでもが安心して必要なときに医療を受けられるようにしていることと、一般会計から1億7,000万円を超す繰り入れを行い、町民の直接負担を軽減している町長の姿勢は大きく評価できることであります。よって、本会計決算の認定に賛成をするものであります。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第55号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

日程第11 議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第11、議案第56号 平成20年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は認定でございます。
議案第56号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（岩寄幸夫君） 日程第12、議案第57号 平成20年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は認定でございます。
議案第57号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

日程第13 議案第58号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（岩寄幸夫君） 日程第13、議案第58号 平成20年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第58号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

日程第14 議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第14、議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） 議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に対し、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は、創設以来、見直しのたびに介護基準を厳しくし、必要なときに必要な介護が受けられない状況になっております。また、利用料負担が支払えず、介護を遠慮する事態も出ております。年金がわずか1万5,000円以上の方から直接天引きをされるような制度であり、大幅な改善が図られなければなりません。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

小林議員。

〔7番 小林一喜君登壇〕

7番（小林一喜君） 7番小林です。議案第59号 平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

介護保険事業の基本理念は、介護を社会全体で支え合うこととして、平成12年より3年を1期として、今年度は第3期事業運営期間の3年目となりますが、近年の社会情勢の変化と経済状況の悪化等、憂慮すべき状況の中で、出生率はわずかに上向いたものの、依然として高齢化が進み、要介護認定者もふえつつあり、核家族化とともに在宅介護も老老介護を余儀なくされております。

この中で、決算の歳入は、保険料が前年度比102.5%の増額、国庫支出金108.9%の増額、県支出金111.5%の増額、収納率は98.4%でございます。

次に、歳出は、歳出総額の93.4%を占める保険給付費は前年度比112.7%の増額、基金は1,773万7,676円を繰り入れ、1,203万5,234円を積み立て、年度末現在高は3,939万9,766円でした。寝たきりにならない介護予防のための地域支援事業に115.3%の増額となりました。

平成20年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり委員会では全会一致で原案のとおり認定をいたしました。議員皆様のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第59号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

日程第15 議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第15、議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） 議案第60号 平成20年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論を行います。

本事業は、75歳以上の高齢者に差別医療を持ち込み、高齢者はいずれ死が近いのだから医療を制限するとのことでできた制度です。発足以来、国民の多くの反対があり、私は政権が転覆するのではないかと指摘をしましたが、今回の衆議院選挙でも争点の一つとなり、政権がかわりました。

近いうちに廃止されると思いますが、このように高齢者を差別する医療制度は廃止しか

ないということを申し上げて、反対討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君登壇 〕

8 番（神宮 隆君） 8 番神宮です。議案第 60 号 平成 20 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論します。

後期高齢者医療事業は、平成 20 年 4 月から国会の医療制度改革の一つとして、今までの老人保健制度を改めて、75 歳以上は必ず加入、65 から 74 歳の一定の障害がある方は任意加入制度として始まったものであります。この制度は、県内すべての市町村で構成される広域連合により運営され、市町村国民健康保険や健康保険組合等と同じ独立した医療保険制度であります。

平成 20 年度歳入総額は 1 億 2,050 万 2,000 円で、主な内訳は、後期高齢者医療保険料 8,557 万 8,000 円、一般会計繰入金 3,067 万円です。収入未済額は 128 万 4,000 円で、収納率が低いので収納の努力が必要と認められます。歳出総額は 1 億 1,972 万 4,000 円で、内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 1,339 万 4,000 円、総務費 632 万 9,000 円です。適正に執行されているものと認められました。

医療給付の 5 割は公費、74 歳以下の支援金 4 割、高齢の保険料 1 割負担で 75 歳以上の高齢者の医療費を国民みんなで支えるという制度です。保険料も、所得額により軽減措置や事情により徴収猶予や減免制度があります。民主党はマニフェストで後期高齢者医療は廃止を掲げてありますので、今後変わる可能性はあると思います。

よって、委員長報告のとおり、この件については全会一致で認定しました。議員皆様のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第 60 号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔 賛成者起立 〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第 60 号は原案のとおり認定されました。

日程第 16 議案第 61号 平成 20 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 16、議案第 61号 平成 20 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第 61号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61号は原案のとおり認定されました。

日程第 17 議案第 62号 平成 21 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第 17、議案第 62号 平成 21 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第 62号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 62号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 63号 平成 21 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第 18、議案第 63号 平成 21 年度吉岡町学校給食事業特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第63号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第19、議案第64号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第64号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第20、議案第65号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
委員会は可決でございます。
議案第65号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第21、議案第66号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
委員会は可決でございます。
議案第66号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第22、議案第67号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第67号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第23、議案第68号 平成21年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第68号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第24、議案第74号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第74号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール新築工事請負契約の締結について

議長（岩寄幸夫君） 日程第25、議案第75号 平成21年度まちづくり交付金事業吉岡町立明治小学校プール新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第75号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第26、議案第77号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第77号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第27 請願・陳情審査報告

議長（岩寄幸夫君） 日程第27、請願・陳情審査報告を議題とします。

委員会審査報告を求めます。

総務常任委員会福田委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 福田敏夫君登壇〕

総務常任委員長（福田敏夫君） 11番福田敏夫です。

総務常任委員会は、議長より付託されました陳情2件につきまして議案審査終了後に慎重に審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書の審査結果は、全会一致で趣旨採択でございます。

陳情第3号 JR上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けての陳情書の審査結果は、全会一致で願意妥当と認め、採択でございます。

以上、陳情審査2件の結果報告といたします。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会宿谷委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） 請願の審査結果報告をいたします。

文教厚生常任委員会では、議長より付託されました請願1件を議案審査終了後に審査を行いました。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求め意見書の採択に関する請願につきまして、全会一致、採択でございます。

以上、報告を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会南雲委員長、お願いいたします。

〔産業建設常任委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

産業建設常任委員長（南雲吉雄君） 報告を行います。

産業建設常任委員会では、議案審査後、陳情第4号について審査を行いました。その結果を報告いたします。

陳情第4号、漆原東自治会長柴崎 博さん、新田地区栗田俊彦さんから出された陳情書ですけれども、地区要望ということで現地視察を行い慎重審査を行った結果、願意妥当と認め、全会一致で採択であります。

以上、報告といたします。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

次に、インター及び周辺整備推進特別委員会齋木委員長、お願いいたします。

〔インター及び周辺整備推進特別委員会委員長 齋木輝彦君登壇〕

インター及び周辺整備推進特別委員会委員長（齋木輝彦君） 報告いたします。

インター及び周辺整備推進特別委員会は、去る9月10日15時30分から委員全員、関係課長出席のもとに審議をいたしまして、採択ということでございます。なお、委員会としては、この議会も町を挙げて推進する問題と認識を強くいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長さん、ご苦労さまでした。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。10時10分に再開したいと思います。

午前 9時53分休憩

午前10時10分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第28 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書

議長（岩寄幸夫君） 日程第28、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復

元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第1号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第29 陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核 平和行進要請書

議長（岩寄幸夫君） 日程第29、陳情第2号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2009年非核平和行進要請書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮りします。

陳情第2号を趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択とされました。

日程第30 陳情第3号 JR上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けての陳情書

議長（岩寄幸夫君） 日程第30、陳情第3号 JR上越線に吉岡駅「仮称」設置構想実現に向けての陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第3号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第31 陳情第4号 地区要望

議長（岩寄幸夫君） 日程第31、陳情第4号 地区要望を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第4号を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第32 陳情第5号 駒寄PAに大型車まで乗り入れのできるETC専用インターチェンジの早期実現に向けての陳情書

議長（岩寄幸夫君） 日程第32、陳情第5号 駒寄PAに大型車まで乗り入れのできるETC専用インターチェンジの早期実現に向けての陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第5号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第33 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書

議長（岩寄幸夫君） 日程第33、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君登壇〕

12番（宿谷 忍君） 発議第2号、平成21年9月14日、吉岡町議会議長岩・幸夫様。提出者、町議会議員宿谷 忍、賛成者、町議会議員小林一喜。義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書。上記の議案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

記、提案理由、義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るため。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、昭和60年度以降、旅費・教材費・恩給費・共済追加費用等の一般財源化、平成16年度には中学校教職員給与費相当分が暫定的に一般財源化され、平成18年度からは、国の負担率が2分の1から3分の1に変更された。

この制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしてきている。

さらには、多くの地方自治体で財政が逼迫する中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。さらに、教職員の「子どもと向き合う時間の確保」のための施策の実施が喫緊の課題となっている。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人

ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、吉岡町議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充に向け下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記、1、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。2、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年9月14日。群馬県北群馬郡吉岡町議会、議長岩・幸夫。内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長様。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

宿谷議員、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議員派遣について

議長（岩寄幸夫君） 日程第34、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付されたとおり、議員研修のため、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第35 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第36 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第37 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第35、36、37、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題にいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。よって一括議題と決しました。

日程第35、36、37、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題といたします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第38、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、平成21年第3回定例会の日程をすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

秋の気配が濃くなるこのごろ、9月2日に開会されました本議会は、ここにすべての案件を議了いたしました。

町長を初めとする執行各位におかれましては、審議に当たり誠意をもって対応いただきましたことに対し、深く敬意をあらわすものであります。

この定例会において議員各位から寄せられた数々の貴重な意見等が、今後の予算執行並びに新年度の予算編成に反映され、厳しい財政状況のもとですが、町民の教育や福祉の向上に貢献することを切望するものでございます。

議員並びに執行各位におかれましては、今後ともご自愛の上、町の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長のあいさつの申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

第3回定例会におきましては、9月2日開会以来13日間、本議会に始まりまして、決算特別委員会を初めといたしまして各常任委員会等で長きにわたり審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

上程いたしました議案27件、同意1件、諮問1件、報告1件、すべての議案を慎重審議をしていただき、原案どおり認定、可決くださいましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、一般質問はもとより、平成20年度決算でありましたが、審議の中でのご指摘、そしてまたご意見等を賜りましたことを真摯に受けとめ、これからの行財政運営に生かしていきたいと考えております。

最後になりましたが、季節の変わり目でもありますので、健康には十分ご自愛の上、吉岡町発展のためご尽力をいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして平成21年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時27分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 栗 原 近 儀

吉岡町議会議員 栗 田 政 行